

【別冊】

第2期みんなで、す～で！  
ながさき虹色プロジェクト  
【長崎市地域まちづくり計画】

令和8年度～令和12年度

(素案)

長崎市

※計画の名称について：「みんなで、すべて！ながさき虹色プロジェクト」の名称は、地域コミュニティ推進審議会の委員の皆さんにご提案いただき決定したものです。地域には色々な人がいて、まちづくりは地域によって異なり多様性がある、また、現状から明るい未来への懸け橋になるという意味が込められています。みんなでまちづくりに取り組もうという思いを、皆さんに身近に感じていただくよう長崎弁で呼びかける言葉で表現しました。

## はじめに

市長あいさつ

長崎市社会福祉協議会会长あいさつ

長崎市地域コミュニティ推進審議会会长あいさつ

各1ページずつ

# 目 次

## **1 計画の基本的な考え方について**

- (1) 計画策定の趣旨と経過
- (2) 計画の概要・位置付け
- (3) 計画の期間

## **2 長崎市の現状**

- (1) 人口の推移
- (2) 世帯人数の推移
- (3) 人口構成
- (4) 自治会加入率の推移

## **3 計画策定に係る検討過程**

- (1) 検討過程
- (2) 第1期地域まちづくり計画の検証による成果と課題
- (3) 地域自治を進めるために必要な視点

## **4 目指す地域の姿**

- (1) 目指す地域の姿と2つの柱
- (2) 計画の体系図

## **5 目指す地域の姿を実現するために**

### 柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

### 柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める
- (2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む
- (3) 地域への支援体制を強化する

## **6 計画の推進・進行管理**

- (1) 計画の推進
- (2) 進行管理
- (3) 目標指標
- (4) 方向性の進捗をはかる指標

## **7 参考資料**

- (1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会
- (2) 長崎市地域コミュニティ推進本部
- (3) 長崎市社会福祉協議会
- (4) 地域コミュニティ連絡協議会
- (5) 市民アンケート調査結果概要
- (6) 長崎市よかまちづくり基本条例
- (7) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

# 1 計画の基本的な考え方について

## (1) 計画策定の趣旨と経過

### ア 趣旨

地域を取り巻く環境は、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化など社会情勢が大きく変化しています。地域においては、一人暮らしの高齢者の増加、ひきこもりや生活困窮、虐待、孤立死など深刻な問題が顕在化し、地域課題は複雑化・多様化してきています。

私たちが暮らす長崎市においても、自治会加入率の低下、地域活動への参加者減少、地域団体の役員の担い手不足などにより、地域における連帯感が希薄化し、自助・共助の力が弱まっています。しかし、そのような中でも、様々な分野において自治会をはじめそれぞれの団体が目的に応じて活動に取り組まれ、地域課題の解決に大きな役割を果たしていただいている。

このような状況を踏まえ、長崎市は、地域コミュニティの力を強化するため、「地域コミュニティのしくみづくり」と「行政サテライト機能再編成」を推進し、地域を支える新たなしくみを構築しました。

第1期計画期間においては、この取組みにより、地域の各種団体間が連携して課題解決に取り組む地域コミュニティ連絡協議会が約7割の地区で設立され、課題解決に主体的に取り組む地区が増えています。市は4か所の総合事務所と20か所の地域センターにまちづくり支援職員を配置し、地域の特性に応じたきめ細やかな支援を行っています。

このように、第1期計画では、地域コミュニティ連絡協議会の設立を通じて、地域のつながりを強めるための体制づくりやまちづくり支援職員による地域のまちづくりを支援する体制の整備に注力してきました。

第2期計画期間では、さらに地域の力を強めるため、協議会の全地区設立を目指すとともに、安定的かつ持続可能な地域のまちづくりの推進において、喫緊の課題である地域活動の担い手づくりに取り組むという方向性を強調することで地域と市などが協働して取り組んでいくこととします。

近年の大規模災害や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に対応するため、市と市民が協働し、地域のつながりをさらに強化することが求められています。

最終的な目標は、各主体がそれぞれの強みを活かし、安定的かつ持続可能な地域自治が実現することです。この計画は、「地域コミュニティを支えるしくみ」を活用し、地域の力を最大限に引き出すことを目的としています。

### イ 経過

本市では、社会福祉法に基づき、「誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち」を目指し、平成23年に第1期地域福祉計画、平成28年に第2期地域福祉計画を策定しました。この計画は、長崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の「地域福祉計画」と一体的に策定して、市社協と協働し地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、平成23年度から地域コミュニティのしくみづくりプロジェクトにおいて、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行うための地域を支えるしくみづくりを行い、平成31年3月には「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」を施行しました。

また、平成29年10月からはまちづくりを支援する職員を配置する等、市と市民が協働し

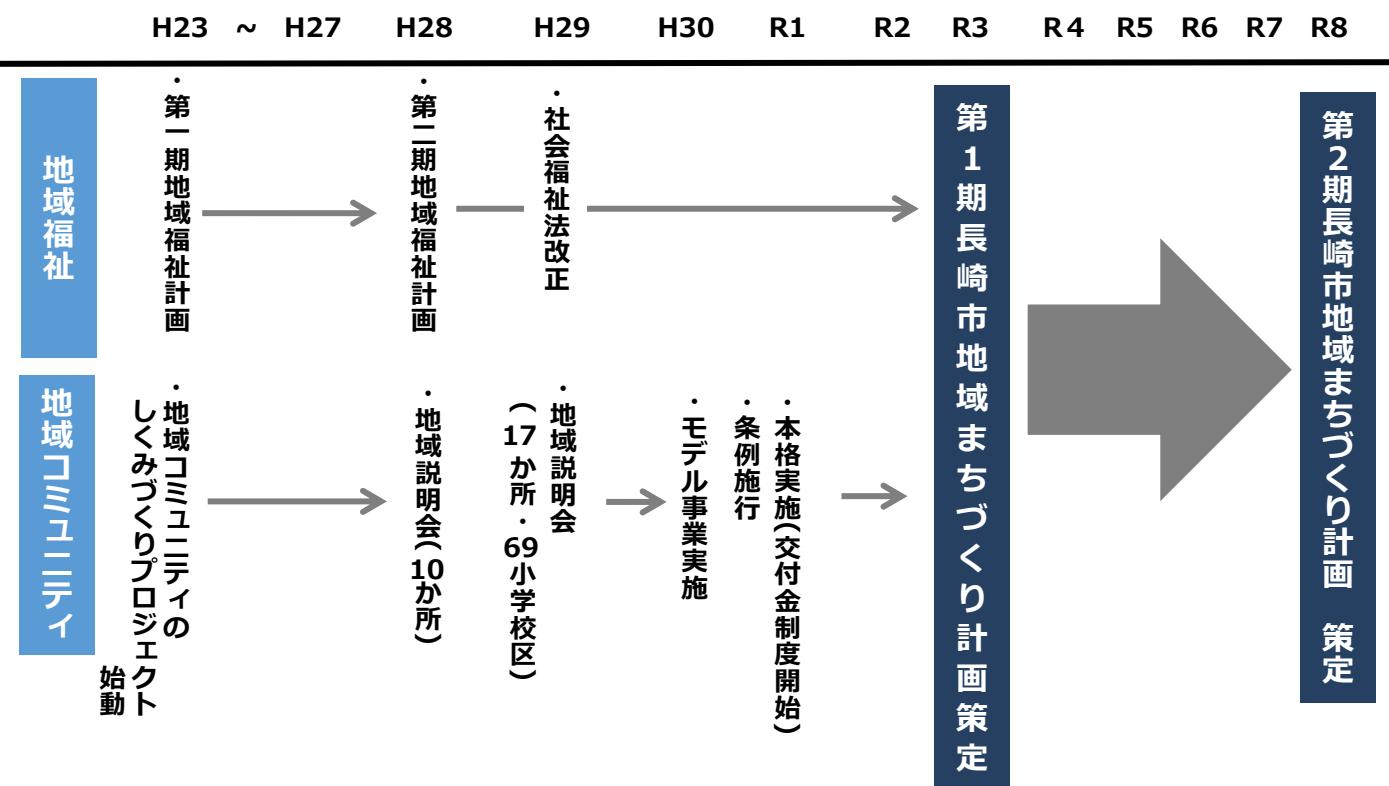
て地域におけるまちづくりを推進しています。

国においても、「地域共生社会」の実現に向けて平成 29 年度に社会福祉法を改正し、①地域住民が地域課題の解決を図ること、②市は地域課題の相談に包括的に応じる体制（複雑な地域課題に関する相談を丸ごと受け止める体制）を整備することを追加し、令和 3 年 4 月の法改正では重層的支援体制整備事業が創設され、更なる地域福祉の推進を求めています。

そのため本市では、地域におけるまちづくりをより一層推進する中で地域福祉の推進も図られると考え、令和 3 年度に地域福祉計画を包含した「長崎市地域まちづくり計画」を策定しておりましたが、第 1 期の計画期間が満了したことを受け、このたび第 2 期計画の策定を行いました。

なお、これまでと同様に、地域福祉の推進には、市社協との連携が必要であることから、「地域福祉活動計画」の要素も併せもつものとします。

#### 【イメージ図】



## (2) 計画の概要・位置付け

長崎市地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

また、地域におけるまちづくりの推進は、地域福祉のほか、防犯防災、生活環境、教育文化、地域振興など様々な分野に関わることから、本市の各個別計画と整合を図り、“地域におけるまちづくりの視点”で包括する計画と位置づけます。

◆長崎市地域まちづくり計画と総合計画・個別計画との関係イメージ図



## (3) 計画の期間

本計画は、第2期として令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。

年度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
地域福祉計画																				
地域 まちづくり計画																				

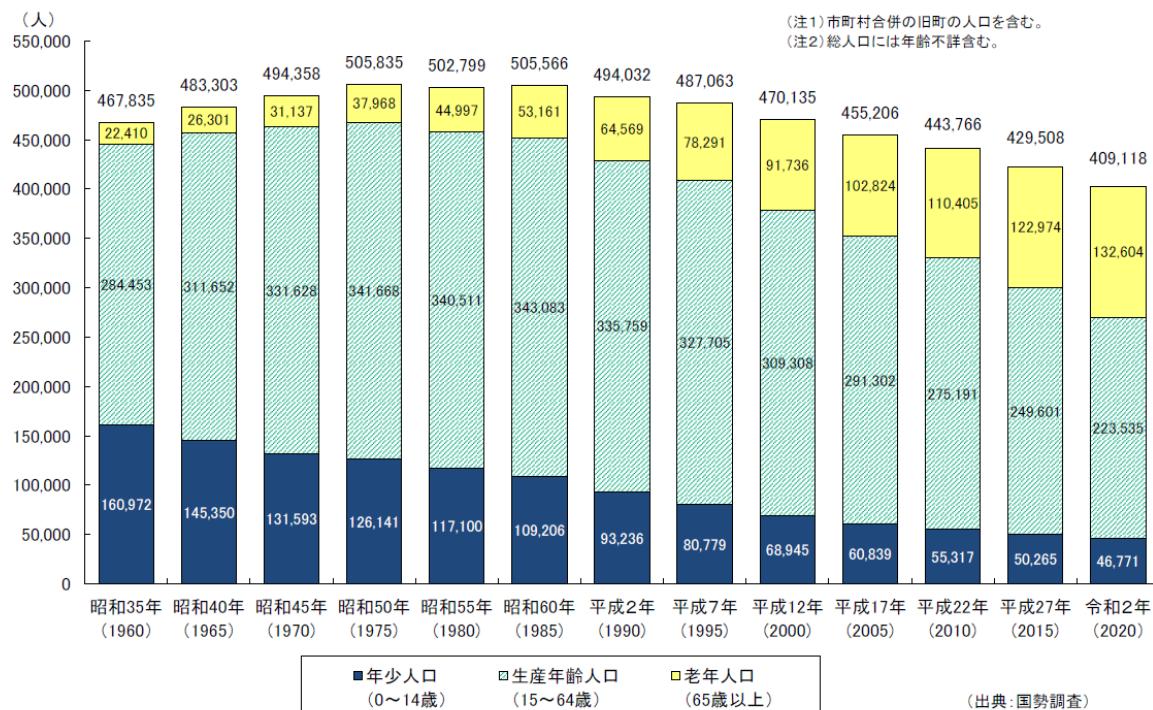
The table shows the planning period for the Long崎 City Community Revitalization Plan. The 'General Plan' (H23-H27) is divided into 'Phase 1 Plan' (H23-H27) and 'Phase 2 Plan' (H28-H30). The 'Community Revitalization Plan' (H28-H30) is divided into 'Phase 1 Plan' (H28-H30, including the 3rd期地域福祉計画) and 'Phase 2 Plan' (H28-H30, including the 4th期地域福祉計画).

## 2 長崎市の現状

### (1) 人口の推移

長崎市の総人口は、昭和 60 年を過ぎた頃から減少傾向にあります。

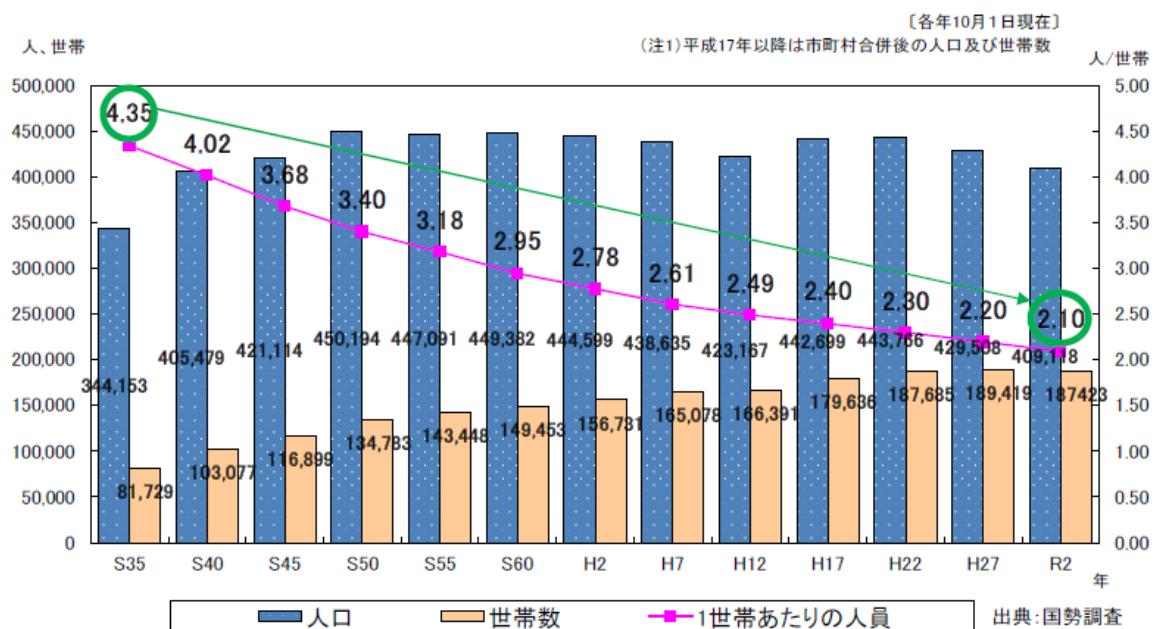
年少人口（15 歳未満）が減少の一途をたどる中、老人人口（65 歳以上）の増加が継続しており、少子化と高齢化が同時に進行している状況となっています。



### (2) 世帯人数の推移

単身世帯が増加し、一世帯あたりの人数は、減少傾向にあります。

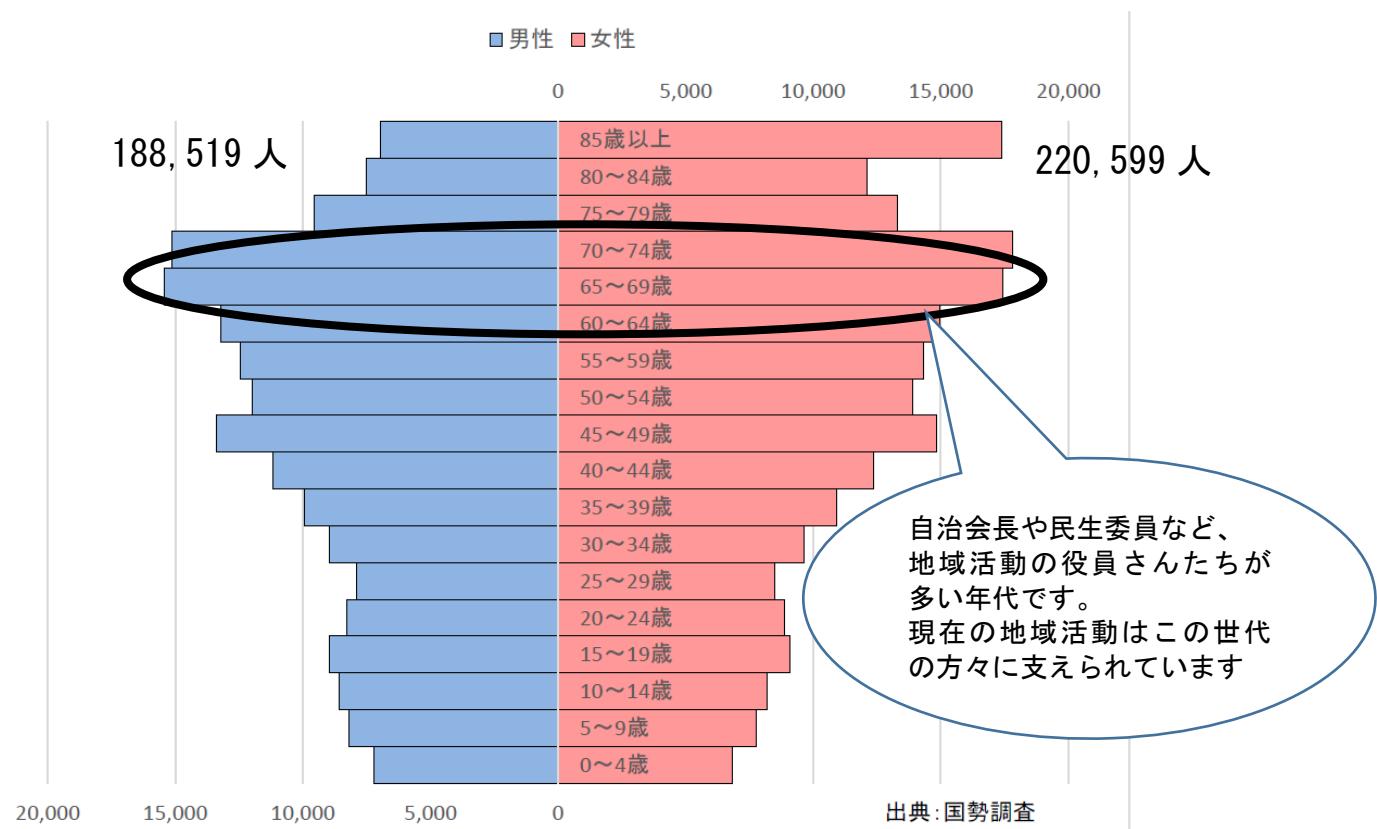
一世帯あたりの平均世帯人員は、昭和 35 年には 4.35 人だったのが、令和 2 年には 2.10 人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



### (3) 人口構成

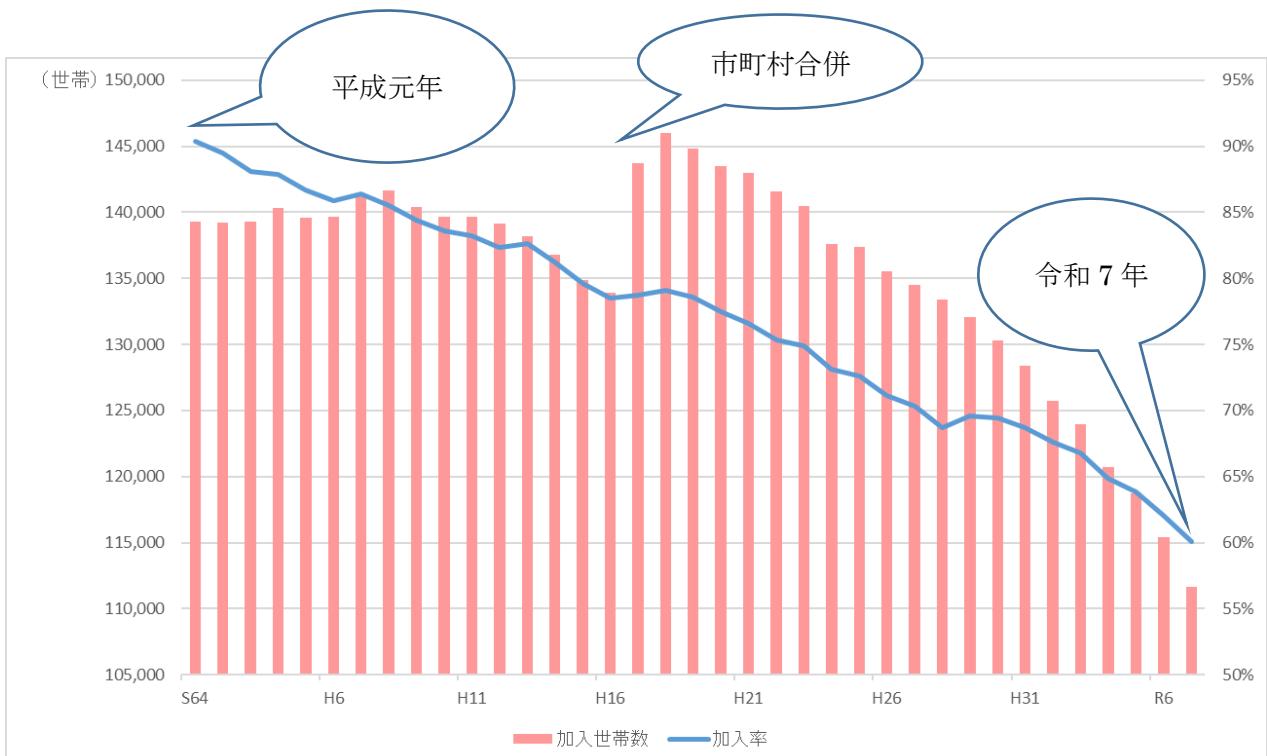
令和2年の国勢調査による人口構成を見ると、60代の人口が最も多くなっています。

現在、地域活動を支えている60歳代、70歳代の方々が、10年後20年後には支えられる側となり、支える世代よりも支えられる世代の方が人口が多い構図となっていくことが予想されます。



### (4) 自治会加入率の推移

自治会加入率も減少傾向にあり、平成元年は90%でしたが、令和7年は60%となっています。



### 3 計画策定に係る検討過程

#### (1) 検討過程

##### ア 計画策定における検討過程の重要性

地域自治を推進するためには、市役所内の関係部局の連携だけでなく、地域で取り組む際に中心となる地域団体等の主体的な参画が重要となってきます。そのため、市民アンケート調査や地域自治の担い手となる様々な主体の方々にも意見をいただき、計画策定を進めました。

##### イ 計画策定の過程

###### (ア) 長崎市地域コミュニティ推進本部

市では、市長を本部長とし、関係部局長を委員とした長崎市地域コミュニティ推進本部を設置し、本部会議、幹事会など全庁体制で計画の見直しを行いました。



###### (イ) 長崎市地域コミュニティ推進審議会

地域活動団体、福祉・介護関係団体、医療・保健関係団体、教育関係団体、子ども・青少年育成関係団体、防災関係団体、防犯関係団体、公益活動団体、産業関係団体、金融関係団体、学識経験者、公募委員など 20 名の委員で構成された同審議会においてご審議いただき、様々なご意見をいただきました。



###### (ウ) 市民からの意見聴取

###### a 市民アンケート調査の実施

18 歳以上の長崎市民 2,000 人(無作為抽出)を対象に、

近所づきあいや地域活動への参加状況などの現状を把握するためアンケート調査を実施しました。

- ・調査期間：令和 6 年 12 月 1 日～1 月 6 日 (37 日間)
- ・調査方法：郵送及び電子申請方式
- ・回収状況：回収数 964 人 回収率 48.2%  
(紙：736 人 電子申請：228 人)

###### 第 2 期長崎市地域まちづくり計画策定に係るアンケート調査

アンケート調査へのご協力をお願い

皆様には、日頃から市役所にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、長崎市では令和 8 年度第 2 期長崎市地域まちづくり計画の策定を予定しています。この計画は、市民や関係団体、行政等が協力しながら、みんながつながりを育んで、安心していき生きと暮らせるまちづくりを進めるものです。そこで、この計画が進むべき方向性をより多くついての考え方や意見を計画策定に活かしたいと考え、第 2 期(令和 10 年度)の 18 歳以上方 2,000 人を対象で実施します。アンケート調査をお願いすることとなりました。

お手数をおかけしますが、上記調査をご理解いただき、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

※調査は、市内在住の 18 歳以上の方のうち無作為に選ばせていく形式で、お読みして頂く際は、必ずお読みください。

令和 6 年 12 月 長崎市長 許 木 安樹

ご回答にあたって

■この調査は、市内在住の 18 歳以上の方のうち無作為に選ばせていく形式で、お読みして頂く際は、必ずお読みください。調査範囲は統計的に考慮しますので、回答いただいた内容に偏りが生じるおそれがあります。

■できるだけ軽快のあて名となっているご本人が回答してください。

（ご本人が回答できない場合は、代答の方をお読みくださいても結構です。）

■回答方法は、【Web 調査】または【郵送回答】のどちらか一方でお願いします。

Web 回答 URL Web 回答二元化バーコード

<https://e-polls-lm0.jp/city-nagasaki-u/0/fe/offerListDetail?itemSeq=6341>



スマートフォン等で読み取って回答ができます。

■郵送回答の場合は、ご記入が終わったら、お名前やご住所に黒字で書かず、同時に返信用封筒(返手書き)に入れて、**12 月 20 日(金)まで**に郵便にてお送りください。

■回答は、あてはまる選択肢の番号に□をつけてください。

【お問い合わせ】 長崎市役所 市民生活課 地域コミュニティ推進室

電話 095-829-1283

## b 大学生との意見交換

令和7年5月に長崎大学経済学部（2年生・35名）と長崎純心大学人文学部（3.4年生・33名）の学生の皆さんと講義の一環として意見交換を行いました。



### 【主な意見（一部抜粋）】

#### 1 どのような地域に住みたいと思いますか？

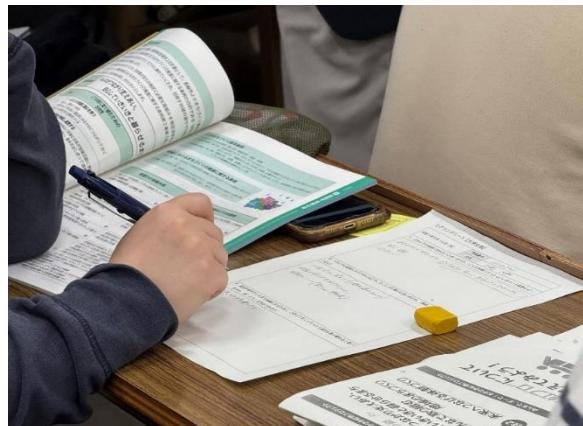
人とのつながりが多い地域、子どもから高齢者まで広い世代と関わりを持てるようなまち  
何かが起こった時も互いに助け合える地域、安心して生活ができる地域（防犯、治安維持）  
子どもたちが住みやすい地域、生活に必要なものがすぐ手に入るコンパクトなまち

#### 2 1のような地域にするためには、どういうことが大事だと思いますか？

地域の交流の場、人と人のつながりを大切にすること、自治会の活性化、インフラ整備  
いろいろな世代で討論を気軽にできる場、日頃からあいさつをしたり地域活動に参加する

#### 3 1のような地域にするために、どのようなことだったら自分も取り組めると思いますか？

地域イベントへの参加と参加の呼びかけ、自治会に参加、日頃からあいさつをする  
ボランティアとして参加したり広報活動をおこなう、様々な地域活動を知って学ぶ  
ゴミの分別、子どもからお年寄りまで楽しめるような行事・活動を考える



### c 地域コミュニティ連絡協議会との意見交換

令和 6 年度末時点で設立されている 48 協議会のうち、代表者会議にご出席いただいた 43 協議会の会長や副会長、事務局長、部会長など計 145 名の皆さんと意見交換を行いました。



#### 【主な意見（一部抜粋）】

将来に向けた担い手づくりについて、「複数団体を組み合わせた事業の実施」や、「参加しやすい会議日程の調整」といった運営の工夫や、「他団体との意見交換の場を設ける」や、「学生と連携して事業を行う」といった活動の工夫事例が出されました。また、協議会を設立したことでの、「地区全体の声がひろえるようになった」、や「世代を超えて知り合いができた」、「自治会だけでは継続が難しいことができるようになった」といったご意見をいただきました。

※詳細については●ページ参照

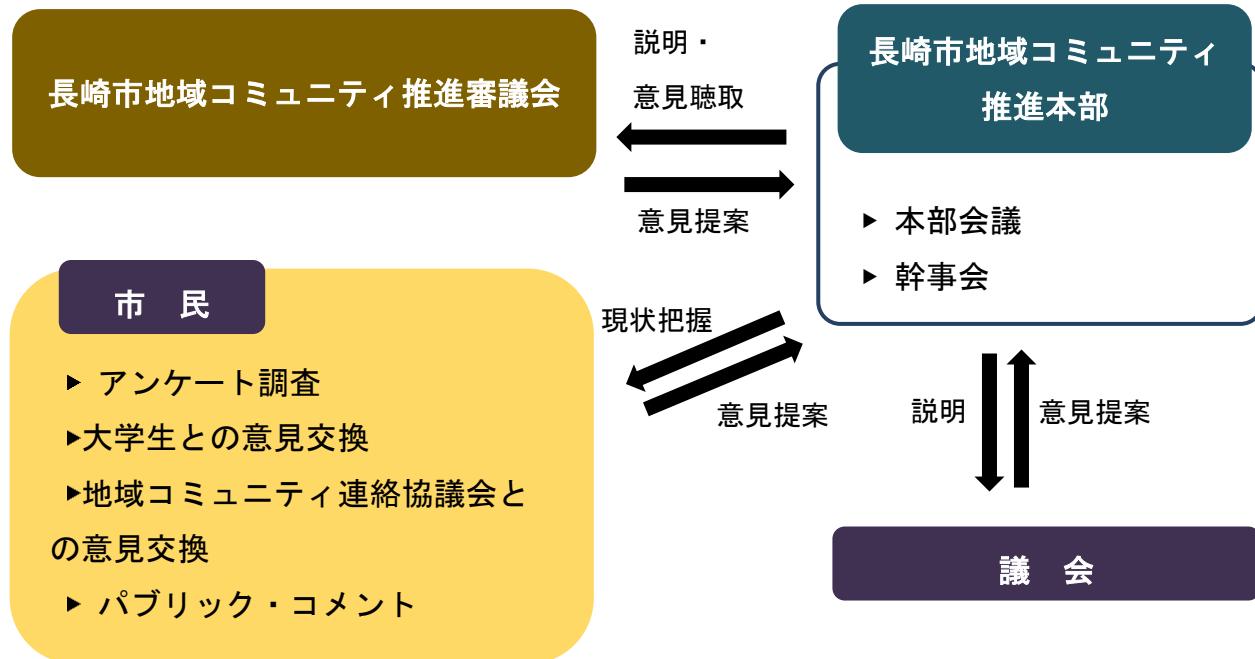


#### d パブリック・コメントの実施

計画案について市民からの意見を幅広く募集するため実施しました。

- ・調査期間：令和7年12月9日～令和8年1月7日（30日間）

#### 【参考】計画の策定体制イメージ図



## (2) 第1期地域まちづくり計画の検証による成果と課題

### ア 目標指標について

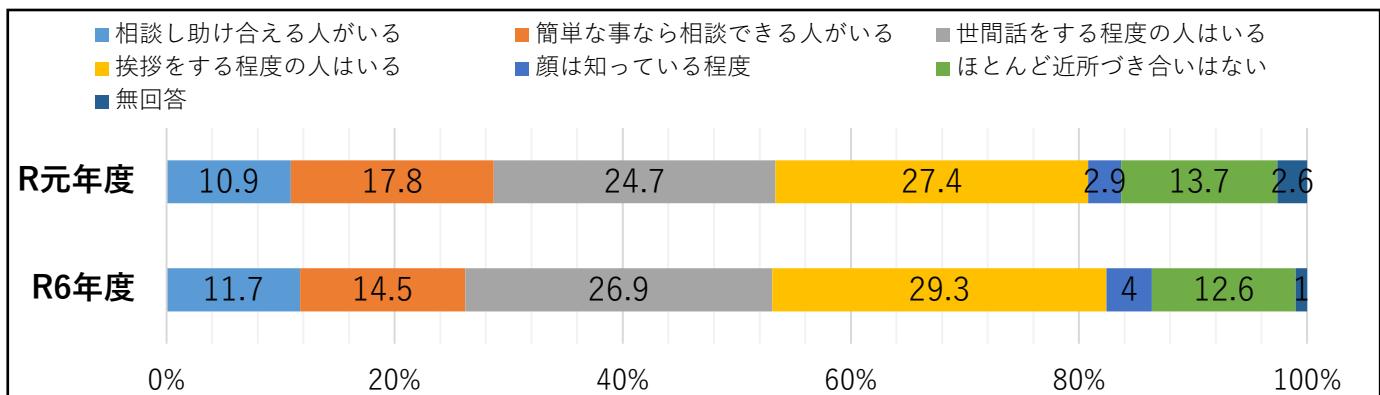
計画の推進にあたっては、次の4つの目標指標を定めており、基準値である令和元年度の値から5年後の令和6年度の値において検証を行いました。結果は次のとおりです。

目標指標	指標の説明	直近値 R元年度	実績値 R6年度	目標値 R6年度	検証結果
(1)ご近所に助け合える人がいる人の割合	直近値から毎年度1ポイント増を目標とする	28.7%	26.2%	33.7%	・R元年度から2.5ポイント減少し、達成率は77.7%である
(2)地域活動等に参加したいと思う人の割合	直近値から毎年度1ポイント増を目標とする	82.4%	84.4%	87.4%	・R元年度から2.0ポイント増加し、達成率は96.6%である
(3)地域活動等に参加している人の割合	直近値から毎年度1ポイント増を目標とする	51.7% (59.4%)	54.9%	56.7%	・R元年度から4.5ポイント減少し、達成率は96.8%である
(4)自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	75.0%を目標とする	70.5%	75.6%	75.0%	・R元年度から5.1ポイント増加し、達成率は100.8%である

※目標指標(3)は、令和元年度直近値の算出方法に錯誤が判明したため補正したもの

## (ア) 目標指標 1 の結果と分析

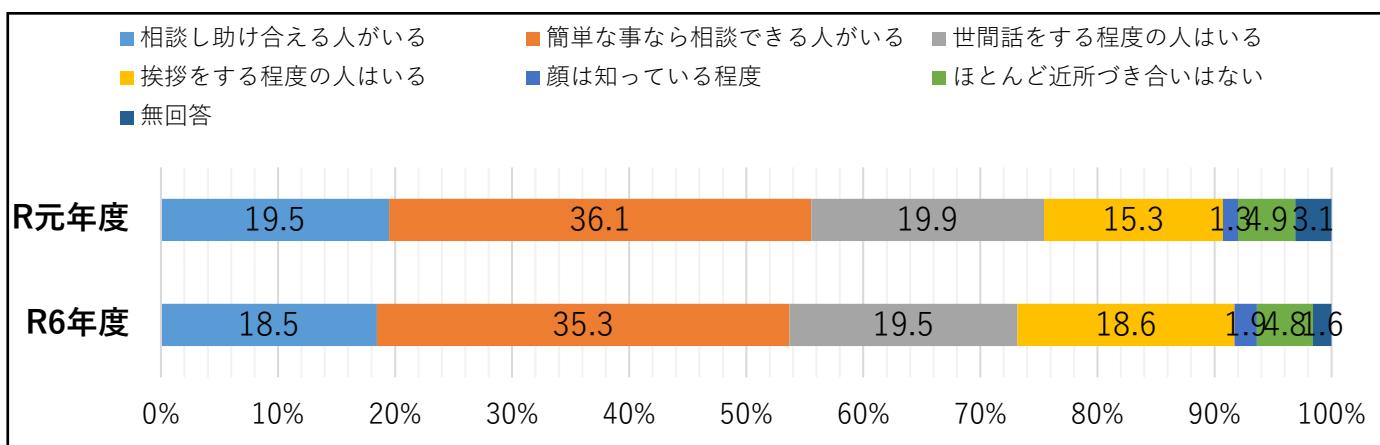
### 目標指標 1：ご近所に助け合える人がいる人の割合



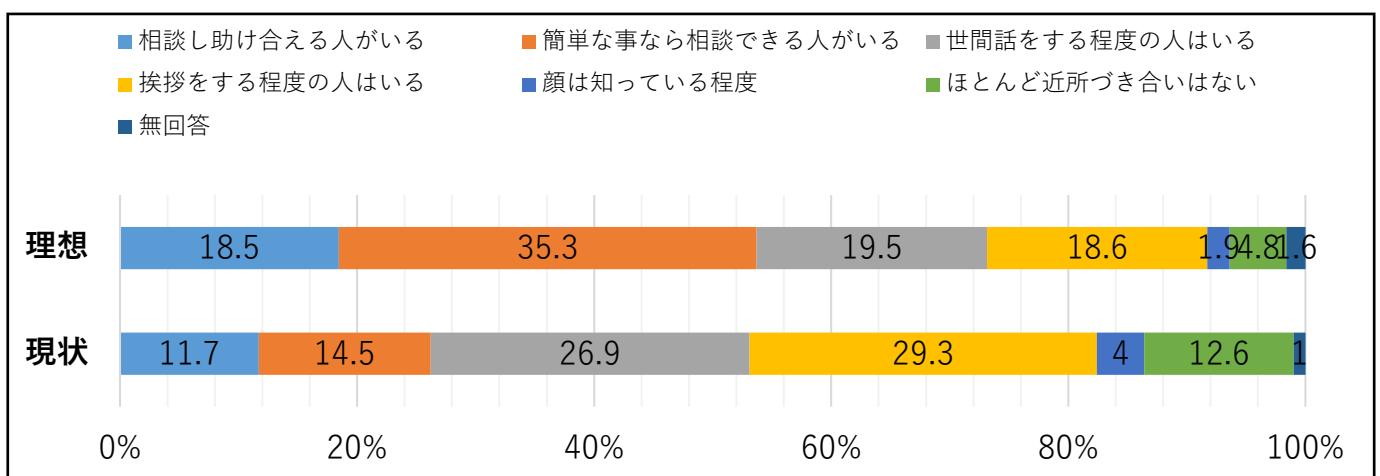
近所づき合いがある（「何かで困ったときには相談し合える人がいる」+「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える人がいる」）は 26.2% であり、令和元年度の 28.7% から 2.5% 下降している。

理想は 53.8% で現状は 26.2% となっており、理想と現状で 27.6% のギャップが生じている。

### 【参考】目標指標 1 関連：ご近所づきあいの理想についての割合

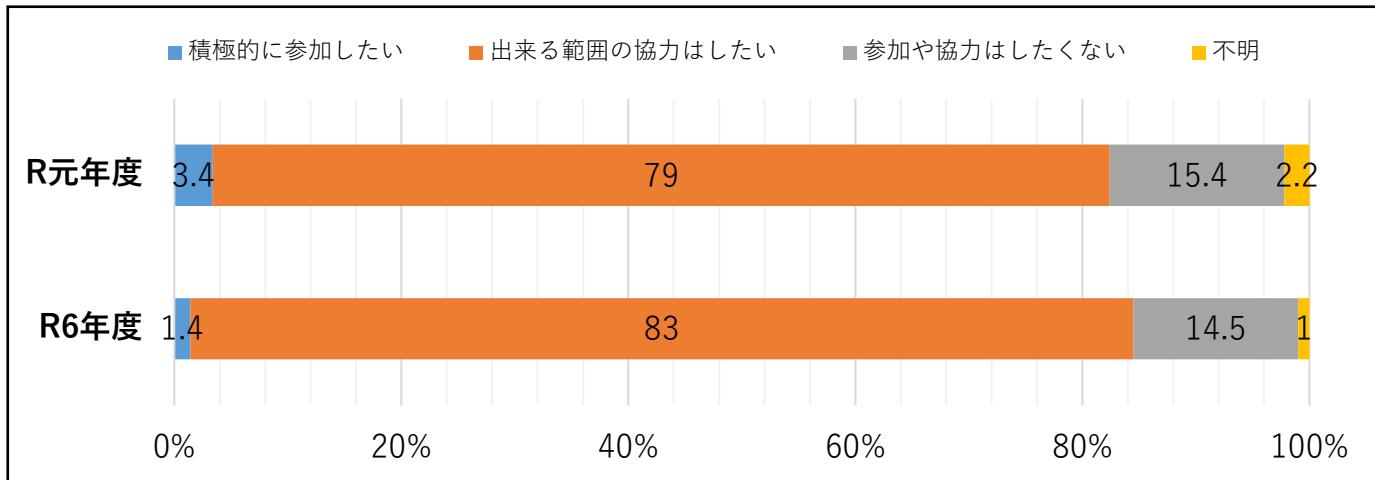


### 【参考】目標指標 1 関連：ご近所に助け合える人がいる人の割合 現状と理想



## (イ) 目標指標 2 の結果と分析

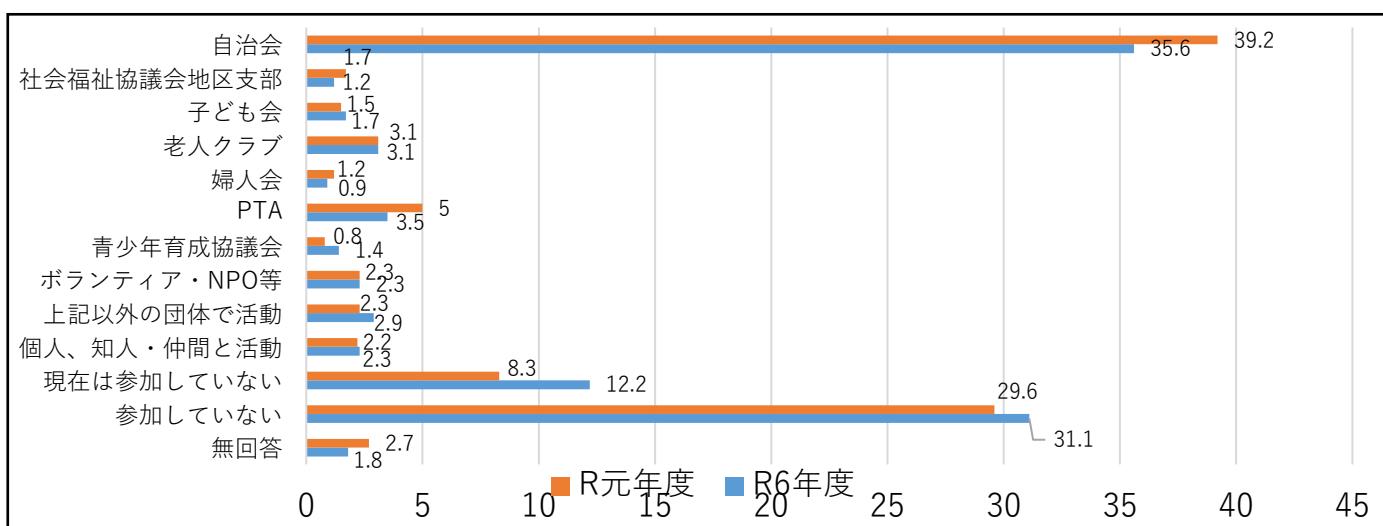
### 目標指標 2：地域活動等に参加したいと思う人の割合



参加したいと思う（「積極的に参加したい」 + 「出来る範囲の協力はしたい」）は 84.4% であり、令和元年度の 82.4% から 2.0% 上昇している。

## (ウ) 目標指標 3 の結果と分析

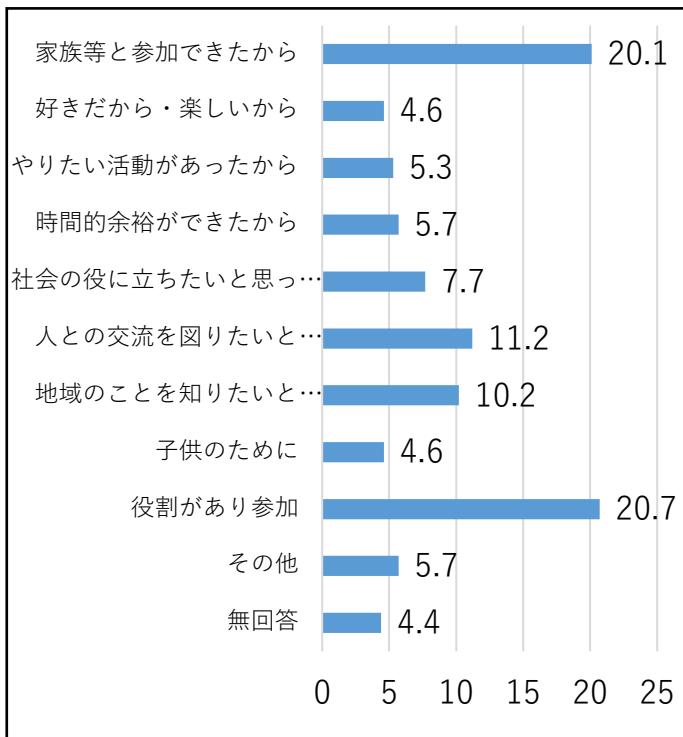
### 目標指標 3：地域活動等に参加している人の割合



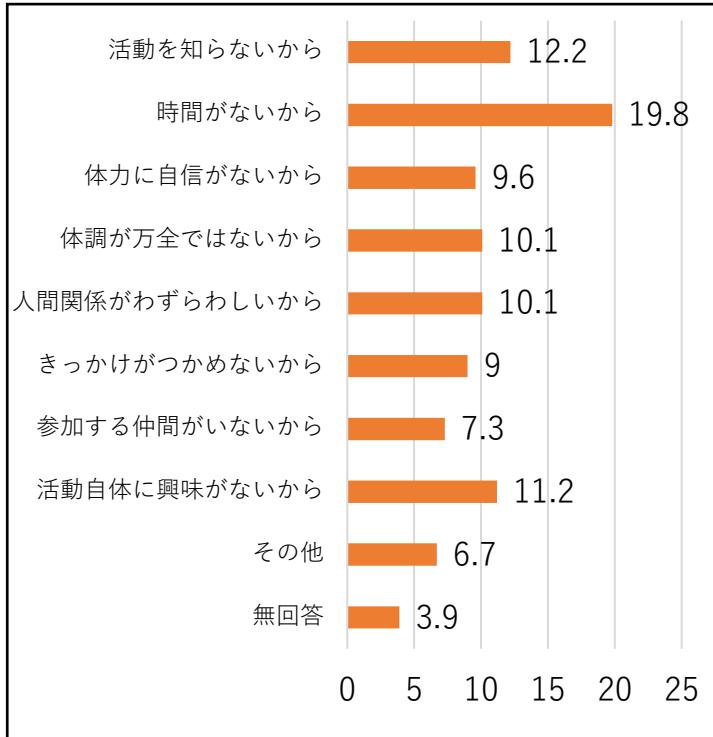
「参加していない」、「以前参加していたが、現在は参加していない」及び「無回答」をあわせた 45.1% を差し引くと、何らかの活動に参加している人は 54.9% であり、令和元年度の 59.2% から 4.5% 下降している。参加したいと思う人は 8 割を超えており、実際に参加している人は 5 割程度になっており、理想と現状にギャップが生じている。

## 【参考】目標指標3 関連：地域活動等に参加している・していない理由

地域活動に参加している理由

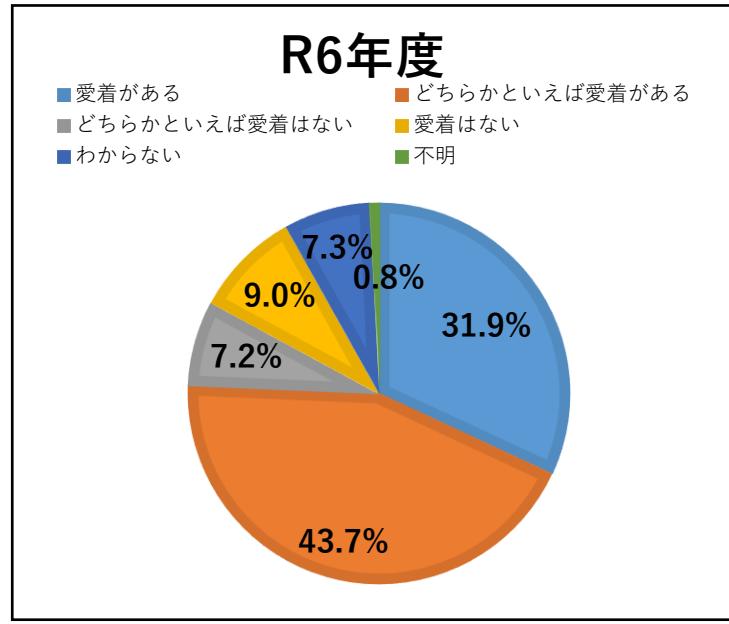
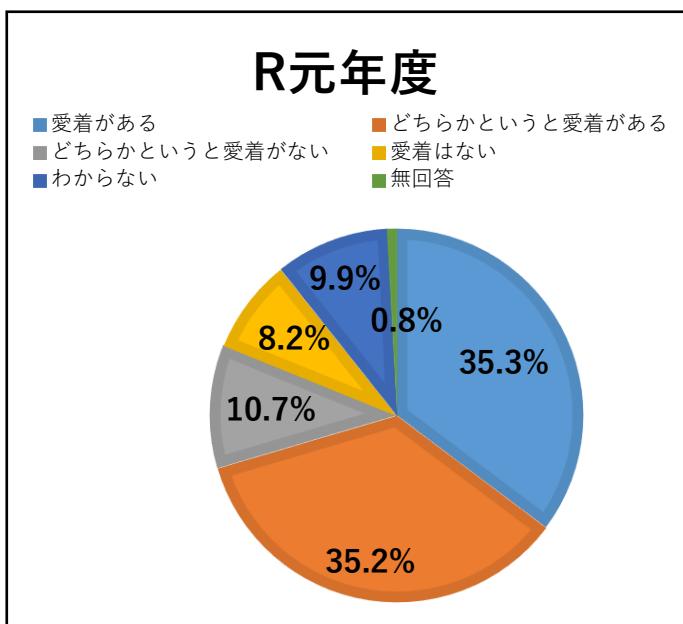


地域活動に参加していない理由



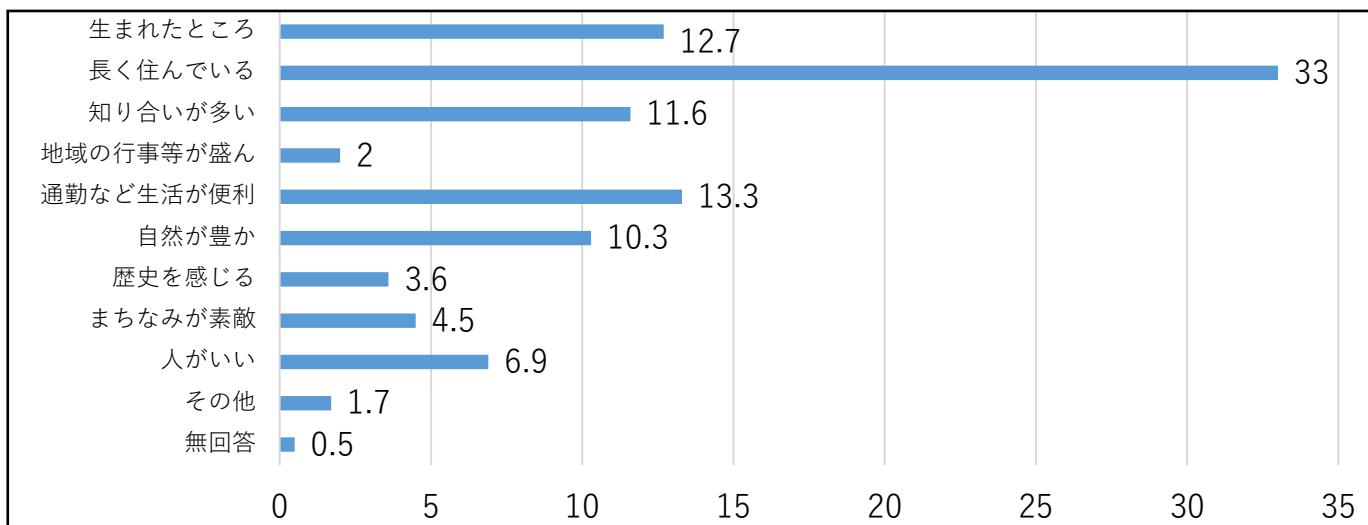
## (エ) 目標指標4の結果と分析

目標指標4：自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合



愛着を持っている（「愛着がある」+「どちらかといふと愛着がある」）は75.6%であり、令和元年度の70.5%から5.1%上昇している。

【参考】目標指標 4 関連：お住まいの地域に愛着がある理由



イ 方向性の進捗をはかる指標について

総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるため設定している目標値を用いて、方向性の進捗をはかる指標を定めており、基準値である令和元年度の値から5年後の令和6年度の値において検証を行いました。結果は次のとおりです。

指標	R元	R6 進捗		
	直近値	目標値	実績値	達成率
<b>柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり</b>				
<b>(1)一人ひとりが地域に関心を持つ</b>				
自治会加入率	68.7%	69.7%	60.1%	86.2%
井戸端パーティーの専用サイトの延べ閲覧者数及び企画掲載件数	【閲覧者数】 8,554人 【閲覧件数】 146件 【R2.10.1～ R3.1.31】	【閲覧者数】 37,570人 【閲覧件数】 639件	【閲覧者数】 80,948人 【閲覧件数】 389件	【閲覧者数】 215.5% 【閲覧件数】 60.9%
<b>(2)様々な人や団体が参画し連携する</b>				
自治会加入率【再掲】	68.7%	69.7%	60.1%	86.2%
市民活動センター登録団体数	200団体 【R2.4.1】	255団体	195団体	76.5%
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】	17地区	61地区	48地区	78.7%

指標	R元	R6 進捗		
	直近値	目標値	実績値	達成率
<b>柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり</b>				
<b>(3)暮らしやすいまちづくりに取り組む</b>				
地域の防火防災訓練実施率	10% 【R2 年度見込】	81.3%	78.8%	96.9%
自主防災組織活動力バー率	68.4%	75.3%	72.1%	95.8%
青少年育成協議会による事業の実施総数	147 事業	170 事業	177 事業	104.1%
健康づくり推進員の登録人数	1,881 人	2,097 人	1,596 人	76.1%
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲（捕獲隊）の組織数【累計】	92 組織	127 組織	142 組織	111.8%
<b>(4)個性ある地域の魅力づくりに取り組む</b>				
移住者数	292 人	350 人	546 人	156.0%
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数	9,097 人	10,500 人	6,127 人	58.4%
<b>柱2 未来につなげる体制づくり</b>				
<b>(1)地域の体制づくりを進める</b>				
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】【再掲】	17 地区	61 地区	48 地区	78.7%
高齢者生活・介護支援サポーターの新規養成者数	73 人	140 人	63 人	45.0%
<b>(2)地域への支援体制を強化する</b>				
地域の会議及びイベント等への参加件数	-	4,000 件	3,936 件	98.4%
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数	388 世帯	450 世帯	479 世帯	106.4%
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談件数及び終結率	【相談件数】 306 件 【実人数】 226 件 【終結率】 95.1%	【相談件数】 2,140 件 【実人数】 260 件 【終結率】 95%以上	【相談件数】 1,455 件	-

### （3）地域自治を進めるために必要な視点

ここまで検証を踏まえ、これから地域自治を進めていくために必要な視点を、次のとおり整理しました。

- 当事者意識の醸成
- 様々な団体や幅広い世代の参画
- 担い手となる人材の発掘・人材育成
- 地域全体で目指す姿の共有
- 各団体の役割分担・相互補完・負担軽減の促進
- 多様な主体が繋がる機会の創出
- 市や関係機関が連携した包括的な支援体制の充実
- 多様な生活様式に合わせた DX の推進

## 4 目指す地域の姿

### （1）目指す地域の姿と2つの柱

地域自治を進めるための必要な視点を整理し、次のとおり「目指す地域の姿」とそれを実現するための「2つの柱」を定めました。

この2つの柱の考え方は、1つ目の柱は、地域の中で住民や地域団体等、様々な主体が地域活動に参画する、そして市も連携・協働して取り組みを進めるということです。次に2つ目の柱は、柱1に掲げる地域におけるまちづくりをこれから先も続けていくための基盤をつくる、という考え方です。

また、2つの柱に取り組むために、それぞれ方向性を設定しました。

#### 目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

目指す地域の姿を実現するための「2つの柱」と2つの柱に取り組むための「方向性」

#### 柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

- (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ
- (2) 様々な人や団体が参画し連携する
- (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む
- (4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

#### 柱2 未来へつなげる体制づくり

- (1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める
- (2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む
- (3) 地域への支援体制を強化する

## (2) 計画の体系図

地域まちづくり計画は、長崎市総合計画を上位計画として、長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例の目的である「安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくり」をさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示す計画とします。

なお、地域におけるまちづくりとは、住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくこと(長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例第2条第3項)としており、本計画において目指す地域の姿は、次のとおりとします。

### 目指す地域の姿

みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち

### よかまちづくり基本条例

- ◇まちづくりの基本原則（第4条）情報共有・参画・協働
- ◇市民の役割（第5条）市民の皆さんが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心掛けを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働すること
- ◇市長等の責務（第7条）情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めることや、市政運営に係る事務を適正に行い行政機能を発揮すること等

### 地域におけるまちづくりの推進に関する条例

- ◇目的（第1条）安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること
- ◇定義（第2条第3項）地域におけるまちづくり 住民等が自らの地区に必要な取組みを地区全体で話し合い、実行していくことをいう

2つの柱	2つの柱に取り組むための方向性	地域での取組み例	市や関係機関などの支援例
1 みんなで取り組む地域のまちづくり	(1) 一人ひとりが地域に関心を持つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもを含めた地域住民が地域（人、活動など）を知ることで愛着を育む</li> <li>・日頃からあいさつ等を通して隣近所とゆるやかにつながっておく</li> <li>・困ったときには助け合える関係をつくる</li> </ul>	・各団体による情報発信 ・地域さるくや講演会などの開催	・様々な市の公式SNSによる情報発信 ・市民活動センター「ランタナ」による情報発信
	(2) 様々な人や団体が参画し連携する <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する</li> <li>・多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める</li> </ul>	等 ・担い手不足などで継続が困難となっていた地域活動の復活 ・学校との連携	等 ・自治会加入促進支援 ・長崎市いきいき地域センター ・遊学のまち de やってみゅーで“U-サポ”
	(3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉や防犯・防災、生活環境、教育文化のことなど地域課題を把握し、共有する</li> <li>・子育て世代や高齢者などの支えあい、防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む</li> </ul>	等 ・地域の交流、安全安心、防犯防災、生活環境に関する取組み	等 ・地域の防火防災力の向上 ・食生活改善推進員の支援 ・街頭補導 ・ボランティア清掃の支援
	(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する</li> <li>・地域の魅力を発信し、活性化に取り組む</li> </ul>	等 ・地域資源を活かした取組み ・地域の歴史文化に関する取組み	等 ・地域活性化事業 ・地域コミュニティ連絡協議会の活動補助 ・移住支援
2 未来へつなげる体制づくり	(1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通して、役割分担・相互補完・負担軽減を図る</li> <li>・デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む</li> </ul>	等 ・デジタル技術の活用 ・若い世代の地域活動への参画	等 ・地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援 ・わがまちみらい情報交換会の開催 ・まちづくり支援 ・スマートサロンの開催
	(2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む</li> <li>・多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める</li> </ul>	等 ・こどもや若い世代の意見を取り入れる ・多様な主体がつながる機会の創出（自治会加入促進の取組み含む）	等 ・地域づくり担い手育成のための研修会の開催 ・高齢者生活・介護支援センターの養成
	(3) 地域への支援体制を強化する <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する</li> <li>・市や関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図る</li> <li>・市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する</li> </ul>		等 ・総合相談支援事業 ・複合的な課題等を抱える世帯、人への支援 ・高齢者の身近な総合相談支援

## 5 目指す地域の姿を実現するために

### 柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

地域では、自治会が主催する夏祭りや郷くんち、地区の運動会やもちつき大会などの行事のほか、清掃活動や防災訓練、子どもの登下校見守り、高齢者の健康づくりや買い物支援など、皆さんの生活を暮らしやすくするため、多様な活動が展開されています。

また、伝統文化、歴史、特産品、自然景観、地域のシンボル、そして地域に暮らす人々といった、様々な地域資源を活かして、地域の魅力づくり・魅力向上やその情報発信により地域の活性化に取り組むなど、「地域のまちづくり」は多岐にわたる分野に及んでいます。

現在、各地域では自治会をはじめ青少年育成協議会（以下「育成協」という。）や社会福祉協議会支部（以下「社協支部」という。）、PTAなど目的に応じて多様な団体が活動しています。今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応し、地域を活性化させるためには、自分たちの地域の特性に応じた取組みを地域全体で話し合い、協力しながら地域のみんなで進める「地域のまちづくり」がとても大切です。

さらに、地域のまちづくりでは、地域で暮らす一人ひとりや地域に関わる多様な主体が主役となりますので、子どもを含めた地域住民が地域（人・活動など）に関心を持つていること、様々な人や団体が参画して連携していることが非常に重要であるため、このことに取り組んでいく必要があります。

## 方向性（1）一人ひとりが地域に関心を持つ

- ◆ こどもを含めた地域住民が地域（人、活動など）を知ることで愛着を育む
- ◆ 日頃からあいさつ等を通じて隣近所とゆるやかにつながっておく
- ◆ 困ったときには助け合える関係をつくる

地域のまちづくりは、まず私たち一人ひとりが暮らす地域に興味や関心を持つことから始まります。

日常の中で地域の様子に目を向け、気づきや関心を深めていくことで、自然と地域への愛着が生まれます。困っている人がいれば声をかけ、助け合える温かいつながりを大切にすることで、安心で元気なまちづくりができるのです。

まずは、一人ひとりが自分が暮らす地域について知ることから初めてみましょう。

- ・ご近所にはどんな人が住んでいるんだろう？
- ・子どもの登下校時に横断歩道の側で見守りながらあいさつしている人がいるなあ
- ・自治会ってどんな活動をしているんだろう？
- ・台風の後の枝木や葉っぱが片付けられている！誰がしてくれたんだろう？
- ・毎年、近くの公園でお祭りをやってるなあ
- ・この石碑はどんな意味があるのかな？

自分が住んでいるまちの人々、お祭り、活動、歴史などに少し興味・関心を持って目を向けてみませんか。

近年、世帯人数の減少や、インターネットの普及により生活スタイルや価値観が多様化しています。積極的に周りの人とつながらなくても生活ができる環境が広がっていますが、市民アンケート結果では、「ご近所に助け合える人がいる」ことを望む声が多く聞かれます。

特に、災害など有事の際には、ご近所での助け合いが重要な役割を果たします。日頃からご近所の方とあいさつを交わすなど「ゆるやかに」、しかし「ちゃんと」つながっておくことで、いざというときにも互いに気にかけて声をかけあうことができるのではないでしょうか。

一人ひとりのちょっとした気付きや小さな興味・関心から、地域のまちづくりは始まります。

## ■ 地域での取組み例

各団体による情報発信

地域さるくや講演会などの開催

夏祭りや敬老会、成人式、運動会など住民同士がふれあう行事の開催 など

広報事業 矢上みらいまちづくり協議会	横尾ウォークラリー 横尾小学校区コミュニティ連絡協議会	ふれあい交流事業 長浦みらいまちづくり協議会
 <p>矢上のHPを作成し、協議会周知を図っている。そのほかにもInstagram、YouTubeなどのSNSを活用している。</p>	 <p>横尾地区のこども達にまちへの愛着を持つてもらうため実施。まちの場所や特徴を知る機会となっている。</p>	 <p>長浦小学校の秋まつりと共に開催の事業となっており、レクリエーションを通じてこども達と地域のつながりを醸成する。</p>

## ■市や関係機関の支援策

取り組み	説明	所管課
様々な市の公式 SNS による情報発信 ・市公式ウェブサイト ・Facebook (フェイスブック) ・X(エックス) ・Instagram(インスタグラム) ・LINE (ライン) ・YouTube (ユーチューブ) ・Tik Tok (ティックトック)	それぞれの地域で行われている活動を広く市民の皆様へお知らせします。	各担当課
市民活動センター「ランタナ」による情報発信	市民活動センター「ランタナ」より、市民活動に関する様々な情報をホームページや SNS, 情報誌などで発信します。	市民協働推進室
各地域センターによる情報発信	各地域センターで、それぞれの地域で行われている活動を情報紙やホームページ、SNS などでお知らせします。	各地域センター
地域おこし協力隊による情報発信	それぞれの地域の情報を、隊員の Web サイトや SNS で発信します。	各地域センター
地域なんでも情報局の発行	社協支部活動をはじめとした、各地域で行われている地域福祉活動を紹介します。	市社協
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ（自治会活動、地域コミュニティ、地域交通、ごみの分別、防犯、交通安全、福祉、国際理解など）について分かりやすく説明します。 メニューは長崎市ホームページをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
長崎をテーマとした公民館講座の開催	地域を知ることをねらいとして、長崎にゆかりのある人物や長崎の伝統文化を取り上げた講座、特産品を使った料理教室、まち歩き講座などを実施し、その際には各々の分野の専門家だけでなく、身近な地域の人材を講師とするなど地域のひとつづくり、まちづくりにつなげています。 また、学びの成果や地域の人や活動を公民館まつりや公民館だよりを活用して地域に発信します。	各公民館 生涯学習企画課
ながさき歴史の学校の講座開催	長崎市内の歴史（長崎学、文化、文化財等）を気軽に学べる講座を開催します。	文化財課
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関わる歴史、文化、伝統、人物などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にする心情を養うとともに、児童の郷土研究を顕彰することで次世代の長崎学継承者を育てることを目的としたコンクールを開催します。	長崎学研究所

## 方向性（2）様々な人や団体が参画し連携する

- ◆個人、地域団体、企業、市民活動団体など多様な主体が地域活動に参画する
- ◆多様な主体や市、関係機関が情報共有を行い、強みを出し合って連携、協働を進める

私たちの暮らしている地域では、自治会、PTA、育成協、民生委員、社協支部など多様な団体が、生活環境の整備や子どもや高齢者の見守り活動に取り組んでいます。しかし、担い手不足といった課題も顕在化しています。

地域のまちづくりは、地域に暮らすみんなで取り組むことが大切です。個人や地域団体だけでなく、学校、介護事業所、施設・病院、郵便局などの地域の事業所や企業、ボランティア団体、NPOなど、多様な主体（様々な人や団体など）が参画し、それぞれで活動するだけでなく、お互いにつながりを持って協力しあうことで活動の幅が大きく広がっていきます。市や市社協、地域包括支援センターなど関係機関も、地域と一緒にになって地域のまちづくりに取り組みます。

みんなで協力しあうためには、まずはお互いの理解が必要不可欠です。各団体の取組み状況や情報を共有することで、新たな協働の可能性やアイデアが生まれたり、連携、協働につながります。

年齢や性別に関わらず、また、大学生や転入者などこれまで地域と関わりがなかった方など、誰もが気軽に参加し活躍できる場や機会など、より多くの人や団体などが積極的に地域のまちづくりに携わることのできる環境をつくっていきましょう。

そして、多様な人々や団体が、情報を共有し、お互いの立場を理解し得意分野を活かしながら、連携、協働を深めていくことが豊かな地域社会の実現につながっていきます。

## ■地域での取組み例

担い手不足などで継続が困難となっていた地域活動の復活  
学校との連携  
様々な立場の方の地域活動への参画 など

千灯籠ふれあいまつり 脇岬コミュニティ協議会	農業事業 三重小学校区まちづくり 協議会	高尾まつり 高尾小学校区コミュニティ連絡協議会
		

人口減少・担い手不足などにより縮小されてきた地域の伝統行事を協議会主催で実施。自治会を中心に団体同士の連携が強まった。

三重小学校と連携して、地域の農業者から手ほどきを受けながら、授業を通して「イモ・コメ」作りに挑戦する。

PTAによる会場設営、企業の協賛（三原台病院）やパンフレットのデザインを中学生が考えるなど地区内の各団体が連携したまつり。

## ■市や関係機関の支援策

取組み	説明	所管課
自治会加入促進支援	広く市民に自治会活動の目的や必要性を周知するとともに、自治会が加入促進活動を行う際の方法や加入案内文例の紹介等により、加入促進活動を活発に行うための環境づくりを行います。	自治振興課
長崎市いきいき地域サポーター	地域活性化につながる経験・知識・技能を有する「長崎市いきいき地域サポーター」を、自治会活動の支援・助言等を行うために派遣します。	自治振興課
游学のまち de やってみゅーで“Uーサポ”	ボランティア参加を希望する学生と地域でボランティアの機会を提供する団体等(応援団)をつなぐ取組みを行います。	官民連携推進室
官民連携相談窓口	民間事業者からの提案を受け入れる際の課題を解決し、ハード・ソフト両面から全庁的な官民連携を推進する総合窓口を設置します。	官民連携推進室
長崎伝習所	まちづくりの人材育成とネットワークづくりを目的とし、行政・市民が提案したテーマごとに塾生を募集し研究・活動する、塾事業やつながり事業を実施します。	市民協働推進室
市民活動センター運営	ボランティアや市民活動を行っている方々や、これから行動しようとしている方々の交流拠点施設の運営により、団体等のネットワーク化、市民活動の活性化を図ります。	市民協働推進室
提案型協働事業	市民活動団体及び行政からテーマを募集し、審査を経て市民と行政の協働により、事業を実施する提案型協働事業の取り組みにより、幅広い協働の実践につなげます。	市民協働推進室

### 方向性（3）暮らしやすいまちづくりに取り組む

◆福祉や防犯・防災、生活環境、教育文化に関することなど地域課題を把握し共有する

◆子育て世代や高齢者などの支えあいや防災力の向上など、暮らしやすいまちづくりに取り組む

地域にはいろいろな人が暮らしています。地域を見渡してみると、例えば、一人暮らしの高齢者のゴミ出しや通院、子育ての悩み、家族の介護、災害時の避難、子どもの通学安全など、多くの人が生活上の困りごとを抱えています。

市は、このような課題に対してみんなが安心して暮らせるよう、高齢者や子どもなどを対象とした既存のサービスに加え、地域特性に応じた地域の活動や取り組みを重ねることで細やかな対応ができると考えています。そのため、困りごとを抱えている人たちの身近にいる地域の方々の力がとても大切になります。

暮らしやすいまちは、お年寄りや障がいのある方、子どもから大人まで、誰もが安全に安心して暮らせることが第一です。

台風や水害など災害時の避難方法や事前の備え、お年寄りの生活面でのお手伝い、健康で長く元気でいられるような健康づくり、子育て世代や様々な世代の交流の場づくり、子どもたちや心配な方々への見守りなど、ご近所のちょっとした気づかいや地域として課題解決に取り組むことで暮らしやすいまちに近づきます。また、ご近所の方の異変など気になることがあれば、自治会長や民生委員、あるいは地域包括支援センターなどの専門機関に相談することで解決の糸口が見つかることもあります。

また、地域の課題や優先して解決しないといけないことは、地域によって異なります。自分たちのまちでは現在どんなことが問題なのか、何から優先して解決していくべきかの、まずは地域のみなさんで話し合って共有することが大切です。

地域のみなさんがアイデアを出し合い、力を出し合うことが暮らしやすさにつながります。それぞれの地域の課題解決に向けて、地域と市が一緒になって取り組んでいきましょう。

## ■地域での取組み例

地域の交流に関する取組み  
安全安心に関する取組み  
防犯防災に関する取組み  
生活環境に関する取組み

など

かたがみカフェ 形上地区まちづくり協議会	地域みんなで防災防犯訓練事業 にしき山コミュニティ協議会	買い物支援の拡充 古賀地区まちづくり協議会 など
		
全世代の住民が楽しく集い、話せる場を作るため、コーヒー等を提供しながら、会話を楽しみ、話題の中から地域の課題を発見する。	災害に備えて避難訓練や火起こし体験、放水体験、災害時を想定した防災食の試食などを実施。地域全体で災害対応への意識を醸成。	交通の便が悪く、買い物ができないなどの声を受け、イオンと協力して実現。今では、買い物が楽になったという声が上がっている。

## ■市や関係機関の支援策

お問い合わせ：あじさいコール☎822-8888

### 《安全安心に關すること》

取組み	説明	所管課
地域の防火防災力の向上	消防団、市民防火組織及び関係機関等と連携し、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会が自動的に防火防災訓練を実施できる体制づくりの支援を行います。	予防課
消防団への活動促進活動	消防団は地域防災力の中核を担う存在であり、その活動をより一層促進するため、団員確保をはじめ、消防団員が活動しやすい環境づくりの支援を行います。	予防課
ささえあいマップの作成支援	ささえあいマップとは、災害時などのいざといいうときに備え、一人で避難できないかた（要支援者）や、そのかたの避難をお手伝いするかた（支援者）などの情報を記載し、地域でささえあう体制を表示した地図です。市はマップの作成支援を行います。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
地域防災マップ・コミュニティタイムライン作成支援	地域住民が、地域の危険個所や避難所、避難経路などを確認し、災害の備えなどを話し合いながら作成する地域防災マップと地域の方が適切な避難行動ができるよう、誰が、いつ、何を行うかを時系列に整理したコミュニティタイムラインの作成支援を行います。	防災危機管理室
地域と連携した避難所運営事業支援	指定避難所の開設及び運営を、長崎市と連合自治会などが連携して実施することで、自主避難の促進、避難所の迅速な開設に努めます。	防災危機管理室
自主防災組織の結成支援	長崎市保健環境自治連合会防災部会と協働し、自治会等に自主防災組織の必要性について説明を行い、結成までのサポートを行っています。また、すでに結成している自主防災組織についても、活動活性化の支援を行います。	防災危機管理室
市民防災リーダー養成講習の開催	地域防災力の向上を図るため、地域防災活動の推進役となる市民防災リーダーを養成する講習を毎年開催します。	防災危機管理室
災害ボランティア事前登録	大規模災害の発生に伴い、災害ボランティアが必要な場合、早期の災害支援に対応するため、災害支援が可能なボランティアの事前登録を行います。	市社協
長崎市交通安全母の会連合会の活動費補助	長崎市交通安全母の会連合会が行う交通安全思想の普及活動の取組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
長崎市防犯協会連合会の事業費負担	長崎市や各地区の防犯協会で構成する長崎市防犯協会連合会が行っている自主防犯活動等に対して負担金を支出します。	自治振興課

長崎市交通安全協会連合会の活動費補助	長崎市交通安全協会連合会が行う交通安全意識の啓発及び普及活動の取組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
長崎市内の小学校 P T A 等の交通安全活動費助成	長崎市内の国立、公立、私立の小学校 P T A 等に対して、交通安全活動費の助成を行います。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール団体の活動費補助	長崎市内の各地区で青色回転灯防犯パトロールを実施している団体に対して、活動費の補助を行います。	自治振興課

### 《健康づくりに関するここと》

取組み	説明	所管課
食生活改善推進員の支援	地域住民に対して、食を通じた健康づくりのためのボランティア活動を行っている食生活改善推進員の研修や活動支援を行います。	健康づくり課 各総合事務所地域福祉課
健康づくり応援事業	地域において主体的な健康づくりのための運動に取り組んでいる自主グループ等に対して活動支援を行います。	健康づくり課

### 《高齢者に関するここと》

取組み	説明	所管課
高齢者ふれあいサロンの支援	各地区で開催されている地域の身近な場所で高齢者が気軽に集える場所である「高齢者ふれあいサロン」の運営を支援します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所地域福祉課
生活支援コーディネーターの支援	住民主体での地域コミュニティの活動を介護予防・地域づくりの専門的視点でサポートします。	地域包括ケアシステム推進室

### 《こども・子育てに関するここと》

取組み	説明	所管課
街頭補導	青少年の健全育成と非行防止を図り、少年補導委員による街頭補導を行います。	こども相談センター
放課後子ども教室の推進	社会教育団体等に運営を委託し放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て、こどもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。	こどもみらい課

子どもを守るネットワークの活動補助	こどもが安全かつ安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進し、各小学校区子どもを守るネットワークの活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活動補助	地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図り、各青少年育成協議会の活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子育て支援センターの運営費補助	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」の運営団体に対し運営費補助金を交付します。	こども政策課
地域親子のふれあい支援	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行います。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るために、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課
各小中学校でのファミリープログラムの開催	ファミリープログラム(話し合い活動)を通して子育ての悩みを共有し、自己肯定感を高めます。その際のファシリテーター(進行役)の派遣の調整や謝礼金の支援を行います。	生涯学習企画課

## 《生活環境に関すること》

取組み	説明	所管課
ボランティア清掃の支援	道路など公共の場所をボランティアで清掃してくださる団体や個人に対して、ボランティア清掃用ごみ袋の支給、ごみ収集車の配車等を行い活動を支援します。	資源循環課
地球温暖化対策の取組み	「サステナプラザながさき（長崎市地球温暖化防止活動推進センター）」が窓口となり、環境の出前講座やイベント案内、エコ情報の発信などを行います。	ゼロカーボンシティ推進室
地域ぐるみでの有害鳥獣対策の推進	地域ぐるみでイノシシ等を捕獲するための活動支援や侵入防止を図るためのワイヤーメッシュ柵等の資材の支援を行います。	農林振興課
まちねこ不妊化推進事業	飼い主がいない猫（野良猫）の不妊化を希望する個人または団体に対し、不妊去勢手術費用の一部を助成します。	動物愛護管理センター
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への負担金の支出	市民大清掃などの環境美化・緑化のための活動を官民協働で行う長崎市「街を美しくする運動」推進協議会の活動経費を負担します。	資源循環課

花のあるまちづくり	観光長崎のイメージアップと潤いのあるまちづくりのために、「花のあるまちづくり事業」として、年2回（夏1回、冬1回）花苗を支給し、地元花壇の管理をしているボランティア団体を支援します。	各総合事務所地域整備課
-----------	---	-------------

### 《様々な分野の活動に関するここと》

取組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組みます。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
出前講座の開催	市役所職員が地域に出向き、地域での暮らしに関する様々なテーマ（自治会活動、地域コミュニティ、地域交通、ごみの分別、防犯、交通安全、福祉、国際理解など）について分かりやすく説明します。 メニューは長崎市ホームページをご覧ください。	各担当課 (申込受付は広報広聴課)
長崎をテーマとした公民館講座の開催	地域を知ることをねらいとして、長崎市にゆかりのある人物や長崎の伝統文化を取り上げた講座、特産品を使った料理教室、まち歩き講座などを実施し、その際には各々の分野の専門家だけでなく、身近な地域の人材を講師とするなど地域のひとつづくり、まちづくりにつなげています。また、学びの成果や地域の人や活動を公民館まつりや公民館だよりを活用して地域に発信します。	各公民館 生涯学習企画課
シンナガサキみていんぐ	地域の皆さんと直接意見交換を行い、多様化・複雑化している地域課題や市民ニーズを把握し、今後の市政運営に活かすため、地域の方々と市長との懇談会を概ね小学校区ごとで開催します。	広報広聴課

## 《各団体への資金支援》

取り組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取り組みを地区全体で話し合い、実行していく取組みに対して財政支援を行います。	地域コミュニティ推進室
長崎市保健環境自治連合会の活動費補助	長崎市内で組織されている単位自治会の約85%(825自治会)が加入している団体である長崎市保健環境自治連合会が、共通の課題である保健環境の向上と地域コミュニティの推進を展開するための取り組みに対して財政支援を行います。	自治振興課
住民活動保険	長崎市が契約者となり、住民活動保険に加入し、自治会や地域コミュニティ連絡協議会などの住民団体が活動を行う際に、事故があった場合の補償を行います。	自治振興課
自治会広報ながさき等配布謝礼金	自治会に対し、広報ながさき・県政だより等の配布世帯数に応じて謝礼金をお支払いします。	自治振興課
社協支部の事業費助成	地域福祉の向上・充実を図るため、小地域を基盤として設立された社協支部の育成及び支部が実施する地域福祉活動をより活性化するための事業に対し、助成します。	市社協
社会福祉事業の一部助成	社協支部の他、福祉団体が実施する福祉事業に対し、活動資金の一部を助成します。	市社協
赤い羽根共同募金の取組の推進	赤い羽根共同募金は「じぶんの町をよくするしくみ」として、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活課題や地域課題を解決するための財源として地域福祉活動を支援します。	市社協
長崎市交通安全母の会連合会の活動費補助	[再掲]●ページ《安全安心にすること》参照	自治振興課
長崎市防犯協会連合会の事業費負担		
長崎市交通安全協会連合会の活動費補助		
長崎市内の小学校 P T A 等の交通安全活動費助成		
青色回転灯防犯パトロール団体の活動費補助		

青少年健全育成活動の活動補助	[再掲]●ページ『子ども・子育てに関すること』参照	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助	[再掲]●ページ『生活環境に関すること』参照	資源循環課
長崎市「街を美しくする運動」推進協議会への負担金の支出		

## 方向性（4）個性ある地域の魅力づくりに取り組む

- ◆地域資源の発掘や新たな地域の魅力を創出する
- ◆地域の魅力を発信し、活性化に取り組む

あなたが住む地域にはどのような特徴があるでしょうか。

長崎市には、ペーロンや郷くんちといった伝統的なお祭りや文化が息づく地域、若い子育て世代が多く住む新興住宅地、豊かな自然に囲まれた地域、独特の斜面地形を持つ地域など、同じ長崎市内でも多様な個性があります。

平成の大合併により、長崎市の面積は1.7倍に拡大しています。これからの中づくりでは、地域にある自然、特産品、景観やまちなみ、伝統行事、そして住民といった多様な地域資源を最大限に活用し、地域の魅力づくりや魅力の発信などに取組んでいくことがとても重要になっています。

例えば、斜面地の不便さと感じられる要素—多くの階段や坂、車の通行の難しさ—などが、地域外の人から見ると美しい景観として魅力的に映ることがあります。日常生活の中で当たり前と思っていることにも、新たな視点から見れば、そこに地域の魅力が隠れているかもしれません。地域の皆さんで地域の魅力を再発見することで、新たな地域の魅力の創出につながっていきます。

地域の一人ひとりが自分たちの地域に誇りを持ち、その魅力を地域外へ発信することでその魅力は輝きを増します。さらに、地域活動の財源確保のためにも、地域の魅力を活かした特産品の開発や販売など、地域で「稼ぐ」といった視点も重要です。

このような取組みは、地域内でのコミュニケーションが活発になったり、地域を訪れる人や地域に住みたいと思う人が増えたり、地域活性化にもつながってくるのではないかでしょうか。

それぞれの地域固有の魅力を創出し、それを積極的に発信することで、地域の活性化につなげていきましょう。

## ■ 地域での取組み例

地域資源を活かした取組み

地域の歴史文化に関する取組み など

ゆうこうの郷づくり 出津コミュニティ協議会	伊王島まち歩きマップ作成事業 伊王島まちづくり協議会
	

出津地区の特産品「ゆうこう」の木を地区全体に広げるため、ゆうこうの収穫体験やゆうこうゼリー作りを行い、「ゆうこうの郷づくり」を段階的に進めていく。

伊王島の史跡、名勝、観光スポットを地域内外に発信する事業。令和5年、6年は地域住民と写真撮影を行いながらまち歩きを行った。

## ■市や関係機関の支援策

お問い合わせ：あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
地域活性化事業	総合事務所ごとに、地域の活性化や一体感の醸成につながる事業に取り組みます。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課
地域コミュニティ連絡協議会の活動補助	地域コミュニティ連絡協議会が自らの地区に必要な取り組みを地区全体で話し合い、実行していく取り組みに対して財政支援を行います。	地域コミュニティ推進室
移住支援	移住支援のホームページにおいて移住者目線での地域の魅力発信を行い、移住の総合相談窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」で、移住希望者のニーズに合った相談対応などきめ細やかな支援を行っています。また、移住希望者が地域での具体的な「暮らし」のイメージが描けるよう、地域の関係団体等と連携し案内を行うなどの移住支援に取り組みます。	長崎創生推進室
グリーンツーリズムの活動の推進	長崎市の農林水産業の振興や農山村地域の活性化を図るために、グリーンツーリズム実施団体の活動を支援します。	農林振興課
商店街組合等が実施するソフト事業またはハード事業に対する支援	商店街組合等において実施する、組織体制の強化や地域のにぎわい創出につながるソフト事業の取組みを支援します。 また、商店街の機能性や安全性の向上を図ることを目的とした、共同施設整備事業に対し、支援を行います。	商業振興課
長崎市景観まちづくり地域団体活動助成金	地域における景観形成の推進を目的として組織され、定期的な活動を6ヶ月以上継続している団体を「景観まちづくり団体」として認定し、活動経費の一部を3年間に限り、年間20万円を限度として助成を行います。(年間1団体に限る)	景観推進室
長崎学児童研究コンクールの開催	長崎市に関わる歴史、文化、伝統、地理、人物などの研究を通して、郷土に対する関心を高め、郷土の歴史や文化を大切にする心情を養うとともに、児童の郷土研究を顕彰することで次世代の長崎学継承者を育てることを目的としたコンクールを開催します。	長崎学研究所
歴史まちづくりの推進	東山手・南山手地区を中心に、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりに地域と一緒に取り組みます。	景観推進室

無形民俗文化財保存育成費補助	貴重な文化遺産である民俗芸能や伝統行事を次世代へ保存継承し、郷土愛を高め、文化の向上を図るために、長崎市指定の無形民俗文化財の保存団体に対して隔年で補助をします。	文化財課
伝統芸能活動費補助	一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるコミュニティ助成事業助成金を活用し、長崎の伝統芸能である長崎くんちの演し物の奉納や郷土芸能の保存・継承を行う地域団体に対して、備品整備等の費用の一部を助成します。	文化財課
長崎郷土芸能保存協議会補助	市内各地域の伝統ある優れた郷土芸能の保存・継承を目的として活動する「長崎郷土芸能保存協議会」に補助金を交付し、長崎郷土芸能大会の開催を通じて郷土芸能の保存・継承を図ります。	文化財課

## 柱2 未来へつなげる体制づくり

社会の変化に対応し、次世代に引き継ぐ暮らしやすいまちづくりには、地域の基盤づくりがとても重要です。長崎市では、自治会や地域団体が連携し、「地域コミュニティ連絡協議会」を設立して、地域の力を結集したまちづくりに取り組んでいます。

この取組みを継続しつつ、地域においては、将来に向けた地域活動の担い手の発掘や育成にも取組む必要があります。そのため、市と関係機関は、誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進め、地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通じて役割分担・相互補完・負担軽減を図ります。特に、デジタル技術の力も活用するなどして若い世代なども地域に参加しやすい環境づくりに努めています。

さらに、多様な主体が交流し、つながる機会を創出することで、新たな人材の発掘と育成を支援します。これらの取り組みにより、持続可能で活力ある地域のまちづくりを実現し、地域の魅力を次世代に継承していきます。

## 方向性（1）誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める

- ◆自治会をはじめとした様々な団体が連携し、一体的な地域運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営を通じて、役割分担・相互補完・負担軽減を図る。
- ◆デジタルの力も活用し、若い世代なども地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む

現在、地域では多様な団体がそれぞれの目的に沿って活動を展開していますが、参加者の減少、役員の担い手不足、固定化された活動メンバーなどの課題が顕在化しています。人口減少社会において、従来のやり方をそのまま継続することが困難になりつつあります。

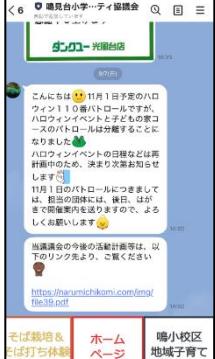
これから地域のまちづくりでは、関わる仲間を増やし、地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、みんなで取り組む、そして将来につなげるというしくみが必要です。長崎市では、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体がしっかりと活動できるように支援するとともに、それらの団体同士がさらに強くつながり、地域課題の解決と活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立を推進しています。

また、持続可能な地域のまちづくりには、できるだけ多くの方々が関わることが必要不可欠です。そのためには、無理なく、各自ができる範囲で参加できる柔軟なしくみづくりが重要となります。子どもたちや子育て世代、退職を迎えた世代など幅広い世代や新たに地区に住み始めた人に働きかけ、「ちょっと手伝ってみようかな」という人を増やしていきましょう。また、これまで地域で活動してこられた方々の経験や知恵を次世代へ伝えるしくみづくりも重要です。

地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営により、役割分担の明確化や相互補完、負担軽減が期待できますが、さらにデジタル技術も活用することによって、若い世代などが参加しやすい環境づくりが進み、地域活動の活性化と持続可能性を高めることができるでしょう。

## ■地域での取組み例

デジタル技術の活用  
若い世代の地域活動への参画 など

大学生との連携 上長崎コミュニティ連絡協議会 など	公式LINEの活用 鳴見台小学校区コミュニティ協議会 など	SNSを活用した議事録の共有 茂木コミュニティ連絡協議会 など
 <p>長崎大学経済学部の研究室と連携して、協議会のInstagramを大学生が運用中。</p>	 <p>公式LINEにて、協議会の事業に関する情報を発信。HPへの案内や成果物の閲覧なども可能となっている。</p>	 <p>Instagramを利用して、協議会の会議の議事録を共有している。</p>

## ■市や関係機関の支援策

お問い合わせ：あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援	話し合いの場づくりや将来のまちの理念や今後の活動内容等を掲載したまちづくり計画策定の支援及び協議会設立後の運営支援を行います。	地域コミュニティ推進室 中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課 各地域センター
わがまちみらい情報交換会の開催	地域コミュニティ連絡協議会の設立、協議会の取り組みの参考とするために、協議会による設立の経過や活動の発表、参加者による意見交換を行う情報交換会を毎年1回開催します。	地域コミュニティ推進室
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行います。	中央総合事務所総務課、東総合事務所地域福祉課、南総合事務所地域福祉課、北総合事務所地域福祉課 各地域センター
スマホサロンの開催	自治会や高齢者ふれあいサロン等の集まりの場へ、スマートフォンの操作方法をレクチャーするスマホサロンサポーターを派遣し、スマホサロンを開催します。(スマホサロンサポーターは長崎市シルバー人材センターから派遣します。)	DX推進課
ながさきマップによる行政情報の公開	ながさきマップ（長崎市地図情報サービスサイト）で公共施設や防災情報等の行政情報を公開します。	DX推進課
自治会デジタル化支援事業	モデル事業（R6～R8）の参加者への意向調査やアンケートの結果を基に、将来の自治会のデジタル化の在り方について検討し、推進します。	自治振興課

## 方向性（2）将来に向けた担い手づくりに取り組む

- ◆地域のまちづくりの担い手となる人材の発掘、育成に取り組む
- ◆多様な主体がつながる機会を創出し、担い手の一員として連携を深める

地域における将来の担い手づくりは、人材の発掘・育成を通じて地域の持続可能性を高める重要な取り組みです。具体的には、地域に眠る多様な個人の能力を発見し、リーダーを支える仕組みを構築することが求められます。

そのためには、住民同士が気軽に交流し、楽しみながら情報発信を共有できる場所や機会が大切です。誰もが気軽に参加でき、自分らしく活動できる環境を整えることが地域の活力となります。例えば、地域活動の意義や楽しさを伝えながら参加意識を高めるワークショップの開催、デジタル技術を活用した地域の人材と活動のマッチング、地域内外の多様な主体との交流促進などが効果的であると考えています。

「地域共生社会」の実現には、行政、住民、NPO、小中学校、大学、福祉事業者などが連携し、世代や分野を超えてお互いに理解しあう交流の機会を創出することが重要です。一人ひとりが「我が事」として地域に関わり、人と人、人と資源がつながることで、誰もが生き生きと暮らせる社会となっていくと考えます。

担い手不足が心配される中、住民、企業、専門家など多様な主体が連携し、それぞれの得意分野や強みを活かして地域課題の解決に取り組むことが大切です。行政と地域の皆さん、民間企業、専門機関が力を合わせ、新しいアイデアを生み出すことが地域の持続可能性を高める鍵となります。

具体的には、地域のイベントを通じた人材発掘、SNSを活用した情報発信、学校・企業との連携、段階的な役割づくり、定期的な交流会の開催など、さまざまな取り組みが考えられます。これらの取り組みを通じて、世代を超えたつながりを育み、地域の活性化と持続可能なまちづくりにつながっていきます。

## ■地域での取組み例

こどもや若い世代の意見を取り入れる  
多様な主体がつながる機会の創出（自治会加入促進の取組みを含む）など

地域子育て憲章 鳴見台小学校区コミュニティ協議会	こどもの居場所づくり 村松小学校区まちづくり協議会 など	どい活ミーティング (自治会加入促進) 土井首地区コミュニティ協議会
 <p>地域独自の子育て憲章を制定。地域の意見収集のため、タウンミーティングや多世代で構成された検討委員会での意見交換が実施された。</p>	<p>こどもの居場所づくりとして、こども食堂やおまつりなどのイベントの実施が行われている。</p> 	<p>自治会の課題である未加入、脱退、若者の参画などを地域としてどう考えるかに、協議会として取り組んでいる。自治会長と若手が集まって話し合いを行った。</p> 

## ■市や関係機関の取組み

お問い合わせ：あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
地域づくり担い手育成のための研修会の開催	地域づくりの担い手となる自治会向けの研修会を開催します。	自治振興課
高齢者生活・介護支援センターの養成	高齢者ふれあいサロンや介護施設等において地域の高齢者を支えるボランティアの養成講座を開催します。	高齢者すこやか支援課
支部指導者研修会の開催	社協支部活動の更なる充実強化を図るため、社協支部の役員を対象とした研修会を開催します。	市社協
高齢者支援スタッフ研修会の開催	社協支部で行われている、ふれあい食事サービスや高齢者ふれあいサロンなど、高齢者の居場所づくりの活動を行っている担い手を対象とした研修会を開催します。	市社協
市民防災リーダーの養成講習の開催	地域防災力の向上を図るため、地域防災活動の推進役となる市民防災リーダーを養成する講習を毎年開催します。	防災危機管理室
移住支援	地域活動の新たな担い手となることが期待される移住者の増加を図るため、「ながさき移住ウェルカムプラザ」での移住希望者のニーズに合った相談対応など、移住の実現に向けたきめ細やかな支援を行っています	長崎創生推進室
官民連携総合窓口	民間事業者からの提案を受け入れる際の課題を解決し、ハード・ソフト両面から全庁的な官民連携を推進する総合窓口を設置します。	官民連携推進室
市民主体のまちづくり活動プロモーション事業	20～40代の子育て世代を含む若い世代に向け、自治会や地域コミュニティ連絡協議会への関心と参加意欲を高め、活動に参加してみようという動機付けを図ることを目的として、市民を巻き込んだ形での動画制作を行い、効果的なPRを行います。	自治振興課 地域コミュニティ推進室 市民協働推進室
ながさき型地域貢献企業等認定制度	働く現役世代による地域活動への参画促進を目的に、各種地域団体が参画する地域貢献活動へ参画する企業等や従業員等が地域貢献活動を行う場合に取得できる地域貢献活動休暇の制度を有する企業等を「ながさき型地域貢献企業等」として認定します。	自治振興課

## 《《こどもを地域ぐるみで育てる》》

取組み	説明	所管課
未来くる！！長崎プライド育成プログラム	各学校のさらなるキャリア教育の充実のために長崎市版キャリア教育として実践しています。	学校教育課
街頭補導	青少年の健全育成と非行防止を図り、少年補導委員による街頭補導を行います。	こども相談センター
放課後子ども教室の推進	社会教育団体等に運営を委託し放課後子ども教室を実施し、地域住民の参画を得て、子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークの活動補助	こどもが安全かつ安心に過ごすことができる住みよいまちづくりを推進し、各小学校区子どもを守るネットワークの活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
青少年健全育成活動の活動補助	地域における青少年健全育成活動の振興、非行・事故防止活動の活発化を図り、各青少年育成協議会の活動に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子育て支援センターの運営費補助	概ね3歳までの未就学児とその保護者を対象に、保護者の育児負担軽減を目的とし、気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」の運営団体に対し運営費補助金を交付します。	こども政策課
地域親子のふれあい支援	公民館やふれあいセンターなどで、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員等と協力しながら、乳幼児を持つ親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行います。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課
各小中学校でのファミリープログラムの開催	ファミリープログラム(話し合い活動)を通して子育ての悩みを共有し、自己肯定感を高めます。その際のファシリテーター(進行役)の派遣の調整や謝礼金の支援を行います。	生涯学習企画課

### 方向性（3）地域への支援体制を強化する

- ◆市や関係機関が連携し、地域の実情を把握する
- ◆市や関係機関が連携し、包括的な支援体制の充実を図る
- ◆市は関係機関と連携し、全庁体制で地域におけるまちづくりを推進する

地域社会には、多様な生活上の課題に直面している方が存在しています。

例えば、高齢者の日常生活における困難、認知症への対応、子どもの貧困やネグレクト、DV や経済的困窮など、個人の困りごとから家族全体に及ぶ複雑な問題などがあります。

これらの問題を抱える方々の中には、既存の福祉制度の対応が困難で、十分なサポートを受けられない、あるいは支援を求める相手がいない方々がいます。従来の縦割り的な制度だけでは対応が難しいため、公的な支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」に展開する必要があります。

地域の皆さんがこのような方にいち早く気づき、適切な相談機関につなぐことができるよう、これからも市や市社協など複数の専門機関が連携して、あらゆる相談に対応できる支援体制の充実を目指しています。

また、持続可能な地域のまちづくりを実現するためには、関係機関がそれぞれの地域の実情に応じた柔軟な支援を行う必要があります。自治会長をはじめとする地域活動の担い手が地域のまちづくりに取り組む上で直面する悩みや困りごとの相談をお受けする体制として、地域センターや総合事務所にまちづくりを支援する職員を配置しています。これらの職員が地域の特性や課題など実情をしっかりと把握し、関係機関と連携しながら、地域の皆さんと一緒に課題解決に取り組んでいきます。

これから地域のまちづくりは、多世代・多様な主体と市など関係機関がお互いに連携、協働することではじめて真の成果が得られると考えています。長崎市は今後も全庁体制な横断的連携を通じて、各地域の特色を活かしたまちづくりを進めていきます。

## ■市や関係機関の取組み

お問い合わせ：あじさいコール☎822-8888

取組み	説明	所管課
総合相談支援事業（しゃきよう “なんでも”相談）	福祉、生計、家族、年金、苦情等、生活上の心配へのご相談を受けて、各関係機関と連携しながら解決に向けて支援します。	市社協
複合的な課題等を抱える世帯・人への支援	「多機関型地域包括支援センター」において、高齢・障害・子育て・生活困窮などの様々な課題を受け止め、内容を整理し、関係機関と協力しながら解決に向けて支援します。	地域包括ケアシステム推進室
高齢者の身近な総合相談支援	地域包括支援センターが、高齢者の在宅介護や福祉・保健全般に関する相談を受付け、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い支援します。	高齢者すこやか支援課
長崎市生活支援相談センターの設置、運営	仕事が見つからない、生活費に困っている等、生活の不安や悩みのある方の相談を受けて、相談員が一緒に考え、自立相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の案内のほか、必要に応じ生活保護の利用など、解決に向けて支援します。	中央総合事務所生活福祉2課 市社協
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者等を支援することを目的とした研修会や勉強会を実施し、福祉・高齢・障害・子育て・医療・介護などの様々な関係機関と地域の課題や社会資源などを共有するとともに関係機関同士の連携を深め、生活困窮者等の早期把握と課題解決に取り組みます。	中央総合事務所生活福祉2課 市社協
貸付事業	低所得者、障害者等に対し、賃金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるように支援します。	市社協
長崎市こども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能が一体となった「こども家庭センター」において、妊娠婦等に寄り添い必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援を実施するとともに、すべてのこどもとその家庭を対象に、こども等に関する相談全般から専門的な相談対応を行い、個々の状況に応じた寄り添い型の支援を行います。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
子育てに関する地域の身近な場所での相談	子育て家庭が地域の中で安心して生活するためには、地域の身近な場所で子育てに関する相談に応じ、各家庭の実情に応じた適切なサービスや事業へつなぐ相談支援体制を整備します。	子育てサポート課
ファミリー・サポート・センターながさきの運営	仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童福祉の向上を図るために、地域の中で子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行います。	子育てサポート課
障害者相談支援	長崎市内に5か所設置されている相談支援事業所において、障害福祉サービスの利用に関する	障害福祉課

	支援等、障害者等からの相談に応じた情報提供や助言を行います。	
障害者自立支援協議会の開催	障害者支援の課題等について関係機関と情報を共有し、連携を取りながら、地域の実情に応じた体制整備について協議を行います。	障害福祉課
障害者虐待防止窓口の設置	障害者の権利・利益を守るため、障害者虐待の通報・相談窓口として、「長崎市障害者虐待防止センター」を設置し、受付を行います。	障害福祉課
まちづくり支援	これからも地域を暮らしやすい場所とするため、地域の課題解決力を高めることを目的に、まちづくり支援を行います。	中央総合事務所総務課 東総合事務所地域福祉課 南総合事務所地域福祉課 北総合事務所地域福祉課 各地域センター
地区公民館のふれあいセンター化 自主的な学習活動の支援	地区公民館をふれあいセンターにすることで、地域にとってより活用のしやすい施設となります。 地域の実情に応じた講座の企画、講師紹介などの相談に応じます。	生涯学習企画課
自治会集会所の建設奨励費補助金の助成	自治会活動の推進に必要な自治会が所有する集会所の建設を促進するため、新築及び補修等を行う自治会に対して助成を行います。	自治振興課
安全・安心・交流センターの活動支援	安全・安心まちづくりの推進を図るため、自治会等が行う防犯活動をはじめ美化活動など地域連帯活動の拠点として、廃止された交番等を自治会等へ無償で貸し付け、その支援を行います。	自治振興課
土地建物の貸し付け	資産経営課が所管している未活用の施設及び土地について、自治会からの要望に応じ無償貸付けの相談に応じます。	資産経営課
集会所用地及び集会所の譲与	開発行為による市に無償譲渡された集会所用地及び集会所等について自治会に無償譲渡します。	資産経営課

## 6 計画の推進・進行管理

### (1) 計画の推進

本計画は、目指す地域の姿として「みんながつながり支えあい、安心していきいきと暮らせるまち」を掲げ、その実現に向けて2つの柱を設け、2つの柱に取り組むための方向性に沿って地域と市、関係機関が連携、協働して地域のまちづくりを推進します。

なお、市としては、長崎市地域コミュニティ推進本部（以下「推進本部」）において、全庁体制で推進していきます。

### (2) 進行管理

計画の推進にあたって、目指す地域の姿を実現するための目標指標と、各方向性の進捗をはかる指標を次のとおり設定します。

本計画は地域主体の計画であるため、各地域団体の活動状況なども併せて、地域コミュニティ推進本部及び地域コミュニティ推進審議会での十分な議論のもとに、総合的に進行管理していきます。

また、社会情勢の変化などに応じて指標の見直しを図っていきます。

### (3) 目標指標

目標指標	直近値 R6年度	目標値 R12年度	指標の説明 (アンケート調査の結果による)
1 ご近所に助け合える人がいる人の割合	26.2%	32.2%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
2 地域活動等に参加したいと思う人の割合	84.4%	85.0%	・85%の割合を維持することを目標とする。
3 地域活動等に参加している人の割合	54.9%	60.9%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。
4 自分が住んでいる地域に愛着を持っている人の割合	75.6%	81.6%	・直近値から毎年度1ポイント増を目標とする。

#### (4) 方向性の進捗をはかる指標

総合計画や各個別計画において、各事業の進捗をはかるため設定している目標値を用いています。

##### ■柱1 みんなで取り組む地域のまちづくり

###### (1) 一人ひとりが地域に関心を持つ

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
自治会加入率	60.1%	65.0%
市政情報の発信に満足している市民の割合	70.9%	75.0%

###### (2) 様々な人や団体が参画し連携する

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
自治会加入率【再掲】	60.1%	65.0%
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数[累計]	48 地区	78 地区
地域でのボランティア活動に参加した学生数	5,433 人	5,767 人

###### (3) 暮らしやすいまちづくりに取り組む

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
地域の防火防災訓練実施率	78.8%	100.0%
自主防災組織活動カバー率	72.1%	75.1%
青少年育成協議会の活動実施率	94.4%	100%
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲(捕獲隊)の組織数[累計]	142 組織	160 組織
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.6%	75.6%
自宅や学校以外で放課後に自分一人や友達と過ごせる場所が身近にあると思う割合(小～高校生)	83.5%	85.5%

(4) 個性ある地域の魅力づくりに取り組む

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
移住者数	546 人	550 人
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	86.8%	90.0%
各地区が住みやすいと思う市民の割合【再掲】	72.6%	75.6%

■柱2 未来へつなげる体制づくり

(1) 誰もが地域活動に参加しやすい体制づくりを進める

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数【累計】【再掲】	48 地区	78 地区

(2) 将来に向けた担い手づくりに取り組む

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
高齢者生活・介護支援サポーターの新規養成者数	63 人	152 人
移住者数【再掲】	546 人	550 人
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合	92.0%	95.0%
ながさき型地域貢献企業等に認定を受けた企業等の従業員数	293 人	12,300 人

(3) 地域への支援体制を強化する

指標	直近値 R6 年度	目標値 R12 年度
地域から受けた相談が完結した割合	77.0%	83.0%
多機関型地域包括支援センターが支援した世帯数	479 世帯	415 世帯
長崎市社会福祉協議会の総合相談窓口相談件数	1,455 件	1,737 件
お住まいの地域の「地域包括ケアシステム」ができていると感じている市民の割合	34.4%	37.0%

## 7 参考資料

- (1) 長崎市地域コミュニティ推進審議会
- (2) 長崎市地域コミュニティ推進本部
- (3) 長崎市社会福祉協議会
- (4) 地域コミュニティ連絡協議会
- (5) 市民アンケート調査結果概要
- (6) 長崎市よかまちづくり条例
- (7) 長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例

長崎市では、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえて、  
地域におけるまちづくりに取り組んでいきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### SDGs とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

## 第2期みんなで、すへで！ ながさき虹色プロジェクト 【長崎市地域まちづくり計画】

策定 令和8年3月

長崎市市民生活部地域コミュニティ推進室  
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号  
☎095-822-8888（代表・あじさいコール）

【別冊】

# 第3次長崎市男女共同参画計画

## 後期行動計画

### 素案（案）

#### 計画期間

基本計画 令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）

後期行動計画 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）



# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
  - (1) 世界（国際連合）、国、県の動き
    - ア 世界（国際連合）の動き
    - イ 国の動き
    - ウ 長崎県の動き
  - (2) 長崎市の動き
  - (3) 長崎市の状況
- 3 計画の位置づけ・計画期間・S D G sとの関係
  - (1) 計画の位置づけ
    - ア 国の法律、市の条例等との関係
    - イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係
    - ウ 計画の構成
  - (2) 計画期間
  - (3) S D G sとの関係

## 第2章 基本計画

- 1 計画の基本理念
- 2 推進目標と施策の方向  
＜施策の体系＞

## 第3章 後期行動計画

- 1 推進目標 I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり
  - 主要課題 1 男女共同参画についての理解の浸透
  - 主要課題 2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
  - 主要課題 3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透
  - 主要課題 4 メディアにおける人権の尊重

- 2 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり
  - 主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大
  - 主要課題6 女性のエンパワーメントの推進
  - 主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス
- 3 推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり
  - 主要課題8 暴力の根絶
  - 主要課題9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援
  - 主要課題10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応

#### 第4章 推進体制

# 第1章 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

長崎市においては、1987（昭和62）年に「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、長崎市女性行動計画「あじさい男女平等推進プラン」を経て、2001（平成13）年に男女共同参画社会基本法に基づく最初の「長崎市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための各施策の推進を計画的に図ってきました。

しかしながら、社会全体における固定的性別役割分担意識<sup>1</sup>や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は根強く存在しています。また、非正規雇用労働者に占める女性の割合が高いこと等に起因する女性の貧困や、性犯罪・性暴力、ドメスティック・バイオレンス<sup>2</sup>（以下「DV」という。）、セクシャルハラスメント等の暴力の問題等が男女間の格差の是正を阻む一因となっており、特に女性を取り巻く環境は厳しく、男女共同参画社会の実現を阻害する課題が十分に解消されているとは言い難い状況です。

のことから、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（Well-being）の実現につながるよう、「第2次長崎市男女共同参画計画」における将来の長崎市の姿である「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を引き継ぎ、新たに長崎市が取り組むべき推進目標と施策の方向を明らかにするため、「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### （1）世界（国際連合）、国、県の動き

#### ア 世界（国際連合）の動き

1979（昭和54）年の国連総会における「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の採択や、1995（平成7）年に北京（中国）で開催された第4回世界女性会議における女性の地位向上とエンパワーメント<sup>3</sup>を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記された行動計画「北京行動綱領」と「北京宣言」が採択されるなど、国際社会

<sup>1</sup> 固定的性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適當であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

<sup>2</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

<sup>3</sup> エンパワーメントとは、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

においては、国際連合などによる男女共同参画に関する取組みが進んでいます。

また、2015（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいて、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界の実現を目指す世界共通の目標として、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のためのアジェンダ」の中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。その17の目標のひとつとして「ジェンダー<sup>4</sup>平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、女性・平和・安全保障（WPS）の推進、男性が変化をもたらす主体や受益者、戦略的パートナーとしてジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関与すること等も重要となっています。

さらに、令和6年9月に国連で採択された「未来のための協定」では、人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに関する取組みの強化の確実な実行が求められるなど、国際的な取組みが加速しています。

## イ　国の動き

2016（平成28）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の全面施行以降、2017（平成29）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」の改正、2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の施行、2019（令和元）年には、「女性活躍推進法」「育児・介護休業法」「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」の改正と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行、2021（令和3）年には、「育児・介護休業法」が改正されるなど、女性の社会進出の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進などの男女共同参画の推進につながる法や制度が整備されています。

また、女性が抱える問題が複雑化・多様化、かつ複合的なものになっている状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を売春防止法から脱却させ、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）が2024（令和6）年4月に施行されました。

## ウ　長崎県の動き

長崎県では、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「男女が性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」を目指す指針として、2021（令和3）年に「第4次長崎県男女共同参画基本計画

<sup>4</sup> ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

～ながさき“輝き”プラン～」（計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）を策定しました。

また、2021（令和3）年度に策定した「第5次長崎県DV対策基本計画」（計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）を改訂し、女性支援新法に基づく基本計画と一体化した「困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画」（計画期間：2025（令和7）年度～2030（令和12）年度）を策定しました。

## （2）長崎市の動き

1987（昭和62）年に女性の地位向上と福祉の増進を目的として「長崎市婦人行動計画」を策定して以来、1994（平成6）年には「あじさい男女平等推進プラン」の策定、2001（平成13）年には「長崎市男女共同参画計画」の策定を行っており、10年ごとに計画の見直しを行っています。

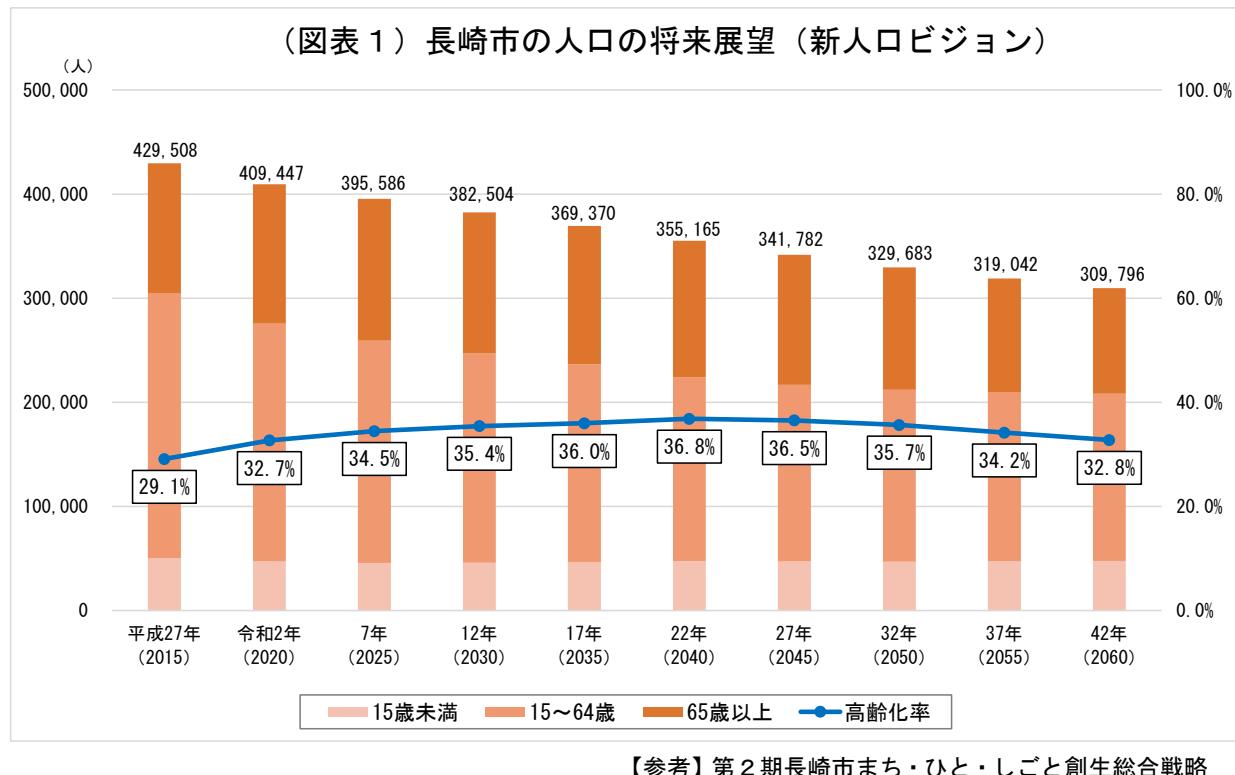
また、2016（平成28）年策定の「第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画」からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本計画と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本計画としても位置付けています。

2016年度（平成28年度）からは、男女共同参画に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設である男女共同参画推進センター（長崎市民会館）に指定管理者制度を導入しています。

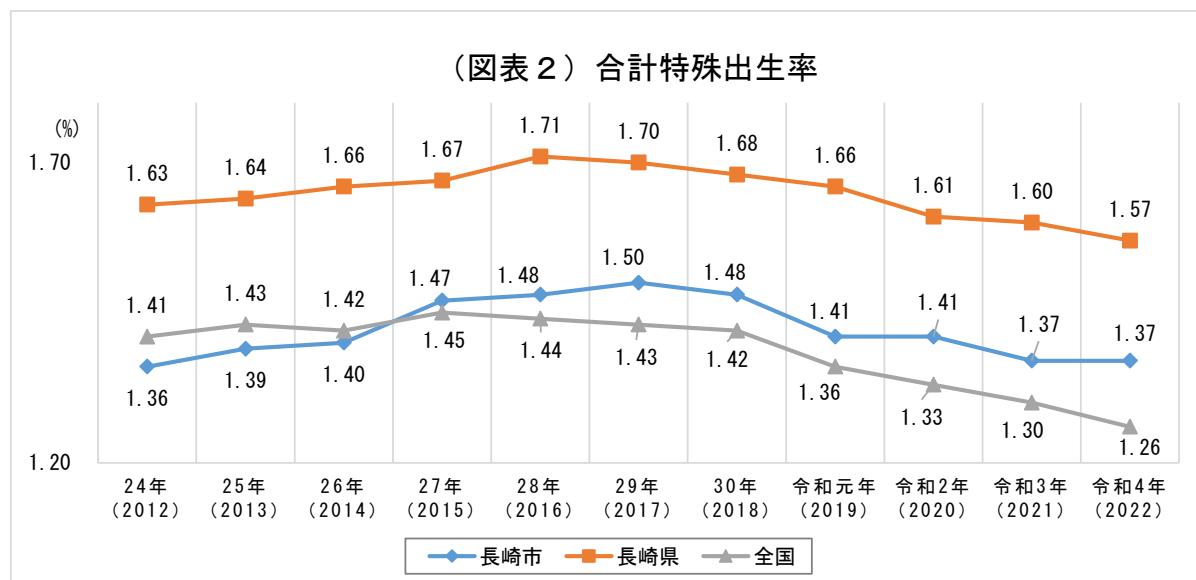
これまでの計画における進捗状況や社会情勢等を踏まえ、国の第5次男女共同参画計画や第4次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）を計画期間とする「第3次長崎市男女共同参画計画」を策定しました。

## （3）長崎市の状況

長崎市の人口は毎年減少しており、令和2年4月に算定した長崎市新人口ビジョンによると、長崎市の将来推計人口は、2040（令和22）年には約35万5千人まで減少する一方で、高齢化率は36.8%になり、超高齢化社会となります（図表1）。



長崎市の出生数は減少傾向にあり、2022（令和4）年には2,449人と、10年前の2012（平成24）年から880人の減少となっています。合計特殊出生率<sup>5</sup>は、2012（平成24）年から2017（平成29）年にかけて上昇しましたが、その後は減少に転じています（図表2）。



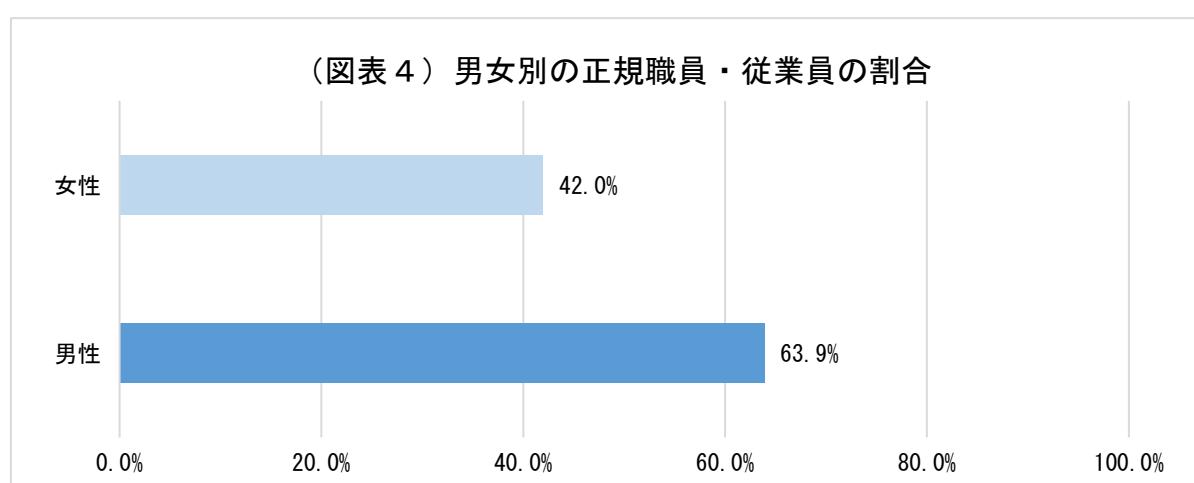
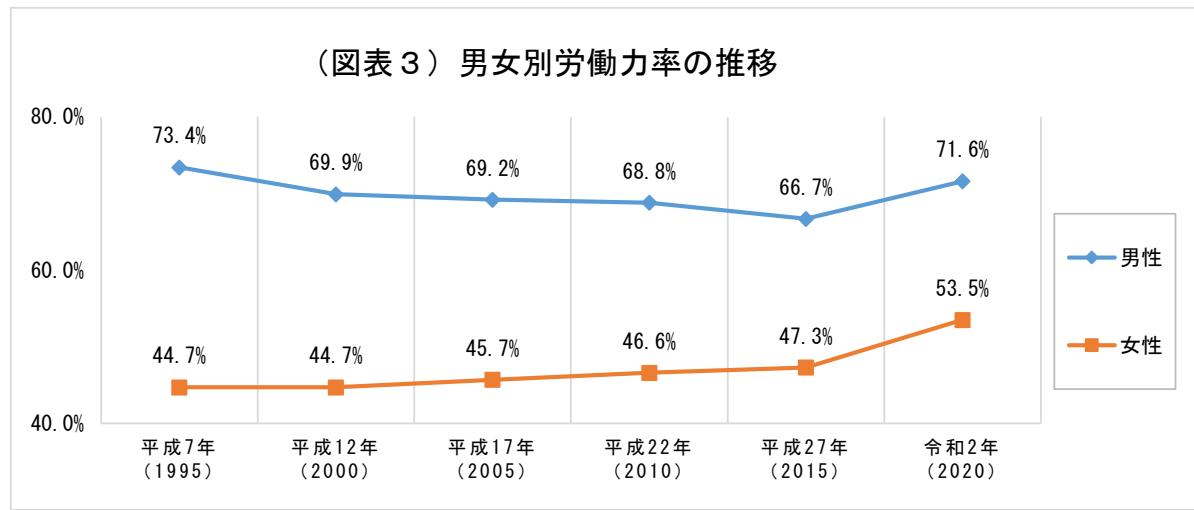
<sup>5</sup> 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に生むと想定される子供の数に相当する。

男女別労働力率の推移を見ると、男性の労働力は1995（平成7）年を境に減少していましたが、2020（令和2）年は上昇に転じています。一方、女性の労働力率は近年上昇傾向にあります（図表3）。

また、正規職員・従業員の割合を見ると、男女で雇用状況は異なり、男性は約65%が正規職員ですが、女性の正規職員は50%にも達していません（図表4）。加えて、女性の就業率は増加傾向にあるものの、非正規雇用の割合が高いことから雇用環境の悪化の影響を受けやすいなど、女性を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

女性活躍がうたわれる一方で、育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさや、特に女性においてキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景として長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りがあるなど、その根底には固定的な性別役割分担意識が未だ見受けられます。

ライフステージに応じて性別にかかわらずすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現や雇用のあり方を見直す環境の整備が重要となっています。

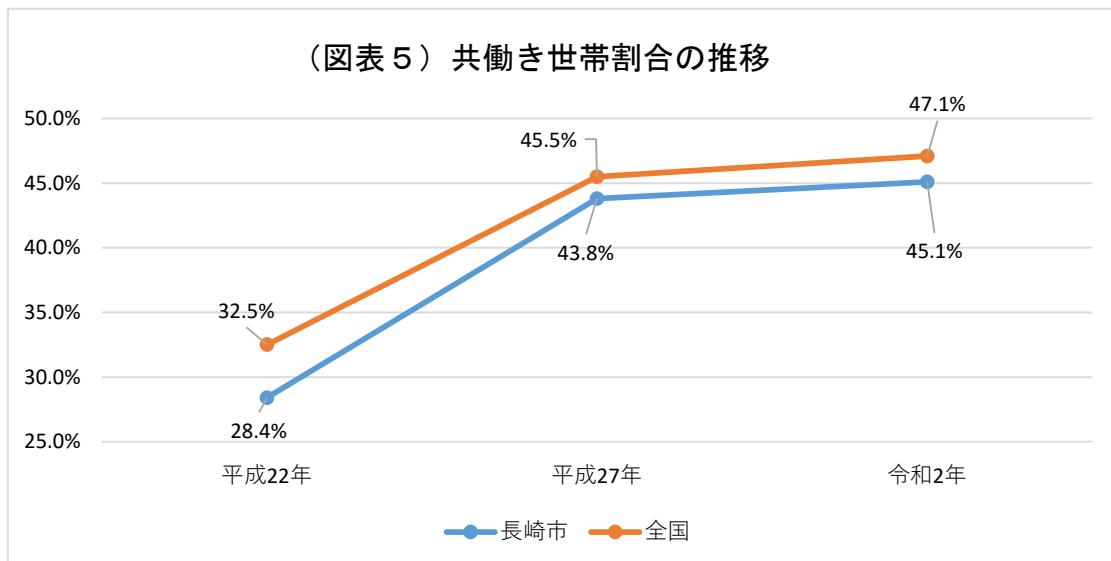


女性の就業率の増加に伴い共働き世帯も増加傾向にあります。特に、2010（平成22）年から2015（平成27）年の5年間で急激に増加しています（図表5）。

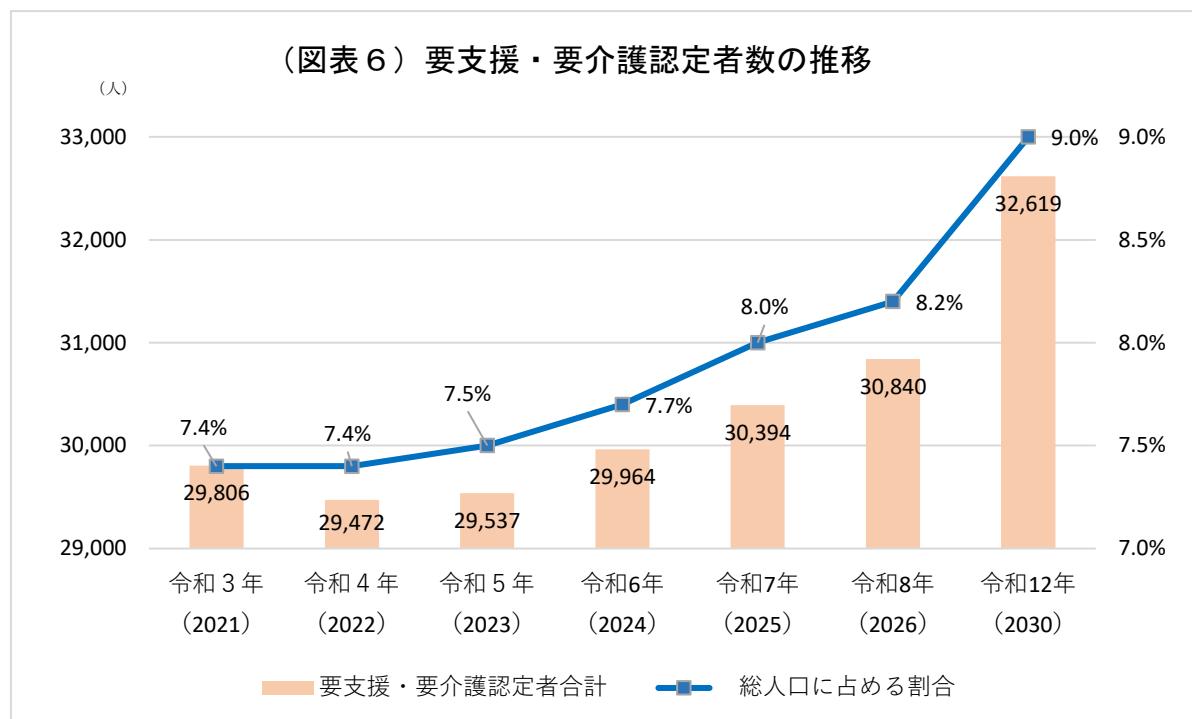
また、要支援・要介護者認定者数の推計を見ると、今後、要支援・要介護者認定者数と併せて総人口に占める割合も増加することが見込まれています（図表6）。

さらに、介護をしている15歳以上人口においては、どの年代においても女性がその多くを占めています（図表7）。

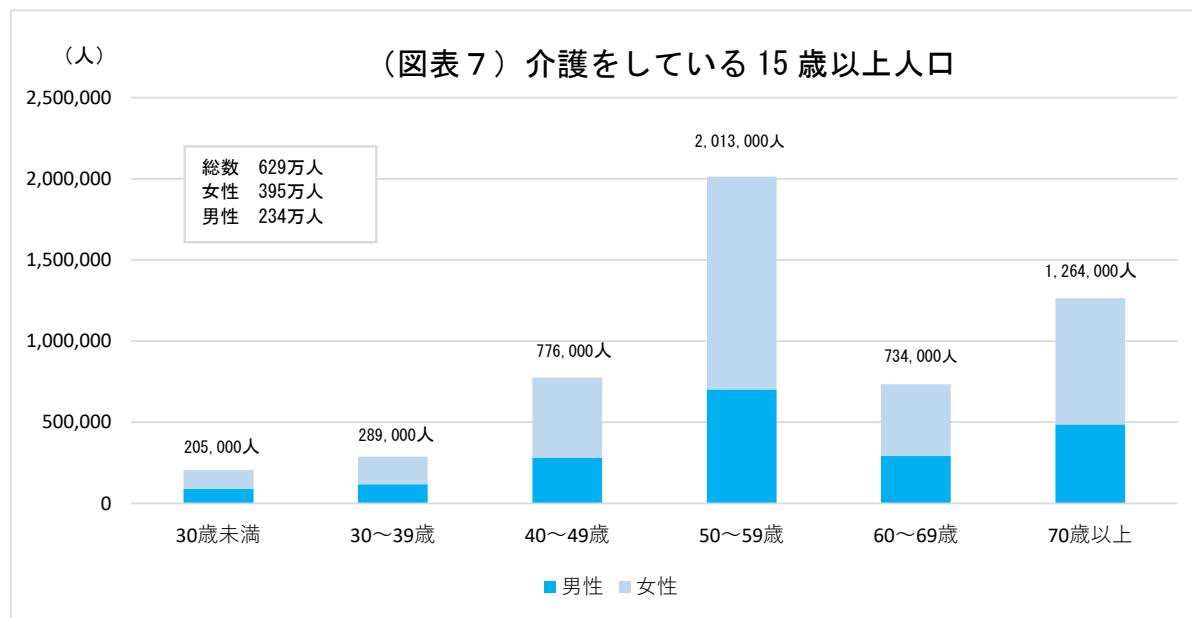
女性の社会進出が進み、女性の就業率が高まるなど、女性活躍の推進に向けた動きは進んでいるものの、現状では育児や介護の多くを女性が担っており、今後、更なる高齢化の進展により働きながら介護を行うワーキングケアラーの増加が予測されることや、育児と介護のダブルケアを担う者がいることからも、育児や介護等に男性が参画できるような環境整備や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進が求められます。



【参考】長崎市こども計画（長崎市）



【参考】長崎市高齢保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（長崎市）



【出典】令和4年就業構造基本調査（総務省統計局）

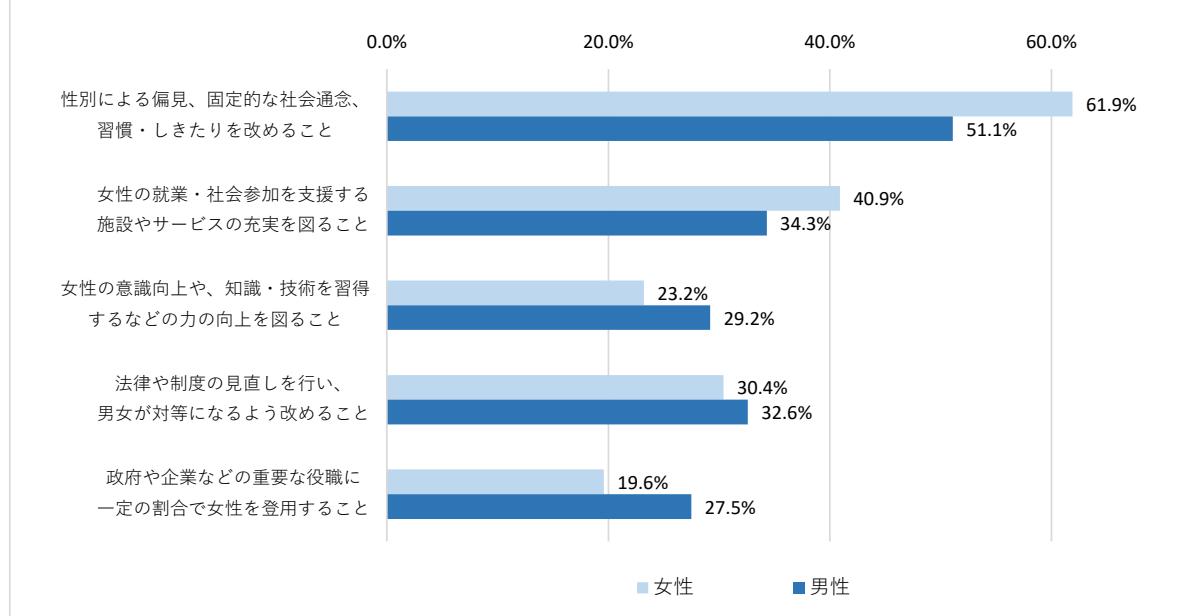
※総数に分類不能・不詳等の数値を含み、単位未満の位で四捨五入しているため、総数と男女の合計は必ずしも一致しない。

2023（令和5）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、「社会のあらゆる分野で男女が対等な立場でともに参画していくために必要なこと」について、全体でみると「性別による偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も多く、次に「女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」となっています。（図表8）。

男女別でみても、この2項目が他の項目より高い割合を示していますが、このうち「性別による偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりを改めること」については、女性が男性より10.8ポイント高くなっています。

このように、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、制度があっても利用しづらいことから、この問題の解消のための情報発信を継続的に行っていくとともに、女性の就業や社会参加を支援するための職場・地域環境の整備や教育・啓発に力を入れていくことが求められます。

(図表8) 社会のあらゆる分野で男女がともに参画していくために必要なこと



【出典】令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査（長崎市）

### 3 計画の位置づけ・計画期間・SDGsとの関係

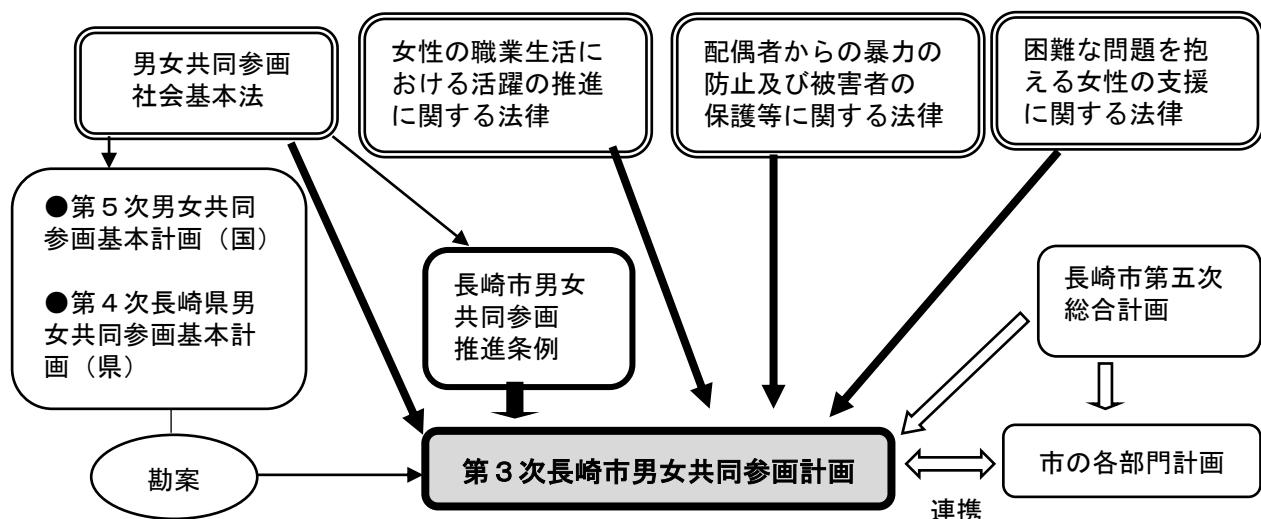
#### (1) 計画の位置づけ

##### ア 国の法律、市の条例等との関係

- (ア) この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項、長崎市男女共同参画推進条例第7条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (イ) 女性活躍推進法第6条第2項に規定する女性の職業生活における活躍についての基本的な計画です。  
(推進目標ⅠからⅡの一部が関連)
- (ウ) DV防止法2条の3第3項に規定する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(16)が関連)
- (エ) 女性支援新法第8条第3項に規定する困難な問題を抱える女性への支援についての基本的な計画です。(推進目標Ⅲの(18)が関連)

##### イ 市の総合計画、市の他部門計画との関係

この計画は、長崎市第五次総合計画の基本施策「人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします」に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的な取組みと施策の方向を具体的に示したもので、国及び県の基本計画を勘案しつつ、長崎市第五次総合計画との整合性を図りながら、関連する他の部門の計画と連携して取り組む計画です。



## ウ 計画の構成

この計画は、「基本計画」と「行動計画」から構成します。

基本計画は、長崎市の男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を踏まえ、計画の体系、計画の推進目標及び計画の主要課題を記し、その目標を達成するための施策の方向性を定めています。

行動計画では、主要課題を達成するための数値目標と具体的な取組みを定めています。

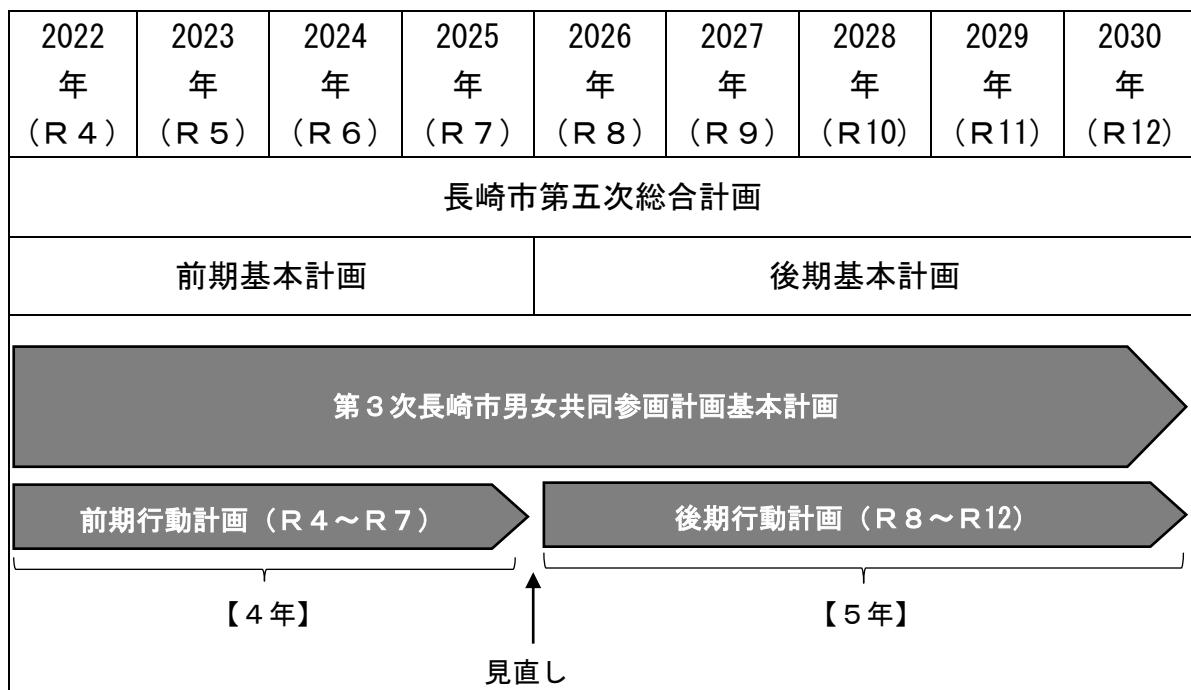
### (2) 計画期間

基本計画は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。

行動計画は、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までの4か年を前期、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年を後期とします。

後期行動計画については、前期行動計画の期間の社会情勢の変化や計画の進捗状況の評価を踏まえて、後期行動計画に反映させることとします。

### 第3次長崎市男女共同参画計画の期間

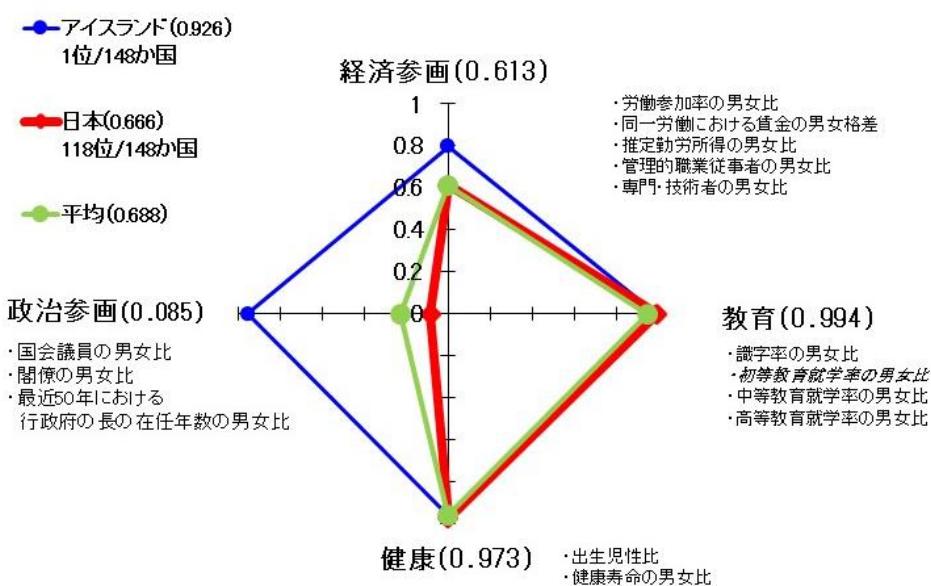


### (3) SDGsとの関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成27）年9月25日に国連サミットで採択され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念とし、2030（令和12）年までの達成を目指す、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

特に、ゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の各施策の方向性とも重なっており、本計画の各施策を着実に進めていくことで、SDGsの推進、目標達成にもつながるものと考えています。

我が国のジェンダー平等については、世界経済フォーラムが2025（令和7）年に公表した男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、世界148カ国中約118位と下位に位置しています。前年と同順位でしたが、政治分野と経済分野で低評価となっており、依然として男女格差が大きく、日本はG7の中で最も低い評価を受け、他の先進国と比較して遅れをとっています。このように我が国のジェンダーギャップ指数は改善の兆しを見せつつありますが、依然として多くの課題が残っています。

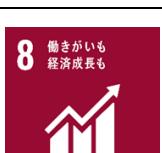


順位	国名	値
1	アイスランド <sup>®</sup>	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
<b>118</b>	<b>日本</b>	<b>0.666</b>
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成  
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載  
3. 分野別の順位:経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

## 持続可能な開発目標（S D G s）の詳細

づ  
計  
画  
・  
期  
間  
の  
位  
置

 <p>1 貧困をなくそう 人間図</p>	<p><b>目標 1【貧困】</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに 食事</p>	<p><b>目標 2【飢餓】</b> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を 心拍線</p>	<p><b>目標 3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに 本</p>	<p><b>目標 4【教育】</b> すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう 男女</p>	<p><b>目標 5【ジェンダー】</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に 水</p>	<p><b>目標 6【水・衛生】</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 太陽</p>	<p><b>目標 7【エネルギー】</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も グラフ</p>	<p><b>目標 8【経済成長と雇用】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 工場</p>	<p><b>目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】</b> 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう 矢印</p>	<p><b>目標 10【不平等】</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを 建物</p>	<p><b>目標 11【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任つかう責任 ∞</p>	<p><b>目標 12【持続可能な消費と生産】</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を 地球</p>	<p><b>目標 13【気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう 魚</p>	<p><b>目標 14【海洋資源】</b> 持続可能な開発ために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう 木</p>	<p><b>目標 15【陸上資源】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に 鳩</p>	<p><b>目標 16【平和】</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 花</p>	<p><b>目標 17【実施手段】</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

出典「持続可能な開発目標（S D G s）と日本の取組」（外務省パンフレット）

## 第2章 基本計画



## 第2章 基本計画

### 1 計画の基本理念

長崎市では、2002（平成14）年に制定、施行した長崎市男女共同参画推進条例第3条において、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしています。

今回の第3次計画においても、この基本理念に基づき策定しています。

#### 【長崎市男女共同参画推進条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の互いの性の尊重と健康づくり
- 6 國際的協調

#### （参考）

#### 【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 國際的協調

## 2 推進目標と施策の方向

第2次計画においては、これまで男女共同参画が十分に進まなかつた理由として、次の3つをあげています。

- 1 男女共同参画への理解がまだまだ浸透していないこと
- 2 様々な分野への男女の共同参画が進んでいないこと
- 3 男女共同参画社会の推進を阻害する要因である暴力被害が存在すること

これらの現状を踏まえ、将来の長崎市の姿として、

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

をめざし、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定するとともに、施策の方向を定め、男女共同参画の推進に向けた様々な取組みを行ってきました。

しかしながら、現時点においても、上記のような男女共同参画社会の実現を阻む課題は、まだ十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、第3次計画においても、第2次計画がめざす将来の長崎市の姿を引き継ぐこととします。

また、第2次計画と同様に、3つの推進目標を掲げ、その推進目標ごとに取り組むべき主要課題を設定し、施策の方向を定めました。

## ＜施策の体系＞

一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現

### 【推進目標】

### 【主要課題】

### 【施策の方向】

基本  
計  
画

#### 推進目標 I

男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

1 男女共同参画についての理解の浸透

- (1) 男女共同参画に関する情報発信★
- (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供★

2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

- (3) 教育の場における男女平等意識の醸成★
- (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実★

3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

- (5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発
- (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援

4 メディアにおける人権の尊重

- (7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進★
- (8) メディア環境における有害環境浄化への取組★

5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

- (9) 女性の積極的な登用の促進★

6 女性のエンパワーメントの推進

- (10) 女性の人材育成★
- (11) 女性のチャレンジへの支援★

7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス

- (12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進★
- (13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透★
- (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援★
- (15) 地域における共同参画の促進

8 暴力の根絶

- (16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進●
- (17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

- (18) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援◎

10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応

- (19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

★：女性活躍推進法に基づく計画に位置付け

●：DV防止法に基づく計画に位置付け

◎：女性支援新法に基づく計画に位置付け

## 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権が保障され、男女平等がうたわれています。男女共同参画社会基本法においても、男女の人権の尊重がうたわれており、性別による差別的な扱いは、人権問題であるという認識が必要です。

したがって、男女共同参画を推進していくうえで基盤となるのは、一人ひとりの男女共同参画についての理解であり、男女共同参画社会がより身近なものとして実現していくためには、その意識が深まり、広がっていくことが大切です。

主要課題	施策の方向
1 男女共同参画についての理解の浸透	(1) 男女共同参画に関する情報発信 (2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供
2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	(3) 教育の場における男女平等意識の醸成 (4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実
3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透	(5) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ <sup>6</sup> ）の啓発 (6) 妊娠、出産期における健康管理への支援
4 メディアにおける人権の尊重	(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進 (8) メディア環境における有害環境浄化への取組

<sup>6</sup> リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994（平成6）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び1995（平成7）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

## 推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

世界経済フォーラム (World Economic Forum : WEF) は 2025 (令和 7) 年に「The Global Gender Gap Report 2021」を公表し、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数<sup>7</sup> (Gender Gap Index : GGI) を発表しました。2021 (令和 3) 年の日本の総合スコアは、148 か国中 118 位と、特に政治分野と経済分野で低評価となっており、依然として男女格差が大きく、日本は G 7 の中で最も低い評価を受け、他の先進国と比較して遅れをとっています。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性もあらゆる分野に積極的に参画し、自分の能力に見合った適正な評価を受け、活躍できる社会を形成していくことが重要です。

主要課題	施策の方向
5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大	(9) 女性の積極的な登用の促進
6 女性のエンパワーメントの推進	(10) 女性の人材育成 (11) 女性のチャレンジへの支援
7 雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス	(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進 (13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援 (15) 地域における共同参画の促進

<sup>7</sup> ジェンダー・ギャップ指数とは、「経済」「政治」「教育」「健康」の 4 つの分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を示している。

### 推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

DVやセクシュアル・ハラスメント<sup>8</sup>（以下「セクハラ」という。）などの様々な暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではなく、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つでもあります。

また、社会的・経済的な男女間の格差等を起因とする多様かつ複合的な困難を抱える女性等への支援や、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の浸透の必要性も再認識されています。

誰もが安全に安心して暮らせるために、男女共同参画の視点に基づいた意識啓発やきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

主要課題	施策の方向
8 暴力の根絶	(16) DV（配偶者等からの暴力）対策の推進 (17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進
9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	(18) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応	(19) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映

<sup>8</sup> セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

## 第3章 後期行動計画



## 「第3章 後期行動計画」の見方

### 推進目標Ⅰ 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題ごとに、現状、施策の方向を記載しています。

#### 主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではありますが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります（以下略）。

#### 主要指標

「主要課題」の進捗を図るために指標と基準値、目標値を記載しています。

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.7%	人権男女共同参画室

#### 施策の方向(1)

##### 男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や情報発信に努めます。

#### 施策の方向に沿って取り組む内容

「施策の方向」に沿って取り組む内容を記載しています。

指標番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室

## 第3章 後期行動計画

### 1 推進目標I 男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

#### 主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

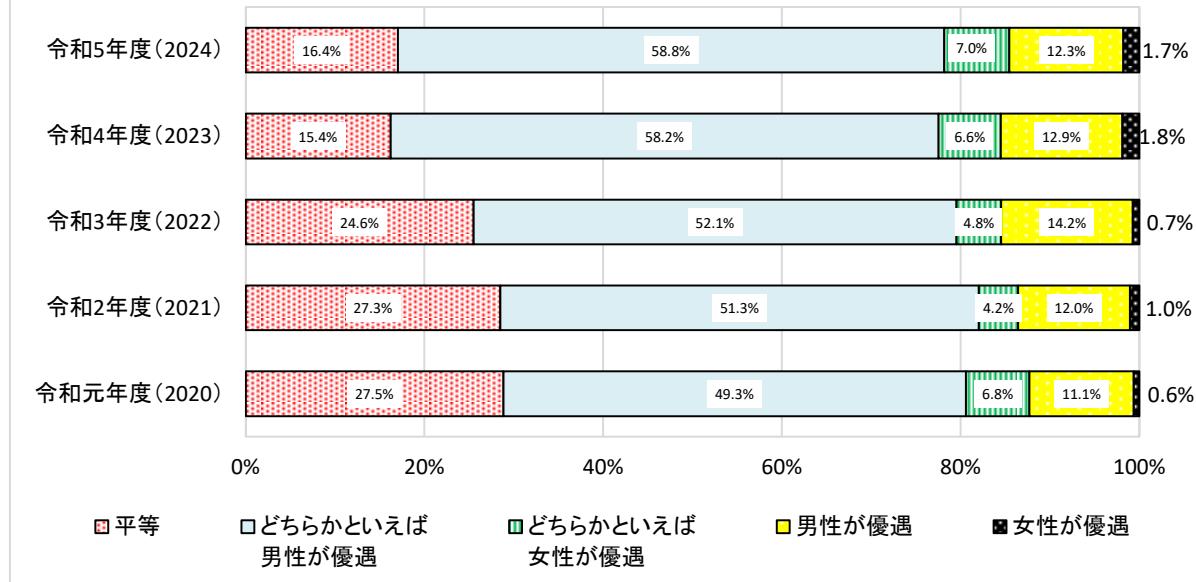
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯で作られてきたものではありますが、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に中立に機能しない場合があります（図表10）。

男女共同参画に関する様々な取組みや制度の整備などは進んできたものの、依然として社会全体が変わるものには至っていません。

また、国においては、世界の動きと軌を一にして男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組みが進められています。

このため、世界の動きにも目を向けながら、あらためて男女共同参画の視点に立ち、性別にかかわらず個性や能力を発揮できるようにするとともに、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する知識の普及と啓発に努めます。

（図表10）「社会全体でみた場合に、男女は平等になっていると思いますか」



出典「長崎市市民意識調査」（長崎市）

## 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
1	社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合（長崎市市民意識調査）	20.2% (R6年度)	30.7%	人権男女共同参画室
2	男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	11,392人 (R6年度)	11,200人	人権男女共同参画室
3	男女共同参画推進センター主催講座の参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合	94.0% (R6年度)	94.5%	人権男女共同参画室

### 施策の方向（1）

#### 男女共同参画に関する情報発信

男女共同参画の視点に立ち、国際的な動向を把握するとともに、性別にかかわらず個性や能力を発揮でき、社会制度や慣行について見直す機会を提供できるよう、男女共同参画に関する調査や継続的な情報発信に努めます。

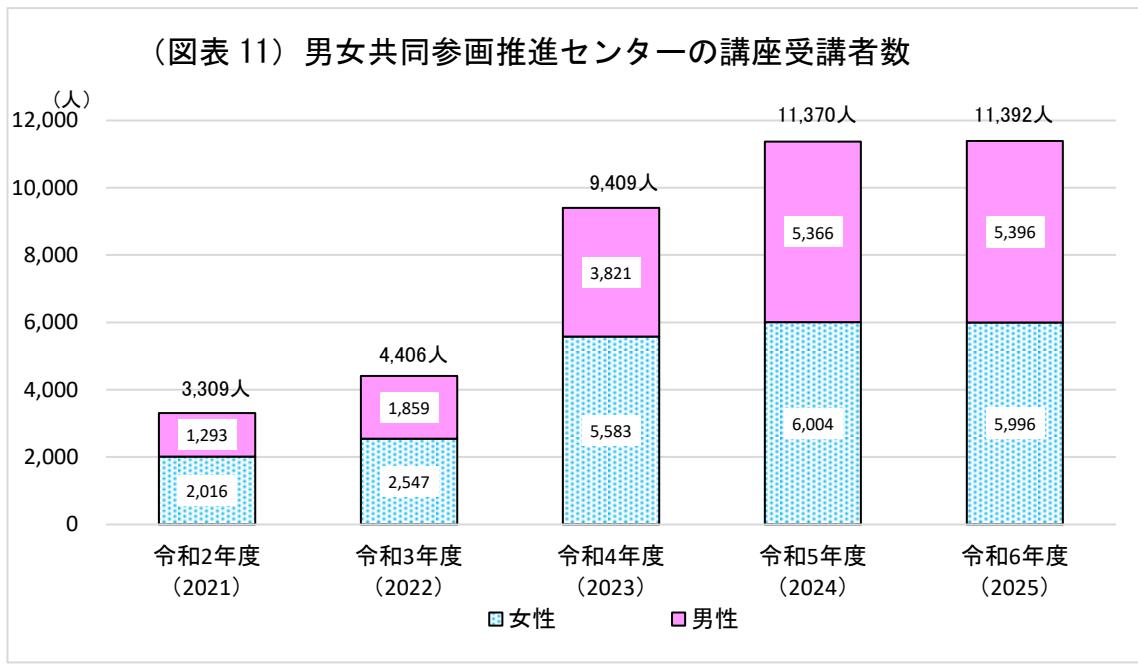
### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室

## 施策の方向（2）

### 男女共同参画の意識を高める機会の提供

男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）は、長崎市における男女共同参画を推進する拠点施設です。2025（令和7）年7月に男女共同参画社会基本法が改正され、この中で、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点施設として定義されました。これまでも、同センターを中心に男女共同参画について市民が関心や興味を持って考える機会となるような講座や講演会等を実施しておりますが、年齢、性別、職業などの立場を問わず多様な参加者の参加を促進し拠点施設としての機能の更なる充実を図ります。



出典「男女共同参画推進センター事業概要及び事業報告」（男女共同参画推進センター）

### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室

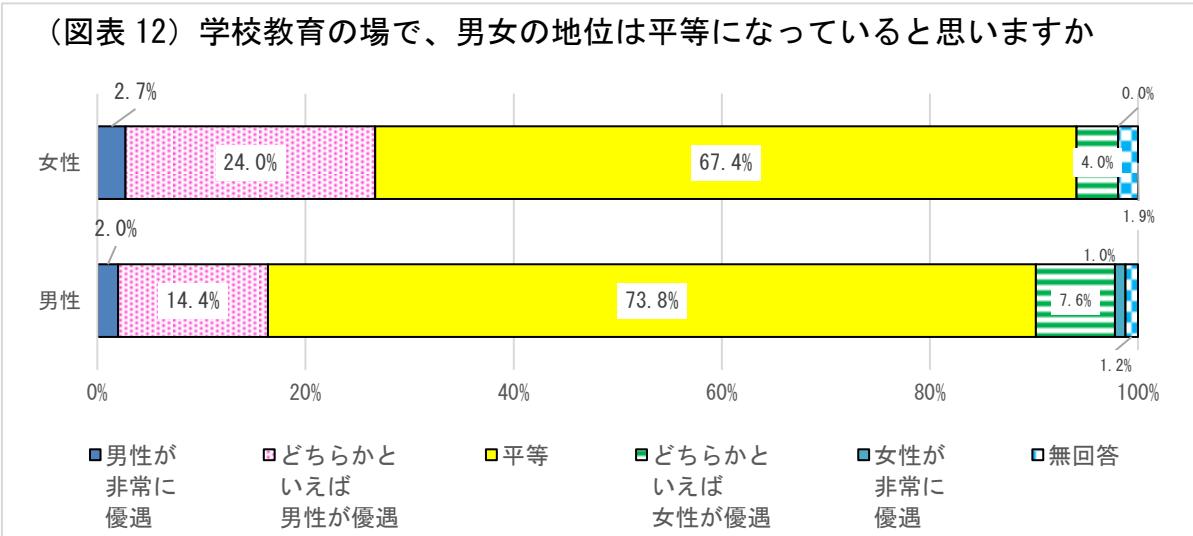
## 主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが自立して個性や能力を発揮し、社会活動に参画することが必要です。

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などは、幼少の頃から形成されてきており、誰にでも存在します。

このため、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、男女双方の意識を変えていく取組みが極めて重要となりますので、子どもの頃から男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育を行う必要があります（図表12）。

また、社会全体の男女共同参画意識の機運を醸成するために、家庭や地域、職場などの社会のあらゆる場においても、学びの機会を提供できるよう、学びの場の充実を図ります。



出典「令和6年9月男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府男女共同参画局）

推進目標I

### 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値（R12年度）	所管課
4	職業講話の実施校の割合（学校運営調査）	76.9%（R6年度）	80.0%	学校教育課
5	男女共同参画に関する派遣講座の実施回数	66回（R6年度）	66回	人権男女共同参画室

### 施策の方向（3）

#### 教育の場における男女平等意識の醸成

次世代を担う子どもたちが個性や能力を発揮して成長することができるよう、子どもの頃から、男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育や教員向けの研修や保護者向け講座の実施に取り組んでいきます。

#### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課

### 施策の方向（4）

#### 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

家庭、地域、職場などの社会のあらゆる場において学ぶ機会を提供するとともに、未就学児を持つ方も気軽に参加できるよう、講座開催時に一時保育を実施するなど、学びの場の充実を図ります。

#### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室

14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課
----	------------------------	----	---------

### 主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透

男女が互いの身体的性差を十分理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成のために大切です。

健康な生活を送るためには、心身及びその健康について、正確な知識や情報を入手できるようにする必要があります。特に女性の心身状態は年代によって大きく変化するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を広げます。

近年、働く女性が増え、女性のライフスタイルが多様化しており、婚姻年齢や出産年齢が上昇している中でも、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることと併せて、男女ともに、妊娠や出産を正しく理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮することが必要です。

そのため、それぞれの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、生涯にわたり健康を包括的に支援するための取組みを行います。

#### **主要指標**

推進目標I

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
6	性教育に係る外部講師の活用率	46.2% (R6年度)	48.0%	学校教育課
7	こども家庭センターでの妊婦の健康相談対応件数	2,438件 (R6年度)	1,927件	子育てサポート課

#### **施策の方向（5）**

##### **性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の啓発**

性と生殖について、人権意識に基づいた正しい知識を身につけることができるよう、幅広い世代への啓発を行います。

#### **施策の方向に沿って取り組む内容**

取組番号	取組内容	対象	所管課
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るために講座の開催	市民	人権男女共同参画室
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課

17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	学校教育課
18	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・啓発の充実	市民（主に中・高・大学生）	感染症対策室
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室

### 施策の方向（6）

#### 妊娠、出産期における健康管理への支援

男女ともに、妊娠や出産に関する正しい知識や情報を得て理解し、妊娠中や出産前後の女性の健康に配慮できるよう、健康診査や保健指導、相談等を行います。

#### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課
21	両親学級の開催	妊婦とその配偶者	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課

## 主要課題4 メディアにおける人権の尊重

現代社会は、様々な媒体から多くの情報が流されており、固定化された男女の姿や人権を侵害するような性暴力表現などの情報は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、メディアからの情報の影響は大変大きいものとなっています。

このため、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組むとともに、市民がメディアの情報を主体的に読み解き、判断する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための機会を提供します。

公共性の高い空間においては、青少年が性や暴力の表現に安易に接することができる環境は有害となる場合もあるため、そのような表現を含む情報との隔離を適切に行うよう啓発を行います。

また、近年の急速なスマートフォンの普及により、インターネット利用が拡大しており、私たちはいつでもどこでも必要に応じて、情報を簡単に入手することができます。インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、安全安心な利用のための周知・啓発を行います。

### **主要指標**

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
8	把握している社会環境実態調査対象店舗（市内のコンビニエンスストア、ドラッグストア、携帯ショップ、カラオケボックス、興行施設など）への調査実施率	100.0% (R6年度)	100.0%	こども相談センター (こどもみらい課)

### **施策の方向（7）**

#### **男女共同参画の視点に立った表現への理解促進**

固定化された男女の姿や、趣旨とは関係ないことで性的な表現を用いているような場合には、人権尊重の視点、男女共同参画の視点に立って考えたうえで、必要に応じて、表現の指導・改善に取り組みます。

また、スマートフォンの急速な普及により、インターネットによる情報の収集や発信が容易になっています。このため、市民がメディア情報を主体的に読み解き、判断し、適切に発信する能力(メディア・リテラシー)を向上させるための情報発信や学習の機会を提供します。

## 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	継続して取り組む内容	対象	所管課
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除するため配慮すべき事項として広報研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室

### 施策の方向（8）

#### メディア環境における有害環境浄化への取組

性や暴力の表現や情報に安易に接することができる環境は、特に青少年の心身の健全育成にとって悪影響を及ぼすことから、公共性の高い空間においては、そのような表現を含む情報からの適切な隔離について、また、コミュニティサイトやSNS等のメディア環境においては、有害なサイトに対するアクセス制限などの予防対策を行うとともに、被害者にも加害者にもならないための周知・啓発を行います。

## 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
25	社会環境実態調査の実施（コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等）	事業者	こども相談センター（こどもみらい課）
26	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	PTA	生涯学習企画課

## 2 推進目標Ⅱ あらゆる分野において

### 男女が共同参画できる社会づくり

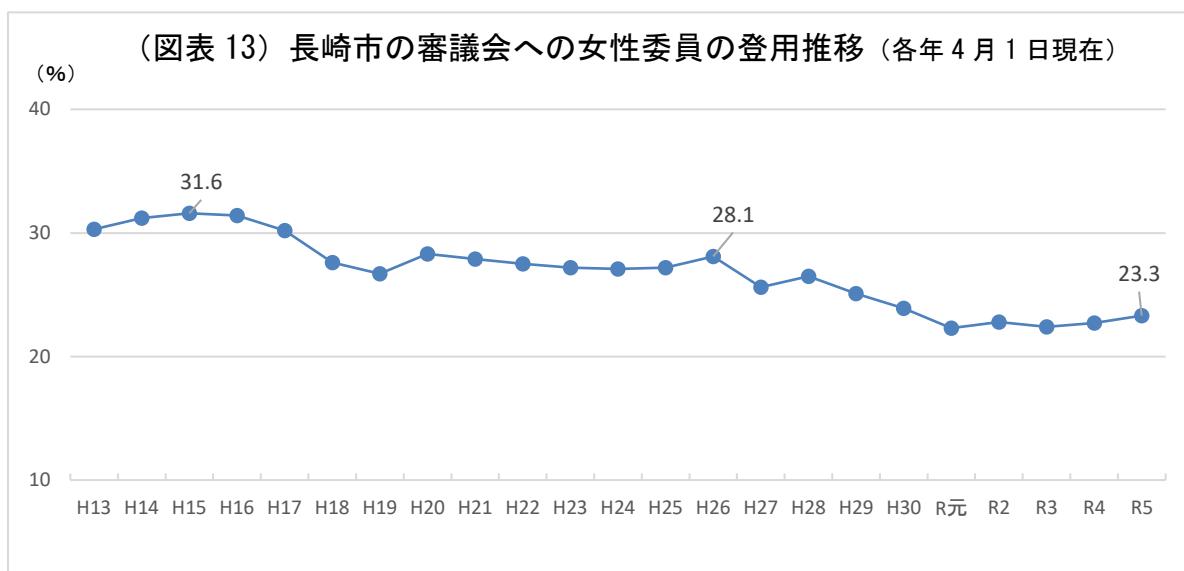
#### 主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

国際社会においては、2015（平成27）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）について、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

また、国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう目指す」ことを目標に様々な取組みが進められており、指導的地位に占める女性の割合は増えつつあります。

そのような中、本市における審議会等への女性の登用率は、近年減少傾向にあり（図表13）、中核市の平均を下回っています（図表14）。このため、市役所自らが女性の参画拡大に積極的に取り組むことと併せて、民間企業等への情報提供や意識啓発を行うことで、女性の参画拡大を推進します。



※地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
(内閣府男女共同参画局)

(図表 14) 中核市における審議会等の女性委員の登用率

(2024 (令和5) 年現在)

No..	都市名	審議会等の女性登用率	No..	都市名	審議会等の女性登用率	No..	都市名	審議会等の女性登用率
1	函館市	26.3%	22	富山市	28.4%	43	明石市	23.5%
2	旭川市	28.6%	23	金沢市	30.4%	44	西宮市	33.8%
3	青森市	27.9%	24	福井市	34.8%	45	奈良市	38.1%
4	八戸市	29.7%	25	甲府市	24.9%	46	和歌山市	33.2%
5	盛岡市	29.3%	26	長野市	38.5%	47	鳥取市	33.0%
6	秋田市	24.3%	27	松本市	26.4%	48	松江市	37.4%
7	山形市	27.5%	28	岐阜市	37.9%	49	倉敷市	28.6%
8	福島市	38.2%	29	豊橋市	25.7%	50	吳市	25.4%
9	郡山市	33.0%	30	岡崎市	27.3%	51	福山市	28.2%
10	いわき市	29.9%	31	一宮市	32.5%	52	下関市	29.7%
11	水戸市	34.8%	32	豊田市	26.3%	53	高松市	39.2%
12	宇都宮市	27.9%	33	大津市	36.6%	54	松山市	46.5%
13	前橋市	23.3%	34	豊中市	33.1%	55	高知市	31.9%
14	高崎市	27.8%	35	吹田市	29.0%	56	久留米市	45.6%
15	川越市	30.1%	36	高槻市	29.3%	57	長崎市	23.3%
16	川口市	27.5%	37	枚方市	35.9%	58	佐世保市	26.8%
17	越谷市	33.5%	38	八尾市	34.2%	59	大分市	33.4%
18	船橋市	30.8%	39	寝屋川市	28.6%	60	宮崎市	31.3%
19	柏市	35.2%	40	東大阪市	32.8%	61	鹿児島市	36.5%
20	八王子市	26.5%	41	姫路市	36.3%	62	那霸市	36.4%
21	横須賀市	29.1%	42	尼崎市	38.9%			
平均	31.4%	最大	松山市	46.5%	最小	豊橋市、長崎市	23.3%	

※地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等における登用状況

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
(内閣府男女共同参画局)

推進目標Ⅱ

## 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12 年度)	所管課
9	市の審議会等への女性委員の登用率	23.3% (R6 年度)	40.0%	行政体制整備室
10	市役所の女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	16.6% (R6 年度)	20.0% 以上	人事課

## 施策の方向（9）

## 女性の積極的な登用の促進

政策・方針等の決定過程に男女が共に参画することを目指し、その過程に参画する女性の割合を引き上げるため、市役所において、審議会や管理職への女性の積極的な登用促進を図るとともに、民間企業等への情報提供や意識啓発を行います。

(図表 15) 中核市における市職員一般行政職の管理職への女性の登用率

(2023（令和5）年現在)

No..	都市名	一般行政職 の管理職	No..	都市名	一般行政職 の管理職	No..	都市名	一般行政職 の管理職
1	函館市	16.8%	22	富山市	12.8%	43	明石市	13.1%
2	旭川市	12.9%	23	金沢市	10.8%	44	西宮市	11.7%
3	青森市	16.5%	24	福井市	16.7%	45	奈良市	22.4%
4	八戸市	14.0%	25	甲府市	6.3%	46	和歌山市	15.2%
5	盛岡市	17.2%	26	長野市	8.5%	47	鳥取市	17.5%
6	秋田市	17.9%	27	松本市	27.5%	48	松江市	23.6%
7	山形市	31.7%	28	岐阜市	10.6%	49	倉敷市	7.1%
8	福島市	9.2%	29	豊橋市	13.3%	50	吳市	10.1%
9	郡山市	14.0%	30	岡崎市	21.5%	51	福山市	15.8%
10	いわき市	6.9%	31	一宮市	14.5%	52	下関市	13.1%
11	水戸市	12.5%	32	豊田市	9.6%	53	高松市	10.5%
12	宇都宮市	14.3%	33	大津市	7.4%	54	松山市	8.2%
13	前橋市	12.8%	34	豊中市	15.9%	55	高知市	19.1%
14	高崎市	11.5%	35	吹田市	22.0%	56	久留米市	16.7%
15	川越市	12.8%	36	高槻市	14.5%	57	長崎市	13.6%
16	川口市	11.9%	37	枚方市	16.3%	58	佐世保市	8.6%
17	越谷市	16.9%	38	八尾市	14.6%	59	大分市	17.0%
18	船橋市	12.2%	39	寝屋川市	12.5%	60	宮崎市	18.2%
19	柏市	16.0%	40	東大阪市	12.8%	61	鹿児島市	22.8%
20	八王子市	12.2%	41	姫路市	12.6%	62	那霸市	20.7%
21	横須賀市	10.4%	42	尼崎市	14.3%			
平均		14.5%	最大	山形市	31.7%	最小	甲府市	6.3%

出典「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」  
(内閣府男女共同参画局)

### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
27	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	関係課 行政体制整備室
28	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室
29	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課
30	女性職員の管理職への登用（管理職：課長級以上の職員）	市職員	人事課

## 主要課題6 女性のエンパワーメントの推進

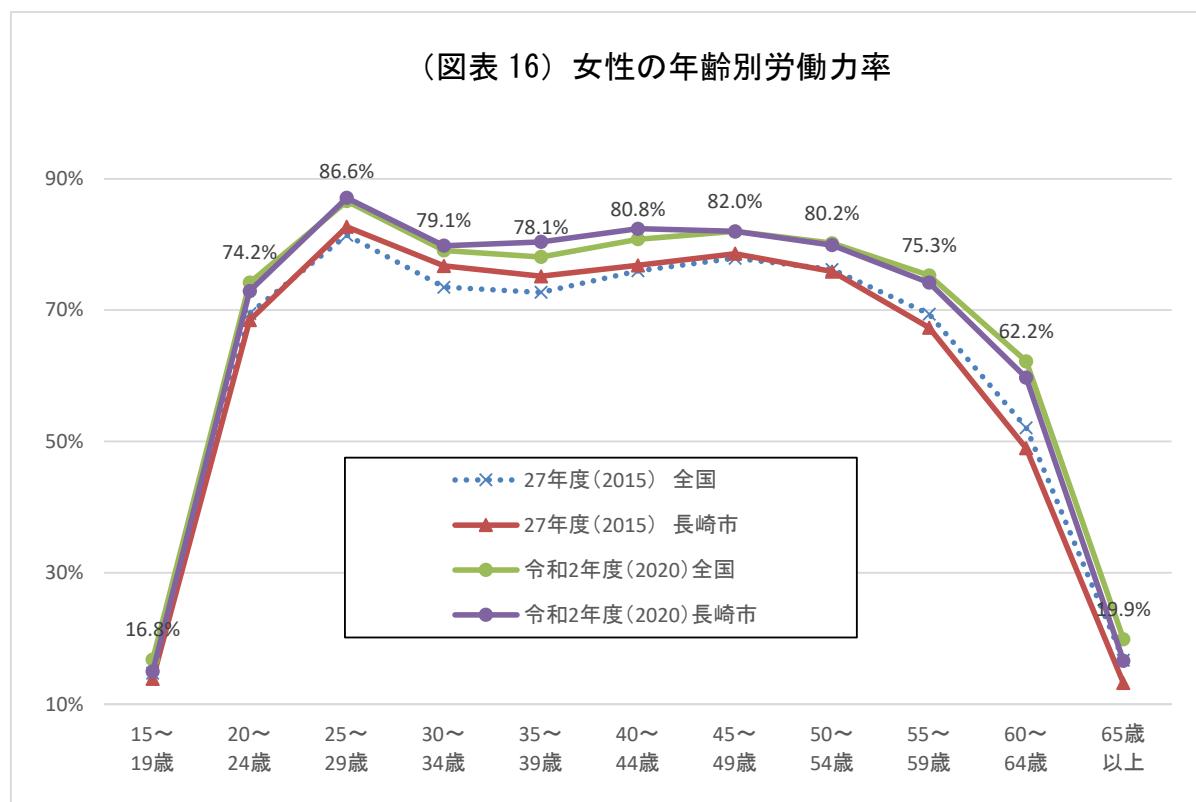
女性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画できるようになるためには、社会の仕組みを整えるとともに、女性が社会的にその能力を発揮できるようにエンパワーメントを支援していく必要があります。

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図り、女性の社会的・経済的自立と能力の強化の推進を支援します。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組みや保育の受け皿整備、両立支援等のこれまでの官民の積極的な取組みにより、女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代で低下するいわゆる「M字カーブ」はほぼ解消しています(図表16)。

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が安心して子育てしながら、再チャレンジできる社会の実現をめざします。

また、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。



出典「国勢調査」(総務省統計局)

## 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
11	女性の人材育成及びエンパワーメントを図る講座の開催数	33回 (R6年度)	33回	人権男女共同参画室

### 施策の方向 (10)

#### 女性の人材育成

女性が多様な能力を身に付け、その能力を発揮できるように、学習機会を充実させ、男女共同参画意識の醸成を図り、社会的役割と責任を担うという自覚をもった人材の育成に努めるとともに、得られた情報の整備と活用を図ります。

### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
31	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
32	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
33	女性農業者グループの自主的な活動等に対する支援	農業者	農林振興課
34	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室
35	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室

### 施策の方向 (11)

#### 女性のチャレンジへの支援

女性の再就職・起業など働きたいときに働けるような環境整備を図るとともに、女性が、あらゆる場で多様な能力を発揮できるよう、女性のチャレンジを支援するための講座の開催などにより、意識啓発や情報提供を行っていきます。

## 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
36	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室
37	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課

## 主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と ワーク・ライフ・バランス

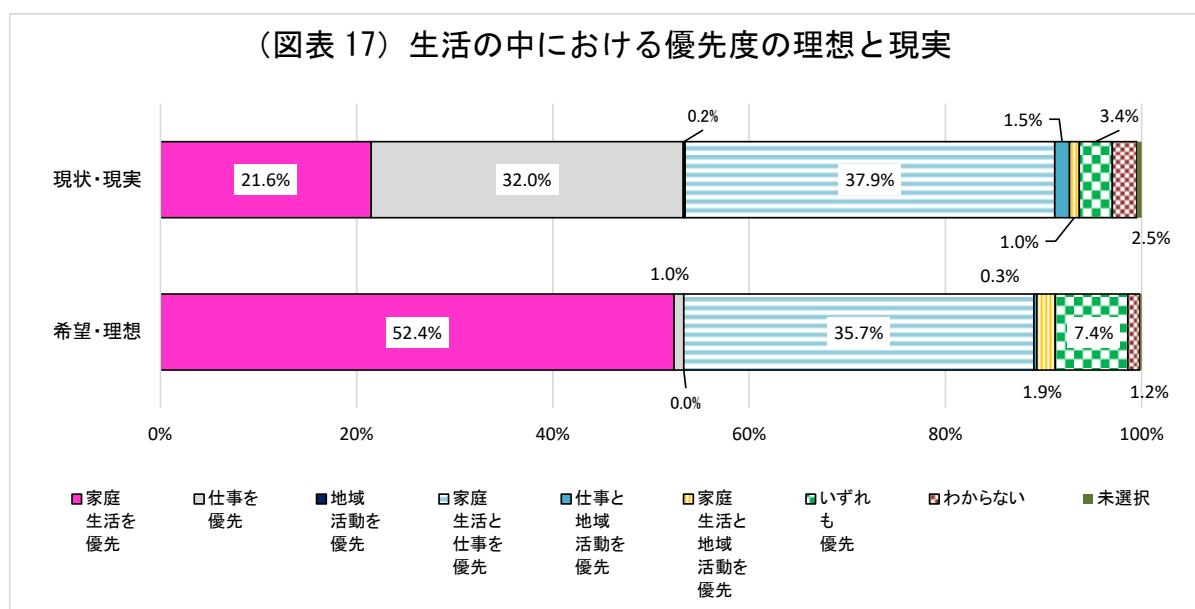
働きたいすべての人がいきいきと働くことができる環境づくりは、社会経済にとっても、ダイバーシティの推進や多様な視点による新しい価値の促進につながります。

働きたいすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスがますます重要となってきますが、理想と現実にはまだ大きな隔たりがあります(図表17)。

また、家庭や社会の役割期待、制度の不備、企業文化、本人の選択などが複雑に絡み合った結果、女性では非正規労働者が多くを占める一方で、新型コロナウィルス感染症拡大を契機に、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方が広がりを見せてています。

性別にかかわらず誰もが社会で充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たしつつ、子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるようになるためには、法や制度等の整備だけでなく、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、実践する必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発等を図るとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画の推進を図ります。



推進目標Ⅱ

出典「令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査」（長崎市）

## 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
12	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業の表彰事業所数	3事業所 (R6年度)	9事業所	人権男女共同参画室
13	市役所の男性職員の2週間以上の育児休業取得率	40.2% (R6年度)	85.0%	人事課
14	待機児童数	0人 (R7年度)	0人	幼児課
15	放課後児童クラブ利用可能児童数	8,735人 (R6年度)	8,850人	こどもみらい課
16	地域活動等に参加したいと思う人の割合(長崎市市民意識調査)	84.4% (R6年度)	85.0%	自治振興課

### 施策の方向 (12)

#### 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

性別にかかわらず均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別による差別的取り扱いやハラスメントがない、働きやすい職場環境づくりの啓発を推進します。

また、働きたい人の均等な機会と待遇が確保され、その能力を十分に発揮できるよう、労働に関する法制度等の情報提供や啓発を行い、労働に関する相談に対応し、性別にかかわりなく働きやすい職場環境づくりを促進します。

### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
38	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民事業者	産業雇用政策課
39	誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民事業者	人権男女共同参画室
40	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課

41	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室
42	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課
43	市職員（新規採用職員や管理職等）へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
44	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課
45	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室
46	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課
47	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所
48	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室

**施策の方向（13）**  
**ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透**

一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、仕事と子育てや介護など様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができるよう、あらゆる機会を捉えて啓発等を図ります。

**施策の方向に沿って取り組む内容**

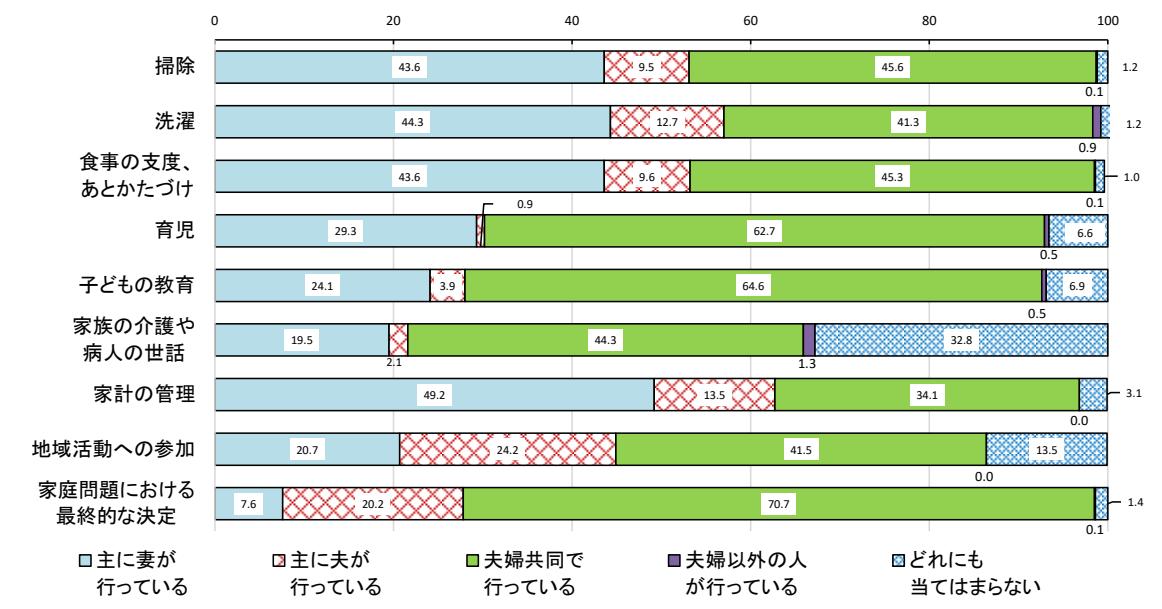
取組番号	取組内容	対象	所管課
49	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
50	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民 事業者	人権男女共同参画室
51	家族経営協定の締結促進（労働時間の適正化、休日の取得促進）	農業者	農林振興課
52	長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	商業振興課

## 施策の方向 (14)

### 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

現代の多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図るとともに、女性への子育てや介護に関する負担の軽減と、男性も主体的に子育てや介護に参画するための啓発を図ります。

(図表 18) 家庭で、実際に行われている役割分担 [既婚者のみ]



出典「令和5年度男女共同参画に関する市民意識調査」(長崎市)

%

### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
53	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課
54	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課
55	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言(お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置)	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課
56	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業(ファミリー・サポート・センターの運営)	市民	子育てサポート課

57	医療費自己負担額の一部助成 (高校生世代以下のこどもを対象に、その保護者に対し、保険診療にかかる医療費自己負担額の一部助成)	高校生世代以下のこども	こども政策課
58	ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課
59	待機児童の解消及び認定こども園への移行促進	就学前児童、保護者	幼児課
60	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実 (一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	児童	幼児課
61	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課
62	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民（男性）	人権男女共同参画室 生涯学習企画課
63	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援課

### 施策の方向（15） 地域における共同参画の促進

生活に密接に関連する地域社会において、性別にかかわらず誰もが協力し、主体的に関わることができるよう意識啓発に取り組むとともに、市民活動やボランティア、男女共同参画の推進に関する取組み等の活性化を図ります。

#### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
64	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室
65	市民活動センターの設置・運営（市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点）	市民	市民協働推進室

66	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課
67	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課
68	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種団体 市民	地域コミュニティ推進室
69	地域における男女共同参画の推進に関する取組みを行う個人又は団体への支援	市民	人権男女共同参画室

### 3 推進目標Ⅲ 男女が安全安心に暮らせる環境づくり

#### 主要課題8 暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女間の社会的地位や経済力の格差などの男女がおかれた状況の違いや、根強い偏見等が存在しています。

2023（令和5）年度に長崎市が行った「男女共同参画に関する意識調査」では、女性の22.8%が、自分自身や身近な人が被害にあったり、暴力被害について相談されたことがあると回答しています（図表19）。

また、コロナ禍により、生活困窮や孤独・孤立、DV相談件数が増加するなど、非常時には平常時の社会課題がより深刻化し、顕在化することが明白になりました。

暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。それが社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するために、暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、若年層からの未然防止啓発のための講座を開催します。また、相談窓口の周知や、相談体制の充実など、被害者の支援対策を推進します。

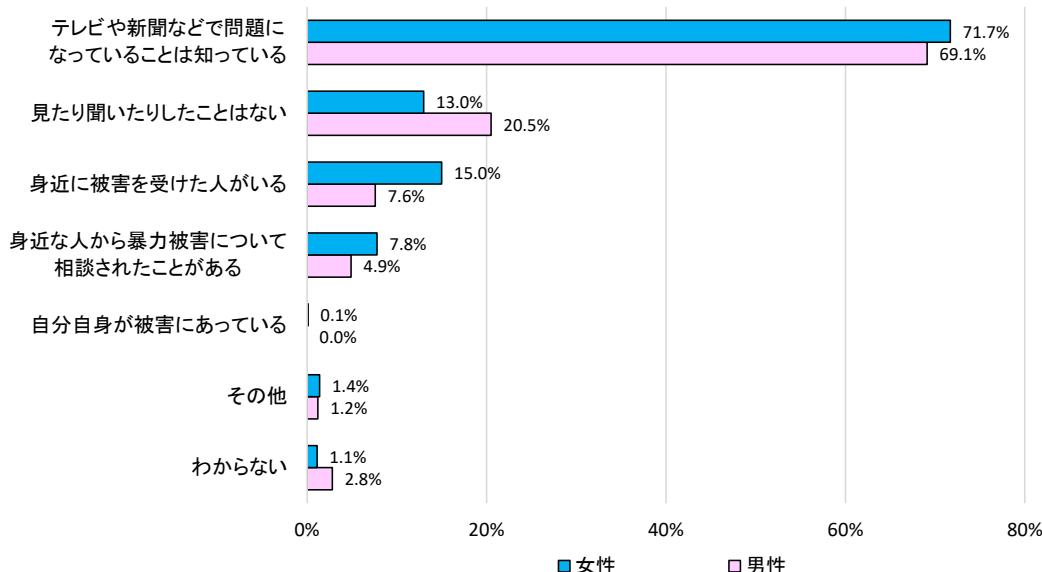
長崎市では、家庭や夫婦間の悩み、DV、職場や地域での問題の相談を受けるアラанс相談に、平成23年4月から配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、配偶者等からの暴力被害者に対して、相談、必要な助言、関係機関の情報提供等、被害者の意思を尊重しながら支援を行っています。

DV被害や性暴力被害等に対する支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、幅広い分野の関係機関が認識の共有や情報交換、具体的な事案に即した協議に至るまで様々な形で連携していくことが求められます。そのため、関係各課、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関と協働して連携強化を図り、支援を積極的に担うことに努めます。

また、女性の社会進出が進むにつれて、配慮すべき問題の一つにセクハラがあります。雇用の場におけるセクハラ防止については、男女雇用機会均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校・研究分野・地域活動などあらゆる分野においても、セクハラの未然防止が必要です。

このため、セクハラ等防止の講座開催や、ホームページ等を活用した情報発信による意識啓発を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施や相談機関の周知を行います。

(図表 19) 配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）異性からの暴力（DV）やその被害について、見たり聞いたりしたことがありますか【複数回答】



## 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値(R12年度)	所管課
17	デートDV防止授業開催数	25回 (R6年度)	25回	人権男女共同参画室 学校教育課
18	DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合（長崎市市民意識調査）	41.1% (R6年度)	50.0%	人権男女共同参画室

### 施策の方向（16） DV（配偶者等からの暴力）対策の推進

DV防止のための講座開催や情報発信等による啓発を図るとともに、主に長崎市内の中学校等において、「デートDV防止授業」を民間団体の協力を得ながら、積極的に実施しています。DVの正しい知識と心と身体の大切さなど、対等な人間関係の形成を図る意識啓発を推進します。

また、関係各課や、警察、民間の支援団体、広域的な行政機関との連携強化を図り、DV被害者の支援を行います

## 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
70	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室
71	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室
72	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座（デー トDV防止授業）の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課
73	相談員の資質向上及び心理的ケア (ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参 加)	相談員	人権男女共同参画室
74	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室
75	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅（目的 外使用の住戸）の確保	DV被害者	建築総務課
76	DVに関する相談（アマランス相談）	市民	人権男女共同参画室
77	一般相談、法律相談（市民相談）	市民	自治振興課
78	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報 を加害者に知られないようにする措置（住民基本台帳 の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限）	DV被害者	住民情報課
79	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、 県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室
80	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待 防止のための市及び地域包括支援センターにおける 相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援 課
81	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実 施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援 課
82	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営 (障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確 認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課
83	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等 との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課

## 施策の方向 (17) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

あらゆる分野でのセクハラやモラル・ハラスメント<sup>9</sup>等の未然防止のため、講座の開催やホームページ等を活用した情報発信を行うとともに、被害を受けた場合の相談の実施及び相談機関の周知を行います

### 施策の方向に沿って取り組む内容

取組番号	取組内容	対象	所管課
84	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室
85	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室

<sup>9</sup> モラル・ハラスメント（モラハラ）とは、身体的ではなく、精神的・情緒的な次元を通じて行われる継続的な倫理観でのいじめ・嫌がらせなどの行為のこと。

## 主要課題9 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

近年、社会構造の変化などにより社会全体のつながりが希薄化しており、誰もが孤独・孤立状態になりやすい状況となっており、加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

中でも、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性被害犯罪、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となりました。

このため、国においては、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなるおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との連携」といった視点も取り入れた新たな支援の仕組みを構築するため、2024（令和6年）4月に女性支援新法が施行されました。

長崎市では、これまでもアマランス相談において、家庭や職場、地域などの人間関係について性別に関わらず相談を受け支援を行なってきました。しかし、近年の複雑・多様化した様々な問題（経済的、社会的、身体的・精神的など）を抱える人々を包括的かつ継続的に支えるために、必要な援助を早期に行なうことが求められています。女性においては、母子世帯や高齢単身女性が貧困に陥りやすい状況にある一方で、男性も非正規雇用の割合が高くなっています、不安定な就労環境におかれている方が増えています。さらに障害があることや外国人であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が偏見等を背景に、一層複合的な困難を抱える場合があります。

このため、男女共同参画の視点に立って、その人権が尊重され安心して自立した生活ができるよう、生活上の様々な困難な問題を抱える人に対して必要な支援が届くようにする必要があります。市の相談窓口が、最も身近な相談先としての役割を果たしながら、多様なニーズに応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに、きめ細やかな支援を行っている民間団体との協働により、切れ目のない支援を目指します。また、支援情報等の啓発・広報を継続的に行い、偏見や差別の解消のため、社会の理解促進と意識改革を促します。

### 主要指標

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
19	相談したことで何らかの改善又は変化を得た女性の割合	92.7% (R6年度)	96.5%	人権男女共同参画室

**施策の方向 (18)  
貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援**

困難な問題を抱える女性等に対し、生活の安定や経済的自立につがる支援、心理的ケアの充実等を行うとともに、相談支援に関わる団体・機関、関係各課と連携し多様なサービスにつなげることができるよう重層的な支援を行います。また、相談窓口や活用できる制度等について周知を行い、困難な問題を抱える女性等に対する理解の促進に努めます。

併せて、適切な支援を実施するため、研修等を通じた様々な関係機関との情報共有や相談員の相資質向上を図ります。

**施策の方向に沿って取り組む内容**

取組番号	取組内容	対象	所管課
86	困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援	市民	人権男女共同参画室
87	関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室
88	女性支援やDV防止等の活動を行っている民間団体等との連携体制の充実	民間団体 関係機関	人権男女共同参画室
58	【再掲】ひとり親家庭への支援 (生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課

## 主要課題 10 男女それぞれの視点での防災の取組みと災害対応

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その大きさが決まつくると考えられます。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人たちがより多くの影響を受けることが指摘されています。

非常時には、家事・育児・介護等が女性に集中する一方で、男性は仕事や家庭の経済的責任の面で心身ともに追い込まれる傾向にあります。また、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性のみならず、復旧・復興時における男性の孤立や活力の低下に影響するとも言われています。さらに、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などが顕在化するなど、平常時の課題が顕著になります。

このため、男女共同参画の視点を取り入れて、性別による災害から受ける影響の違いなどに配慮した平常時の備えや災害対応を行います。

### **主要指標**

指標番号	指標	基準値	目標値 (R12年度)	所管課
20	女性市民防災リーダー数	216人 (R6年度)	270人	防災危機管理室

### **施策の方向 (19)**

#### **防災・復興への男女共同参画の視点の反映**

災害時における男女のニーズの違い等を把握して、女性の視点を反映させるため、防災分野における女性の参画の拡大や、防災・復興の現場における男女共同参画を推進します。

推進目標Ⅲ

### **施策の方向に沿って取り組む内容**

取組番号	取組内容	対象	所管課
89	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
90	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室

91	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室
92	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室

## 第4章 推進体制



## 第4章 推進体制

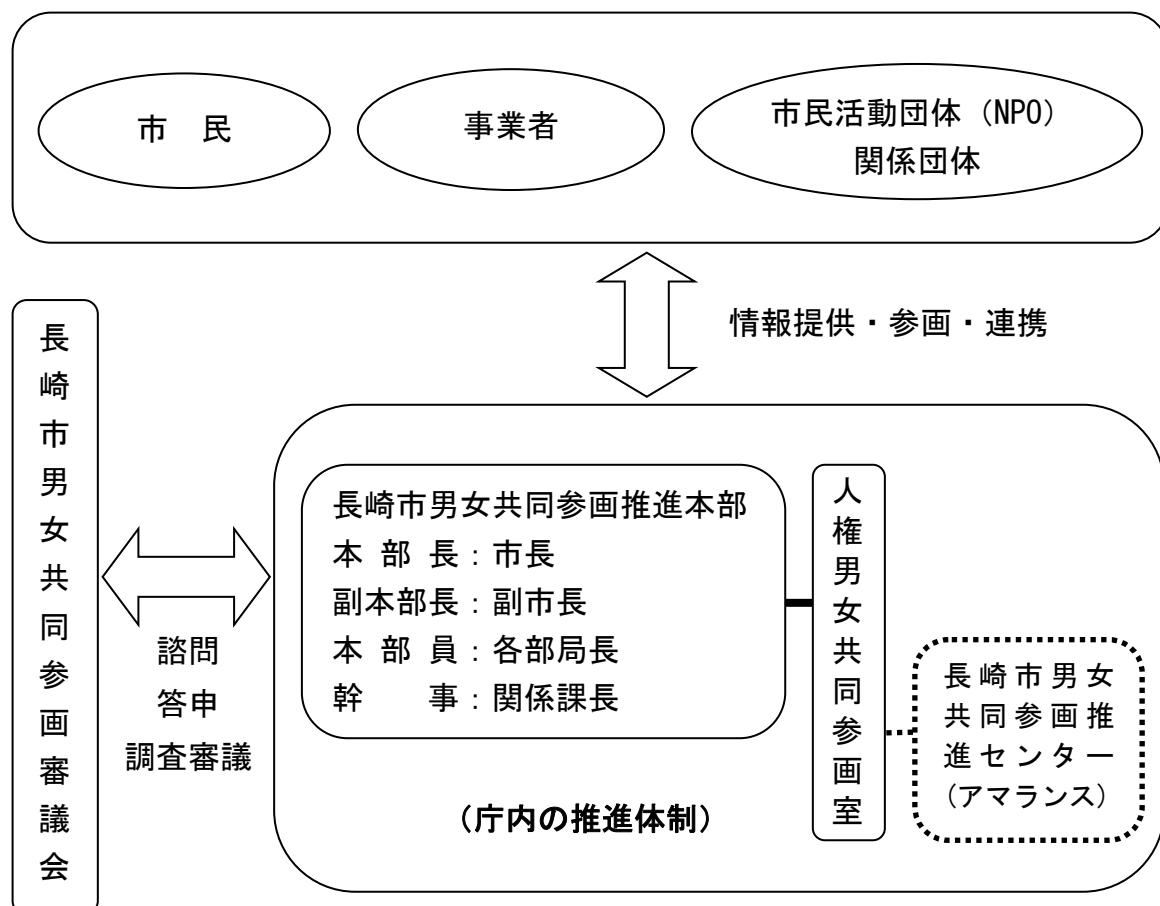
男女共同参画の推進を図るために、施策の取組状況を確認し、年次的に検証していきます。

国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ることが必要となります。

施策の取組状況については、市長を本部長とする長崎市男女共同参画推進本部を中心に、長崎市男女共同参画審議会の機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進に向けては、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働による啓発等を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業を展開できるような運営を図ります。

＜長崎市男女共同参画推進体制図＞



# 第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

## (令和8年度～令和12年度)

(素案)

令和8年4月  
長崎市



# 目 次

	ページ
<b>第1章 計画の概要</b>	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 安全の範囲	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 本計画の方向性について	2
第5節 計画の期間	2
<b>第2章 計画の理念及び施策の体系</b>	
第1節 基本理念	3
第2節 施策の体系	3
<b>体 系 図</b>	4
<b>第3章 犯罪の現状と取組</b>	
第1節 犯罪の現状	5
第2節 これまでの取組状況	10
第3節 市、市民、事業者の責務	11
<b>第4章 具体的な取組</b>	
第1節 意識づくり	
1 自主防犯意識の啓発	12
2 規範意識の向上	13
3 安全情報等の提供	15
第2節 地域づくり	
1 地域における連帯感の向上	16
2 地域の防犯・安全活動の促進	17
3 子どもの安全を守る取組の推進	18
第3節 社会づくり	
1 暴力行為の根絶と追放	21
2 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進	22
3 犯罪被害者等支援の推進	24
4 再犯防止の推進	24
5 犯罪防止に配慮した公共施設等や住環境の整備促進	25
<b>第5章 推進体制</b>	
第1節 推進体制の整備	27
第2節 進捗状況の進行管理	27
第3節 計画の成果指標	27
<b>数値目標一覧表</b>	28
<b>(参考資料)</b>	
長崎市安全・安心まちづくり推進条例	31
長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱条例	36
用語の説明	41

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

長崎市では、犯罪のない社会の実現を目指して、平成16年に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行しましたが、その後平成19年に発生した伊藤元市長の銃撃事件を機に暴力追放を始めとする安全で安心なまちづくりに対する意識がさらに高まり、平成21年3月に安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定しました。以降、犯罪や社会の情勢の変化及びこれまでの取組の成果・課題を踏まえながら行動計画を改定し、自主防犯意識の高揚、官民協働による防犯活動の拡大、防犯に配慮した環境整備などの事業を展開してきました。

こうした取組みにより、本市の刑法犯<sup>※1</sup>認知件数<sup>※2</sup>は、令和2年には912件と、計画策定前の平成20年(3,502件)と比較して約26パーセントにまで減少するなど、一定の成果を上げました。

しかしながら、令和3年度以降刑法犯認知件数は増加傾向にあり、サイバー犯罪やニセ電話詐欺(特殊詐欺)などの知能犯による、犯罪の巧妙化・複雑化が見られています。また、虐待や配偶者からの暴力に係る相談は増加傾向にあり、声掛け事案も依然として発生しています。

このようななか、市民が安全にかつ安心して暮らすことができる犯罪のない社会の実現のためには、引き続き市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携を図りながら協働して、取り組んでいく必要があります。

本行動計画は、これまでの経緯及び現状を踏まえて、犯罪のない、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、第5次計画として策定するものです。

### 第2節 安全の範囲

この計画における「安全」とは、個人の生命、身体又は財産に対して危害又は損害を及ぼす犯罪に係る安全とします。

### 第3節 計画の位置づけ

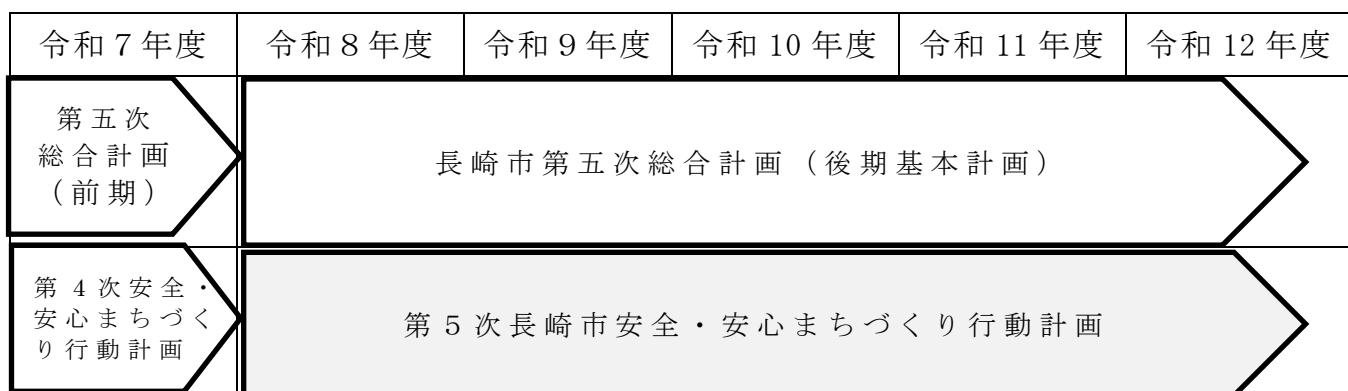
この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、安全で安心なまちづくりを総合的に推進するための計画で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」と整合を図るとともに、「第5次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」とも整合を図ったものとします。

### 第4節 本計画の方向性について

第4次計画期間において、令和3年度以降刑法犯認知件数は増加傾向にあることや、人口減少に伴う防犯活動団体の減少など担い手不足が見られるため、特に上記2点に重点をおいて第4次の計画から見直しを行いました。

### 第5節 計画の期間

この計画の期間は、「長崎市第五次総合計画(前期基本計画)」との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



## 第2章 計画の理念及び施策の体系

### 第1節 基本理念

長崎市安全・安心まちづくり推進条例では、「市民が安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という）を、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現すること」を目的としています。

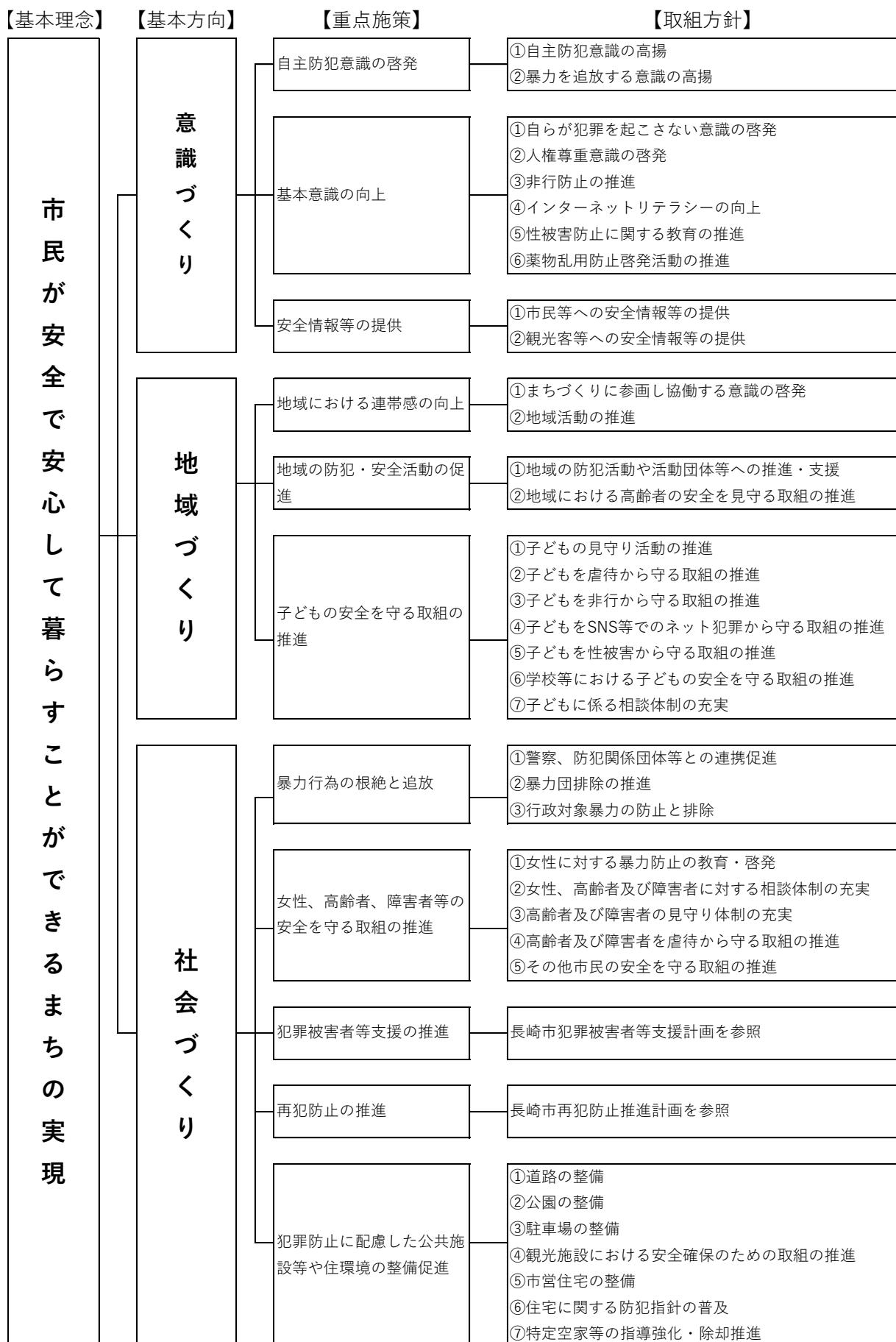
これを踏まえ、この計画における基本理念は、「市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現」とします。

### 第2節 施策の体系

安全で安心なまちづくりを推進するため、次の3つの基本方向に沿って重点施策及び取組方針を定め、施策の展開を図ります。

- 1 「意識づくり」…市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「自らが犯罪を起こさない」という規範意識の高揚を図ります。
- 2 「地域づくり」…それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。
- 3 「社会づくり」…全市的な取組みとして、「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備を図ります。

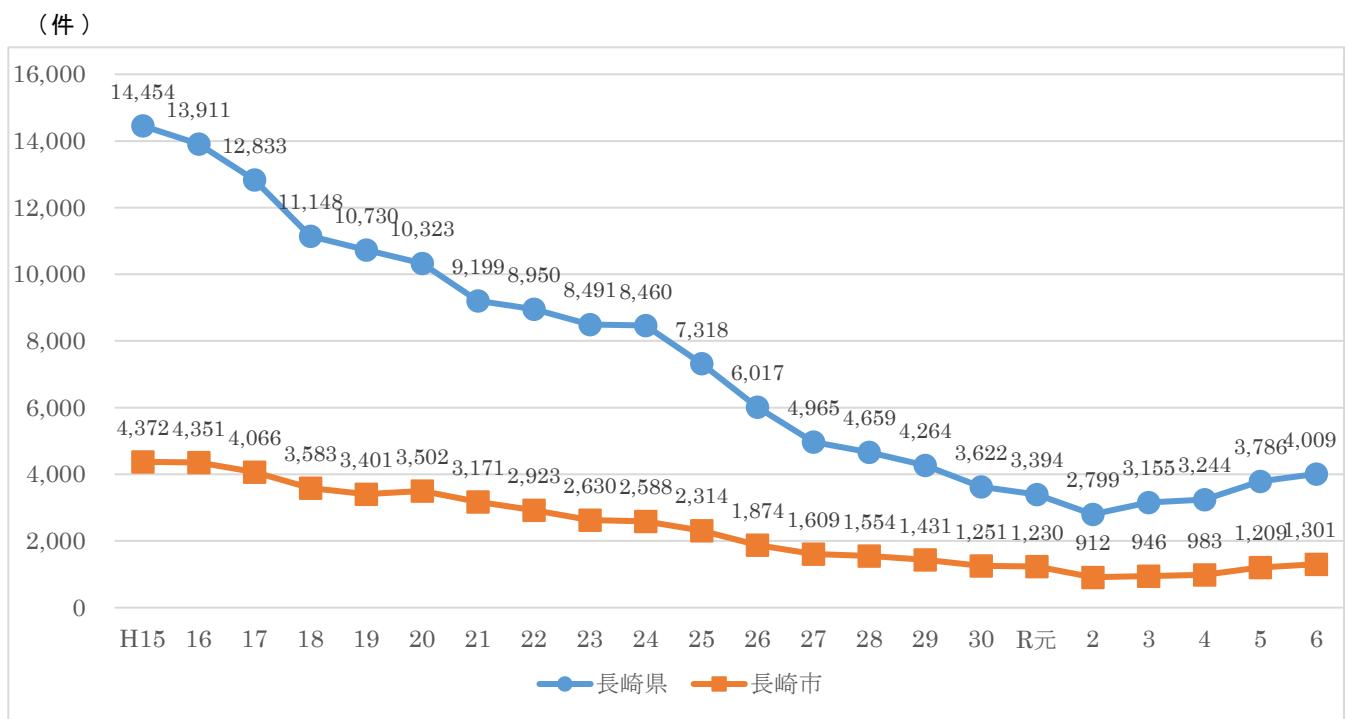
# 体 系 図



## 第3章 犯罪の現状と取組

### 第1節 犯罪の現状

#### 1 刑法犯認知件数の推移（長崎県内と長崎市内の状況）



（資料：長崎県警察本部）

長崎県における刑法犯認知件数は、平成 15 年の 14,454 件をピークに年々減少しており、令和 2 年は 2,799 件となっています。しかし、令和 3 年度以降刑法犯認知件数は増加傾向にあり、令和 6 年は 4,009 件で、全国で低い方から 5 位となっています。

長崎市においても、刑法犯認知件数は長崎県と同様傾向となっており、令和 6 年は 1,301 件となっています。

## 2 長崎市内の罪種別刑法犯認知件数

〈長崎市内の罪種別刑法犯認知件数の推移〉

(単位: 件)

罪種	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
凶悪犯 <sup>※3</sup>	12	4	8	11	17
粗暴犯 <sup>※4</sup>	103	92	116	164	166
窃盗犯 <sup>※5</sup>	547	570	541	612	626
知能犯 <sup>※6</sup>	81	108	122	201	243
風俗犯 <sup>※7</sup>	14	14	24	35	50
その他	155	158	172	186	199
総数	912	946	983	1,209	1,301

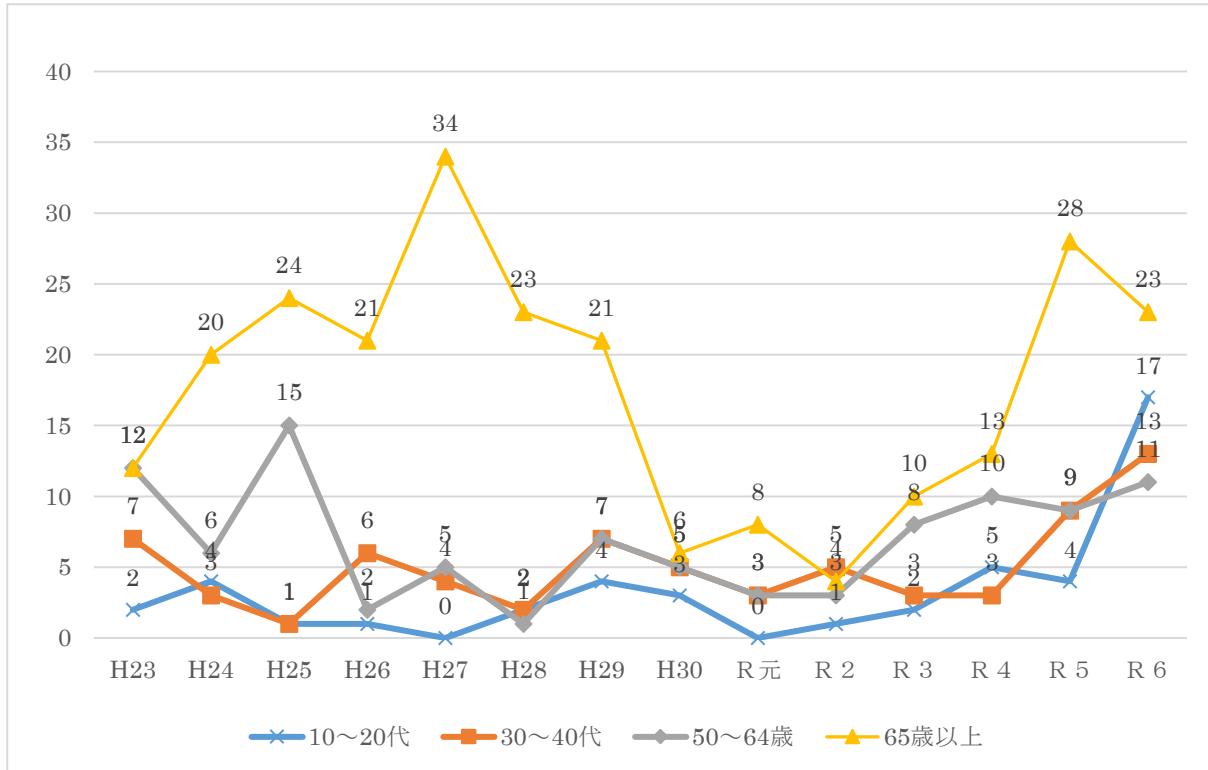
※各罪種の解説は、42ページの「用語の説明」をご覧ください。

(資料: 長崎県警察本部)

過去5年間の罪種別刑法犯認知件数では、窃盗犯が最も多く平均して全体の約6割を占めており、近年知能犯が増加しております。

### 3 長崎市内のニセ電話詐欺被害状況の推移

＜年齢別被害件数の推移＞

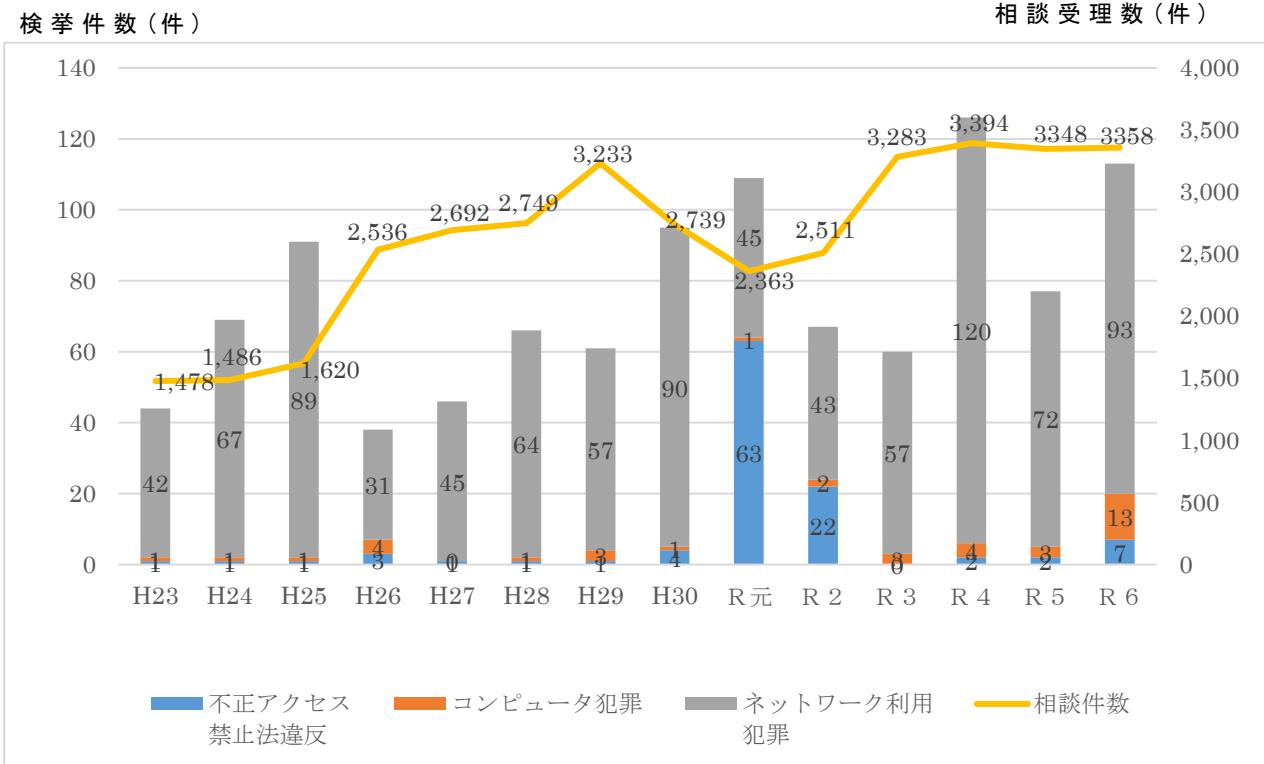


(資料：長崎県警察本部)

ニセ電話詐欺の被害件数は、一時は減少傾向があったものの、手口の巧妙化や、過去に見られた手口の被害が再び拡大することもあるなど、年々増加していることがわかります。

また、ニセ電話詐欺の被害者の年代は、一時は高齢者が多数を占めていましたが、近年は全年齢に広がりを見せています。

## 4 長崎県内のサイバー犯罪検挙件数及び相談受理件数の推移

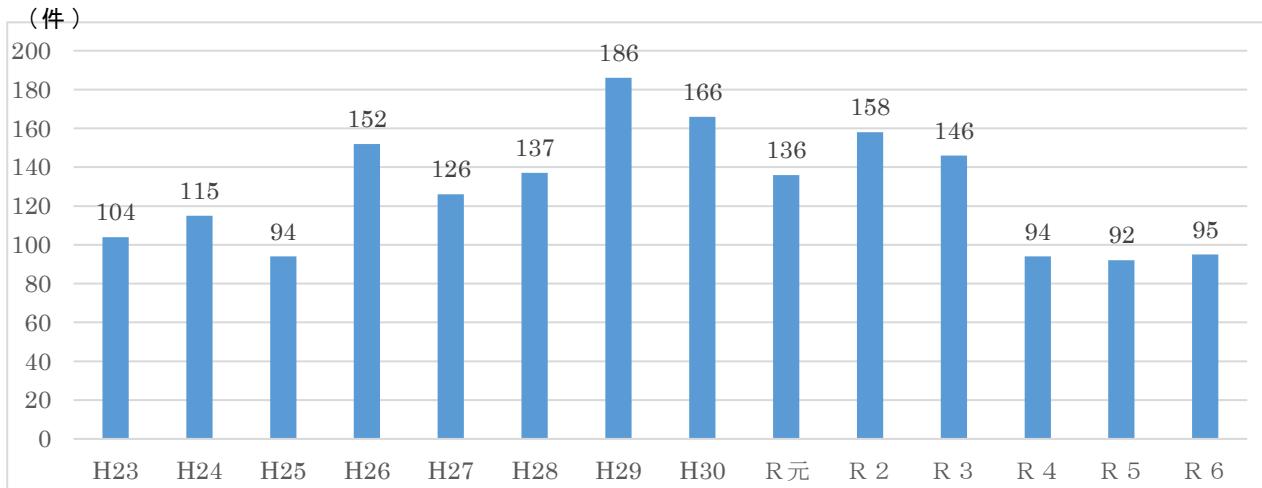


(資料：長崎県警察本部)

サイバー犯罪に関する相談受理件数は、平成 26 年以降、毎年 2,000 件を超えており、高止まりの状況で推移しています。

サイバー犯罪は、広域性・匿名性・潜在性という特性があり、年々、悪質化・巧妙化していることから、今後も注視していく必要があります。

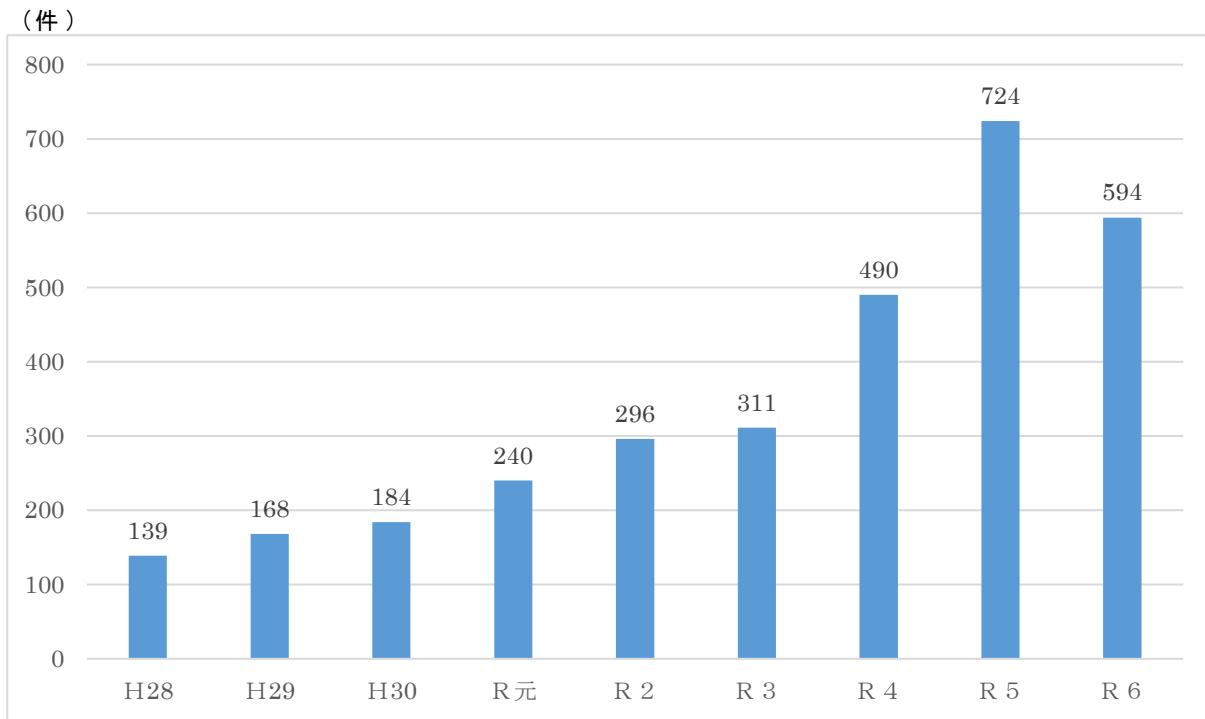
## 5 長崎市内の声掛け事案発生状況の推移



(資料：長崎県警察本部)

略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆となるものもある声掛け事案は、増減を繰り返しながら徐々に減少しているものの、油断はできない状況にあります。

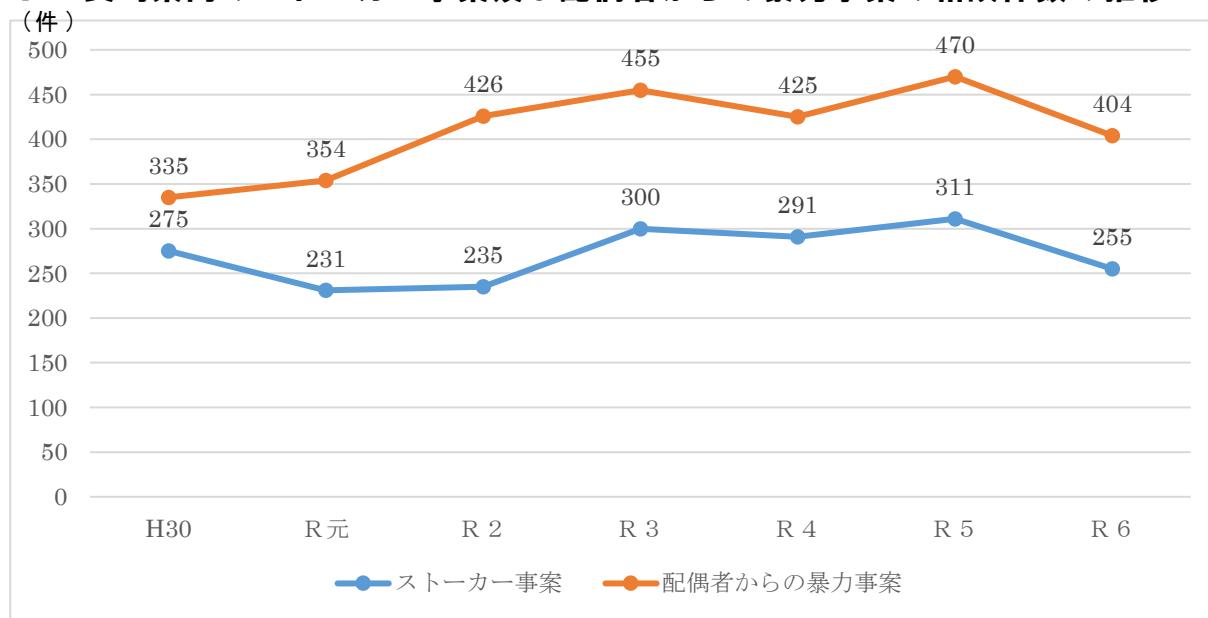
## 6 長崎市内の児童虐待相談対応件数の推移



(資料：長崎市)

本市における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の状況です。

## 7 長崎県内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の相談件数の推移



(資料：長崎県警察本部)

ストーカー事案の警察への相談件数、配偶者からの暴力事案の相談件数は年によつて差はあるものの、減少傾向とは言えない状況にあります。

## 第2節 これまでの取組状況

長崎市では、平成15年の男児誘拐殺人事件を受け、同年9月、府内に「こども安全対策会議」を設置し、子どもの安全を脅かす事件・事故の迅速、的確な情報収集、関係機関への情報発信に取り組みました。さらに、平成16年10月には、市、市民及び事業者が一体となって安全で安心なまちづくりを推進するため、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行するとともに、同年11月に同条例に基づく市の附属機関として「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しました。平成17年6月には市内全小学校区（71校区）に自治会、育成協など地域住民を中心となって定期的な巡回パトロールを行う「子どもを守るネットワーク」が立ち上げされました。また、平成18年4月に安全で安心なまちづくりを推進する体制として、「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」を設置しました。

このように本市では、安全で安心なまちづくりを進めてきましたが、平成19年4月に発生した伊藤元市長の銃撃事件は、市民に大きな衝撃を与え、暴力追放を始めとする安全で安心なまちづくりに対する意識がさらに高まりました。平成20年1月に長崎市議会から暴力のないまちづくりに向けた提言（①暴力追放運動団体の発足、②暴力行為の根絶、追放に向けたアクションプランの策定、③毎年4月を「暴力追放強調月間」として設定）がなされ、平成20年4月には、地域団体、防犯活動団体、商工団体、教育機関、報道機関、行政機関などで組織する「暴力追放『いのちを守る』長崎市民会議」（令和3年4月現在、111団体）が結成され、毎年4月の「暴力追放強調月間」に開催する市民集会は、全市民的な集会として「いのち」の大切さを考え、安全で安心なまちづくりへの意識の高揚を図る場となっています。本市においては、平成21年3月に安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定し、平成25年4月には、全国的な暴力団排除の動きの中で、「長崎市暴力団排除条例」を施行し、市民、事業者及び関係団体等と連携して、暴力団排除を進めています。

また、地域においても「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共通認識のもと、「まちの美化運動」「あいさつ運動」「巡回パトロール」「青色回転灯防犯パトロール」など、地域に応じた自主的な防犯活動の輪が広がっており、本市としても、地域の防犯力を高めるため、これらの活動への支援に努めています。

今後とも、官民連携で安全・安心の取組を行うほか、長与町、時津町と1市2町で連携した取組を行っていくことで、安全・安心なまちづくりに効果的な取組を行っていきます。

## 第3節 市、市民、事業者の責務

安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら協働し、取り組むことが重要であり、条例において、それぞれの責務は次のとおりとなっています。

### 1 市の責務

市は、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策に積極的に取り組みます。

また、施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする子ども、女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、長与町、時津町、県、警察、関係団体等との連携を強化します。

### 2 市民の責務

市民は、防犯意識等の向上や安全で安心なまちづくりへの取組みに努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力することが求められています。

### 3 事業者の責務

事業者は、市民の安全に配慮して、所有・管理する施設等を適正に管理し、また、事業活動においても、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力することが求められています。

## 第4章 具体的な取組

### 第1節 意識づくり

市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「自らが犯罪を起こさない」という規範意識の高揚を図ります。

#### 1 自主防犯意識の啓発

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自分の安全は、自分で守る」という認識を持ち、自主防犯に関する意識を高めていくことが必要です。

##### (1) 自主防犯意識の高揚

広報媒体や出前講座を通じて、市民の防犯意識向上と消費者被害防止を図ることや、警察・地域包括支援センターと連携し、自治会や高齢者向けに悪質商法の対処法や被害情報を提供することで、市民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は、自分で守る」という意識を高めます。

(自治振興課、消費者センター、高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課等)

##### (2) 暴力を追放する意識の高揚

長崎市、市民、事業者、関係機関、関係団体等が一体となって、命を大切にする思いを共有し、あらゆる暴力を追放するという意識の高揚を図ります。

(自治振興課等)

## 2 規範意識の向上

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自主防犯意識と併せて、日常生活のモラルやルール、マナーを尊重し、自らが犯罪を起こさないという意識を高めていくことが必要です。

### (1) 自らが犯罪を起こさない意識の啓発

広報ながさき、長崎市ホームページなどの各種媒体を活用して遵法意識、マナー、モラルの向上など、自らが犯罪を起こさないという意識の醸成を図るための啓発に取り組みます。

(自治振興課等)

### (2) 人権尊重意識の啓発

子どもや女性、高齢者、障害者などに対する暴力や虐待、他人の個人情報や誹謗中傷のインターネット上への書き込みなど、安全で安心な暮らしを脅かす人権侵害が起きていることから、そのような人権侵害の加害者にならないよう、様々な人権課題に関する講演会や、デートDV防止授業の開催や啓発資料の作成・配布を行い、人権尊重意識の醸成を図るための啓発に取り組みます。

(人権男女共同参画室、子育てサポート課、高齢者すこやか支援課等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	%	93.5 (令和6年度)	97.0 (令和12年度)
デートDV防止授業開催数	回	25 (令和6年度)	25 (令和12年度)

### (3) 非行防止の推進

子どもが非行に走らないよう、環境浄化活動や補導活動等を行い、子どもの規範意識を育む教育などを推進します。

(こども相談センター、学校教育課等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
少年補導委員の年間活動実施率	%	100.0 (令和 6 年度)	100.0 (令和 12 年度)
社会環境実態調査 <sup>※8</sup> 対象店舗への調査実施率	%	100.0 (令和 6 年度)	100.0 (令和 12 年度)

#### (4) インターネットリテラシー<sup>※9</sup>の向上

デジタル化の進展に伴い、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進む中で、情報通信技術を悪用したサイバー犯罪や、悪質・巧妙化するニセ電話詐欺、SNS 型投資詐欺、SNS 型ロマンス詐欺などにあわないことや、SNS 等での誹謗中傷など、インターネット上における犯罪やトラブルの加害者にならないよう、インターネットリテラシーの向上に取り組みます。

(学校教育課、生涯学習企画課、教育研究所等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	%	84.7 (令和 6 年度)	85.0 (令和 12 年度)

#### (5) 性被害防止に関する教育の推進

子どもたちが性被害の加害者や傍観者にならないよう、性に関する指導やいのちの安全教育の推進等を行い、性被害の防止に関する教育を推進します。

(学校教育課等)

#### (6) 薬物乱用防止啓発活動の推進

薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する意識を向上させることができるよう、関係機関と連携し、薬物乱用防止のための啓発に取り組みます。

(学校教育課、生活衛生課等)

### 3 安全情報等の提供

犯罪等の被害に遭わないようにするために、市民等に犯罪発生状況及び対処法等の情報を提供し、自ら有効な防犯対策を講じることができるよう支援することが必要です。

#### (1) 市民等への安全情報等の提供

安全・安心に対する意識を高めるため、各種広報媒体を通じて、市内の犯罪状況や犯罪対策等の安全に必要な情報を提供します。また、子どもの安全を脅かす事件・事故、不審者等の情報に対して関係機関と連携し、迅速かつ適切な情報収集を行い、子ども関連施設等に情報発信します。

(防災危機管理室、こども相談センター、自治振興課、消費者センター、高齢者すこやか支援課、学校教育課、商工振興課、各総合事務所地域福祉課等)

#### (2) 観光客等への安全情報等の提供

観光客等の安全を確保するために、必要な情報を入手した際にはインターネット等を使い、速やかに情報を提供します。

(観光交流推進室等)

## 第2節 地域づくり

それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。

### 1 地域における連帯感の向上

参画と協働による安全で安心な地域づくりを進めていくためには、市民がまちづくりに参画し、様々な担い手とつながりを深め、広げ、自主防犯活動につながることが重要です。

#### (1) まちづくりに参画し協働する意識の啓発

市民ができる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し、参画して協働することが重要です。安全・安心なまちづくりの実現に向け、まちづくりに参画し協働する意識の啓発に取り組みます。

(自治振興課、学校教育課等)

#### (2) 地域活動の推進

地域における連帯感の向上を図るため、地域における各種団体のつながりづくりを支援するとともに、美化活動や子ども会、老人会等の各種活動等への地域住民の積極的な参加を推進します。

(地域コミュニティ推進室、こどもみらい課、高齢者すこやか支援課、資源循環課、自治振興課、各総合事務所地域福祉課等)

## 2 地域の防犯・安全活動の促進

市民が互いに見守り支えあう安全で安心な地域づくりを進めていくために  
は、地域の自主防犯活動の支援などに取り組み、活動を推進することが必要

### (1) 地域の防犯活動や活動団体等への推進・支援

少子高齢化による担い手不足の中で、地域の安全・安心なまちづくりの推進  
を図るため、青色回転灯を装備した自動車による青色回転灯防犯パトロール活  
動等の地域安全活動や防犯意識の高揚に取り組む防犯活動団体等の活動を長崎  
市・長与町・時津町及び長崎県警察と連携して支援します。

また、防犯カメラ等の設置といった地域で実施する自主的な防犯活動を活性  
化するための支援を行います。

(自治振興課、商工振興課、こどもみらい課等)

### (2) 地域における高齢者の安全を見守る取組の推進

高齢者が安全で安心して暮らすことができるよう、防災行政無線による行方  
不明者の情報提供や民生委員による友愛訪問の実施等、地域における高齢者の  
見守りの取組みを進めます。

(防災危機管理室、高齢者すこやか支援課、各総合事務所地域福祉課等)

### 3 子どもの安全を守る取組の推進

依然として子どもへの声かけ事案が発生しており、児童虐待の相談件数も増加傾向にあります。また、子どもがインターネットを介した犯罪等に巻き込まれるケースも増えています。子どもたちを犯罪等の被害から守るためには、家庭・学校・地域等が連携・協力して見守り等に取り組んでいくことが

#### (1) 子どもの見守り活動の推進

長崎市内の全小学校区で立ち上げられている子どもを守るネットワークによるパトロール活動を支援するとともに、地域をあげて子どもたちを守る取組みを推進します。

(こどもみらい課等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
子どもを守るネットワークパトロール実施小学校区割合	%	100.0 (令和 6 年度)	100.0 (令和 12 年度)

#### (2) 子どもを虐待から守る取組の推進

子どもを虐待から守るため、様々な子ども関連施設等と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの取組みや市民への啓発活動を推進します。

(子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課等)

#### (3) 子どもを非行から守る取組の推進

子どもを非行から守るため、教育の充実、補導活動の実施を行い、非行の未然防止及び早期発見や環境浄化活動の実施により健全な成長を妨げるような環境の改善などの取組みを推進します。

(こども相談センター、学校教育課、生活衛生課等)

#### **(4) 子どもをSNS等でのネット犯罪から守る取組の推進**

インターネットの利用が年々増加するなか、SNS等を利用した誹謗中傷や詐欺など、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれる事案も発生していることから、子どもへの指導や保護者への啓発など、インターネットリテラシーの向上を図る取組を推進します。

(学校教育課、生涯学習企画課、教育研究所等)

#### **(5) 子どもを性被害から守る取組の推進**

子どもたちが性被害の被害者にならないよう、性被害の防止に関する教育や相談窓口の設置を推進します。

(学校教育課、自治振興課等)

#### **(6) 学校等における子どもの安全を守る取組の推進**

学校や通学路等での子どもの犯罪被害を未然に防止するため、施設・設備等の点検整備や防犯ブザーの使い方といった防犯訓練などに取り組みます。

また、教職員が安全教育推進研修課の開催を行うことで、子どもが安心できる環境づくりを整えます。

(こども政策課、子育てサポート課、幼児課、学校教育課、こどもみらい課、各総合事務所地域整備課等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
安全教育推進研修会の参加者数	人	152 (令和6年度)	160 (令和12年度)
防犯ブザーの小学生所有率	%	88.7 (令和6年度)	90.0 (令和12年度)
防犯ブザーの中学生所有率	%	46.5 (令和6年度)	50.0 (令和12年度)

## (7) 子どもに係る相談体制の充実

子どもが安全で安心して生活できるために、悩みがある際に気軽に話して心にゆとりを持つことができる相談体制や、子育てに悩む保護者が利用しやすい相談体制の充実を図ります。

(子育てサポート課、学校教育課、教育研究所等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
児童虐待相談において適切な支援につなげた割合	%	91.0 (令和 6 年度)	95.0 (令和 12 年度)
教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（小学生）	%	91.0 (令和 6 年度)	93.0 (令和 12 年度)
教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生）	%	90.8 (令和 6 年度)	93.0 (令和 12 年度)

## 第3節 社会づくり

全市的な取組みとして、「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備等を図ります。

### 1 暴力行為の根絶と追放

暴力のない安全で、安心して暮らすことができるまちの実現は、市民共通の願いです。暴力行為を根絶し追放するためには、警察はもとより、市、市民、事業者、関係団体などがお互いに連携し、一丸となって取り組むことが

#### (1) 警察、防犯関係団体等との連携促進

暴力行為の根絶に向けて、情報共有や相互協力を図るため、官民一体となり警察や防犯関係団体等との連携を促進します。

(自治振興課、料金サービス課等)

#### (2) 暴力団排除の推進

長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎県警察本部と連携して各種契約、指定管理、生活保護、その他市の事業等から暴力団等を排除するとともに、市民等への周知・啓発に努めます。

(自治振興課、契約検査課、生活福祉1課、行政体制整備室、建築総務課等)

#### (3) 行政対象暴力の防止と排除

行政対象暴力に対しては、庁内において情報共有を図り、職員研修等の実施により組織的に対応するとともに、警察や関係機関との連携強化に努めます。

(自治振興課等)

## 2 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進

配偶者等からの暴力事案の相談は増加傾向にあり、また、還付金詐欺の被害は高齢者に集中し、被害額も多い傾向にあるなど、女性、高齢者、障害者等は特定の犯罪の被害に遭いやすいことから、安全を確保するための特別な配慮が必要です。

### (1) 女性に対する暴力防止の教育・啓発

性被害や配偶者等からの暴力（DV）の被害者は、多くの場合女性です。女性に対する暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、未然防止のための啓発を行います。

（人権男女共同参画室、学校教育課等）

### (2) 女性、高齢者及び障害者に対する相談体制の充実

特定の犯罪の被害に遭いやすい女性、高齢者及び障害者が安全で安心して生活できるよう、それぞれが抱える問題等について相談しやすい体制の充実を図ります。

（人権男女共同参画室、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、自治振興課、各総合事務所地域福祉課等）

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
DV相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合	%	41.1 (令和6年度)	50.0 (令和12年度)

### **(3) 高齢者及び障害者の見守り体制の充実**

高齢者や障害者が安全・安心に暮らせるよう、多層的な見守り体制を構築します。徘徊時の防災無線による情報提供、配食・ごみ収集時の安否確認、協定事業所による日常的な見守り、緊急通報装置の設置など、行政と地域が連携した包括的な支援を実施。緊急時に備えた安心カードの普及も進め、地域全体で支える仕組みを強化します。

(防災危機管理室、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、自治振興課、各総合事務所地域福祉課等)

### **(4) 高齢者及び障害者を虐待から守る取組の推進**

高齢者及び障害者を虐待から守るために、虐待に対する相談窓口を設置し、本人や虐待に気づいた人からの相談・通報に対応するとともに、各種関係機関と連携した支援を推進します。

また、心身の負担が大きい家族介護者を把握した際には個別支援を推進します。

(高齢者すこやか支援課、障害福祉課、各総合事務所地域福祉課等)

### **(5) その他市民の安全を守る取組の推進**

(1)から(4)までの取組みのほか、市民の安全を守るため必要なその他の各種取組みを推進します。

(住民情報課、消費者センター等)

### 3 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添うことが必要です。

※取組については別冊「長崎市犯罪被害者等支援計画」を参照

### 4 再犯防止の推進

犯罪をした人のなかには安定した仕事や住居を持たない、障害があるなど、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱え犯罪を繰り返すケースが見受けられます。犯罪をした人が、再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として生活を送れるよう支援し、市民が犯罪による被害を受けることを防止す

※取組については別冊「長崎市再犯防止推進計画」を参照

## 5 犯罪防止に配慮した公共施設等や住環境の整備促進

道路、公園、駐車場等の公共施設は不特定多数が利用するため、犯罪を企てる者に機会を与えないよう、防犯に配慮した整備を進めることができます。

また、ひったくりや空き巣など市民生活に身近な犯罪も発生しているこ

### (1) 道路の整備

車両からのひったくりや痴漢など、道路で発生する犯罪を未然に防止するため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した道路の整備を進めます。

(土木企画課、土木建設課、各総合事務所地域整備課等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	%	55.6 (令和 6 年度)	55.6 (令和 12 年度)
市が管理する街路灯総数	灯	42,549 (令和 6 年度)	43,200 (令和 12 年度)

### (2) 公園の整備

公園が安全・安心で快適に利用されるため利用者ニーズの把握に努めるとともに、痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した公園の整備を進めます。

(各総合事務所地域整備課等)

### (3) 駐車場の整備

自動車盗や車上ねらいなど、駐車場で発生する犯罪を未然に防止するため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した駐車場の整備を進めます。

(土木企画課等)

#### (4) 観光施設における安全確保のための取組の推進

観光客等が安全で安心して滞在できるよう、防犯設備の保守点検や防犯マニュアルの作成といった、防犯環境の整備を行うなど観光客等の安全確保に努めます。

(観光政策課等)

#### (5) 市営住宅の整備

空き巣や忍び込みなど、市営住宅で発生する犯罪を未然に防止するため、国が定めた「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」及び県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯に配慮した市営住宅の整備を進めます。

(住宅政策室等)

#### (6) 住宅に関する防犯指針の普及

防犯性の高い住宅の普及を図るため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を進めます。

(住宅政策室等)

#### (7) 特定空家等の指導強化・除却推進

特定空家等や老朽化し危険な空き家等は、住環境の悪化のほか犯罪や非行の温床にもなりやすいため、適切な維持管理の指導を継続して行うなどの環境整備等を進めます。

(建築指導課等)

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
特定空家等の年間解決件数	件	103 (令和 6 年度)	100 (令和 12 年度)

## 第5章 推進体制

### 第1節 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

### 第2節 進捗状況の進行管理

各施策については、事業の進捗状況の把握を行うとともに、その成果の検証・評価を行うなど、適切な進行管理に努めます。

### 第3節 計画の成果指標

計画全体の成果指標については、犯罪発生状況により安全・安心なまちづくりを評価できると考えられる「人口10万人当たりの刑法犯認知件数」と、安全・安心なまちづくりを評価する指標の一つと考えられる「長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合」を本計画の成果指標として設定します。

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
人口10万人当たりの刑法犯認知件数 (犯罪率) [暦年]	件	330 (令和6年)	191 (令和12年)
長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	%	85.6 (令和6年度)	90.0 (令和12年度)

## 【数値目標一覧表】

基本方向	成 果 指 標	単位	基準値	目標値
計画全体	人口 10 万人当たりの刑法犯認知件数 (犯罪率) [暦年]	件	330 (令和 6 年)	191 (令和 12 年)
計画全体	長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	%	85.6 (令和 6 年度)	90.0 (令和 12 年度)
意識づくり	人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	%	93.5 (令和 6 年度)	97.0 (令和 12 年度)
意識づくり	デート DV 防止授業開催数	回	25 (令和 6 年度)	25 (令和 12 年度)
意識づくり	少年補導委員の年間活動実施率	%	100.0 (令和 6 年度)	100.0 (令和 12 年度)
意識づくり	社会環境実態調査対象店舗への調査実施率	%	100.0 (令和 6 年度)	100.0 (令和 12 年度)
意識づくり	スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	%	84.7 (令和 6 年度)	85.0 (令和 12 年度)
地域づくり	子どもを守るネットワーク事業実施小学校区割合	%	100.0 (令和 6 年度)	100.0 (令和 12 年度)
地域づくり	安全教育推進研修会の参加者数	人	152 (令和 6 年度)	160 (令和 12 年度)
地域づくり	防犯ブザーの小学生所有率	%	88.7 (令和 6 年度)	90.0 (令和 12 年度)
地域づくり	防犯ブザーの中学生所有率	%	46.5 (令和 6 年度)	50.0 (令和 12 年度)
地域づくり	児童虐待相談で改善した割合	%	88.4 (令和 6 年度)	95.0 (令和 12 年度)
地域づくり	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合 (小学生)	%	91.0 (令和 6 年度)	93.0 (令和 12 年度)

基本方向	成 果 指 標	単位	基準値	目標値
地域 づくり	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生）	%	90.8 (令和 6 年度)	93.0 (令和 12 年度)
社会 づくり	D V相談窓口として「アマランス相談」を知っている市民の割合	%	41.1 (令和 6 年度)	50.0 (令和 12 年度)
社会 づくり	道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	%	55.6 (令和 6 年度)	55.6 (令和 12 年度)
社会 づくり	市が管理する街路灯総数	灯	42,549 (令和 6 年度)	43,200 (令和 12 年度)
社会 づくり	特定空家等の年間解決件数	件	103 (令和 6 年度)	100 (令和 12 年度)

( 參 考 資 料 )

# ○長崎市安全・安心まちづくり推進条例

平成16年9月30日

条例第144号

改正 平成23年7月11日条例第20号

平成27年9月30日条例第40号

平成27年12月28日条例第56号

平成29年3月23日条例第13号

令和元年9月27日条例第64号

## (目的)

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もつて個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならない。

## (市の責務)

第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な

連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域安全まちづくり活動)

第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するためには必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第9条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
- (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 防犯関係団体を代表する者
- (4) 地域活動団体を代表する者
- (5) 教育関係団体を代表する者
- (6) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (7) 産業関係団体を代表する者
- (8) 市民

3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから委嘱された

委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができます。

(平27条例40・全改、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(協議会の会長)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

## 附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条から第15条まで並びに第16条ただ

し書の規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄  
(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第40号）抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第56号）抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第13号）抄  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 長崎市安全・安心まちづくり推進条例（平成16年長崎市条例第144号）第3条の市の責務に基づいて、本市における安全・安心まちづくりに関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市安全・安心まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりのための啓発促進に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりのための地域活動に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりのための環境整備に関すること。
- (4) その他安全・安心まちづくりの施策の推進について必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部長等の職務)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

## (会議の招集)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第6条 推進本部に幹事会を置き、推進本部の運営について必要な事項を処理する。

2 幹事会を組織する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長は本部長が指名する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集し、これを主宰する。

4 幹事長は、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 14 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

企画政策部長
総務部長
市民生活部長
福祉部長
市民健康部長
こども部長
環境部長

経済産業部長
文化観光部長
水産農林部長
土木部長
まちづくり部長
建築部長
中央総合事務所長
東総合事務所長
南総合事務所長
北総合事務所長
消防局長
上下水道局長
教育長

別表第2（第6条関係）

防災危機管理室長
企画政策部都市経営室長
企画政策部広報広聴課長
総務部庁舎管理課長
市民生活部自治振興課長
市民生活部消費者センター所長
福祉部福祉総務課長
福祉部高齢者すこやか支援課長
福祉部障害福祉課長
市民健康部生活衛生課長
こども部子育てサポート課長
こども部幼児課長
こども部こどもみらい課長

環境部環境政策課長
経済産業部商業振興課長
文化観光部観光政策課長
水産農林部水産農林政策課長
土木部土木総務課長
まちづくり部都市計画課長
建築部住宅政策室長
建築部建築指導課長
中央総合事務所総務課長
東総合事務所地域福祉課長
南総合事務所地域福祉課長
北総合事務所地域福祉課長
消防局予防課長
上下水道局業務部総務課長
教育委員会教育総務部総務課長
教育委員会学校教育部学務課長
教育委員会学校教育部学校教育課長

## 用語の説明

- 
- ※<sup>1</sup> 刑法犯  
刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）
- ※<sup>2</sup> 認知件数  
警察において犯罪の発生を認知した事件数
- ※<sup>3</sup> 凶悪犯  
殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ※<sup>4</sup> 粗暴犯  
暴力、障害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合等
- ※<sup>5</sup> 窃盗犯  
窃盗、強盗、ひったくり等
- ※<sup>6</sup> 知能犯  
詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職等
- ※<sup>7</sup> 風俗犯  
賭博及びわいせつ
- ※<sup>8</sup> 社会環境実態調査  
青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年の非行防止及び健全育成を図るため、市内のコンビニエンスストア、書店、ビデオ店、カラオケ店、インターネットカフェなどを訪問し、少年にとって有害な環境浄化のための調査を行うもの
- ※<sup>9</sup> インターネットリテラシー  
インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のこと



---

第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

---

長崎市市民生活部自治振興課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1211 FAX 095-829-1233

---

発行：令和8年4月

---

【別冊】

# 長崎市再犯防止推進計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

(素案)

令和 年 月

長 崎 市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2

第2章 再犯防止を取り巻く状況について	3
---------------------	---

## 第3章 課題と取組内容

第1節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	11
第2節 住居の確保	12
第3節 就労の確保	13
第4節 非行の防止と修学支援	14
第5節 広報・啓発活動の推進	15
第6節 地域による包摂の推進	16

## 第4章 推進体制

第1節 推進体制の整備	17
第2節 計画の成果指標	17

用語の説明	18
-------	----

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数<sup>\*1</sup>は平成15年以降減少を続け、令和3年には戦後最少となつたものの、刑法犯<sup>\*2</sup>検挙者に占める再犯者<sup>\*3</sup>の割合は、令和5年には50.9%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあり、安全で安心な社会を実現するうえで、再犯防止対策の必要性が高まっています。

このようなことから国において、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体における地方の状況に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされ、市においては、再犯防止推進法の趣旨を踏まえるとともに、国の再犯防止推進計画を勘定し、令和4年4月に「長崎市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の各種施策に取り組んできました。

そして、令和5年3月には、再犯防止に関する取り組みの更なる深化・推進を目的として「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指すため、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図る「第二次長崎市再犯防止推進計画」を策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等に関する法律」第8条の規定に基づき「再犯防止推進計画」を勘案して策定する「地方再犯防止推進計画」で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」や、「第5次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」と整合を図るとともに、「第二次長崎市再犯防止推進計画」とも整合を図ったものとします。

## 第3節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長崎市第五次総合計画 (後期基本計画)					
	5年間				
第5次長崎市安全・安心 まちづくり行動計画					
	5年間				
第二次長崎市再犯防止 推進計画					
	5年間				

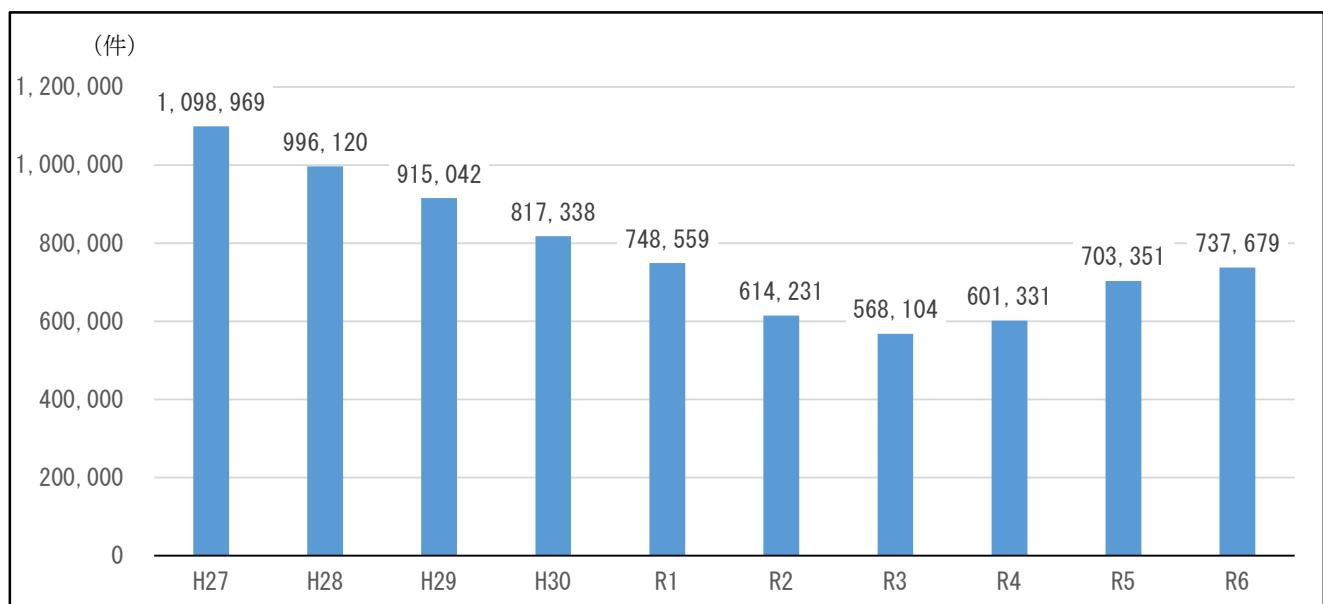
## 第2章 再犯防止を取り巻く状況について

### 1 刑法犯認知件数の推移

令和6年の長崎県の人口 10 万人当たりの刑法犯の認知件数を表す犯罪率は 316.4 件で、全国で少ない方から 5 番目となっております。

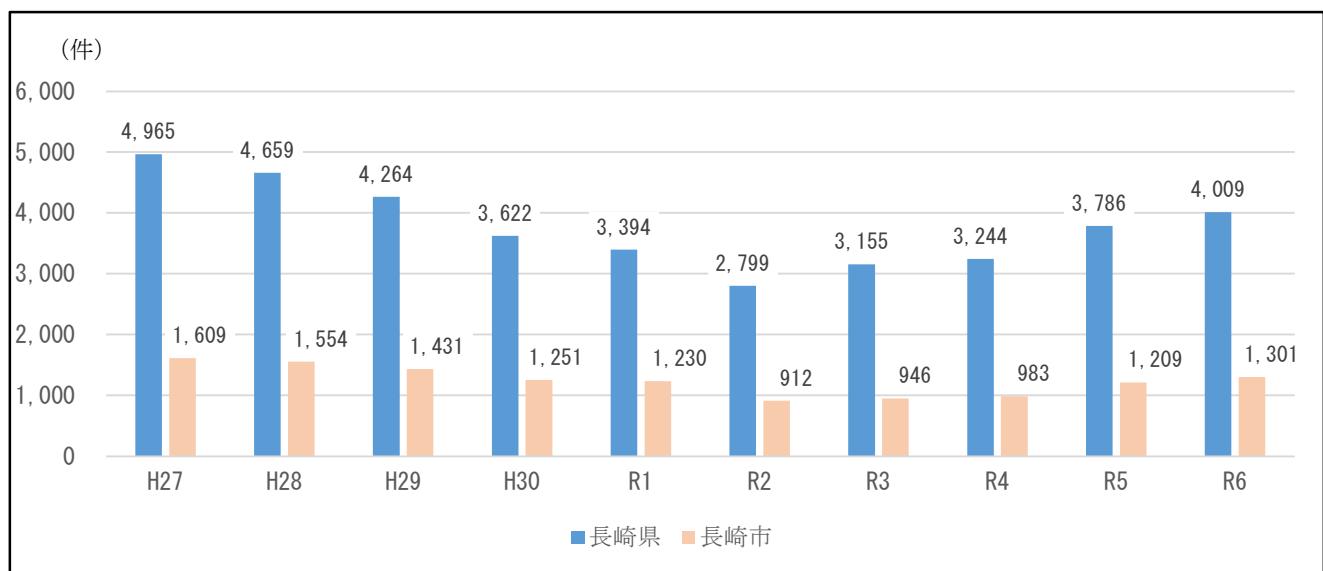
長崎市の刑法犯認知件数は、令和2年まで年々減少を続けていましたが、令和3年以降微増傾向にあり、全国及び長崎県も同様に微増傾向にあります。

【表1：全国】



警察庁犯罪統計資料を基に長崎市が作成

【表2：長崎県・長崎市】

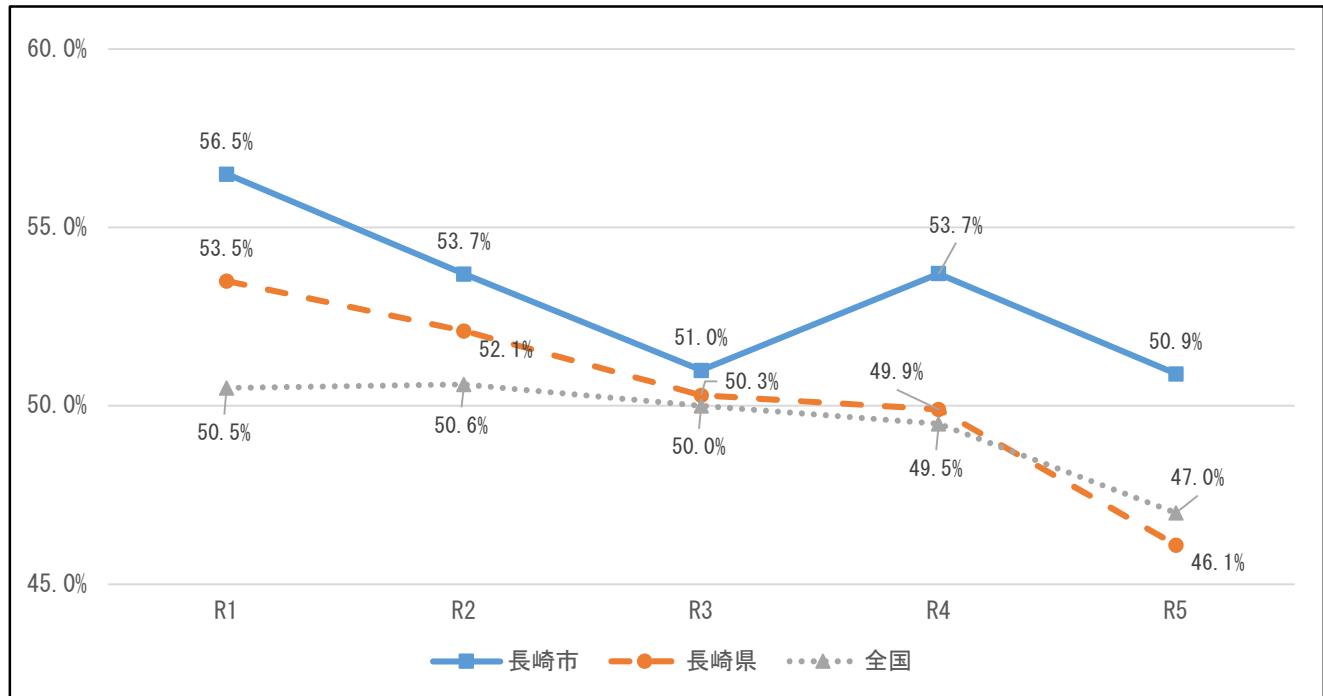


長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

## 2 長崎市を管轄する4警察署管内の再犯者率の推移（少年を含まない）

長崎市を管轄する4警察署管内（以下長崎市※）<sup>※4</sup>の再犯者率は50%台半ばで推移しており、全国や長崎県よりも高い状況にあります。

【表3】



法務省提供データを基に長崎市が作成

### 3 令和5年の刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（少年を含まない）

令和5年の刑法犯検挙者総数に占める無職者の割合は、全国が42.9%、長崎県が45.8%であるのに対して長崎市※が52.3%で、全国や長崎県よりも高く、また、刑法犯検挙者総数に占める高齢者の割合についても、全国が25.1%、長崎県が32.8%であるのに対して長崎市※が34.7%で、全国や長崎県よりも高くなっています。

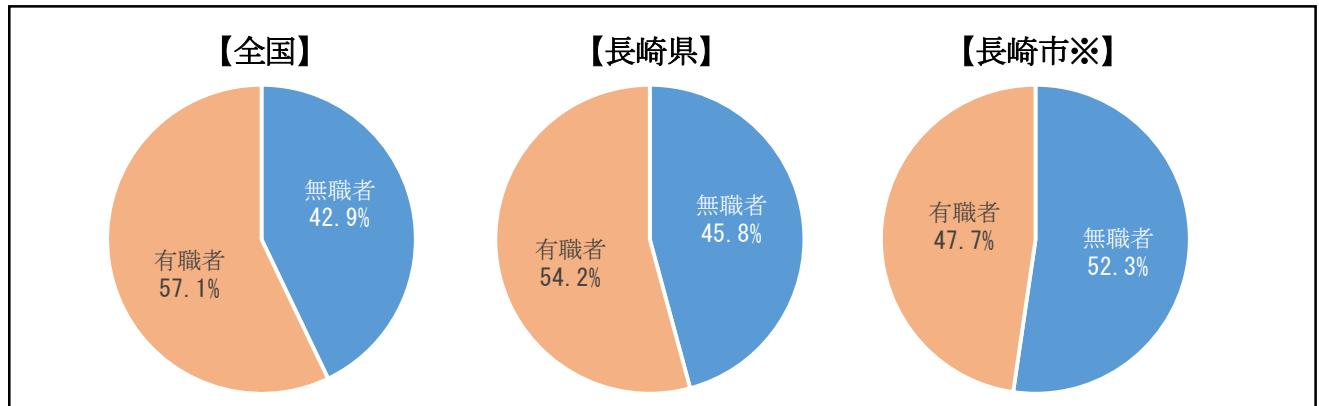
また、薬物事犯の検挙者数に占める再犯者数の割合は、刑法犯における再犯者率に比べ、高くなっています。

【表4：令和5年の刑法犯及び薬物事犯における検挙者】

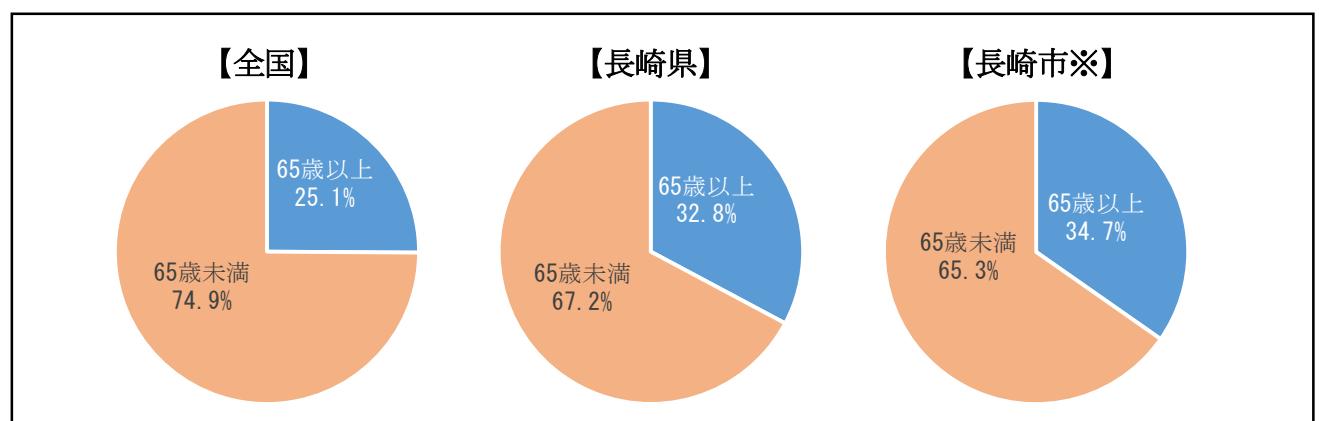
区分		刑法犯検挙者数						薬物事犯	
		総数	凶悪犯 <sup>※5</sup>	粗暴犯 <sup>※6</sup>	窃盗犯	知能犯 <sup>※7</sup>	風俗犯 <sup>※8</sup>		
全国	総数	人	163,870	4,230	46,230	75,514	11,043	6,180	11,464
	再犯者数	人	80,187	2,161	20,360	40,464	5,572	2,577	7,979
	再犯者率	%	48.9%	51.1%	44.0%	53.6%	50.5%	41.7%	69.6%
	無職者	人	70,326	1,676	13,539	42,405	4,083	1,140	4,137
	無職者の割合	%	42.9%	39.6%	29.3%	56.2%	37.0%	18.4%	36.1%
	65歳以上	人	41,099	451	6,984	28,017	1,049	668	279
	65歳以上の割合	%	25.1%	10.7%	15.1%	37.1%	9.5%	10.8%	2.4%
長崎県	総数	人	1,501	19	353	828	103	37	41
	再犯者数	人	721	9	154	433	52	19	26
	再犯者率	%	48.0%	47.4%	43.6%	52.3%	50.5%	51.4%	63.4%
	無職者	人	688	6	123	463	45	6	8
	無職者の割合	%	45.8%	31.6%	34.8%	55.9%	43.7%	16.2%	19.5%
	65歳以上	人	492	2	83	353	15	6	3
	65歳以上の割合	%	32.8%	10.5%	23.5%	42.6%	14.6%	16.2%	7.3%
長崎市※	総数	人	568	2	138	320	42	18	16
	再犯者数	人	289	1	66	177	22	9	10
	再犯者率	%	50.9%	50.0%	47.8%	55.3%	52.4%	50.0%	62.5%
	無職者	人	297	0	58	196	20	3	4
	無職者の割合	%	52.3%	0.0%	42.0%	61.3%	47.6%	16.7%	25.0%
	65歳以上	人	197	0	31	145	4	3	1
	65歳以上の割合	%	34.7%	0.0%	22.5%	45.3%	9.5%	16.7%	6.3%

法務省提供データを基に長崎市が作成

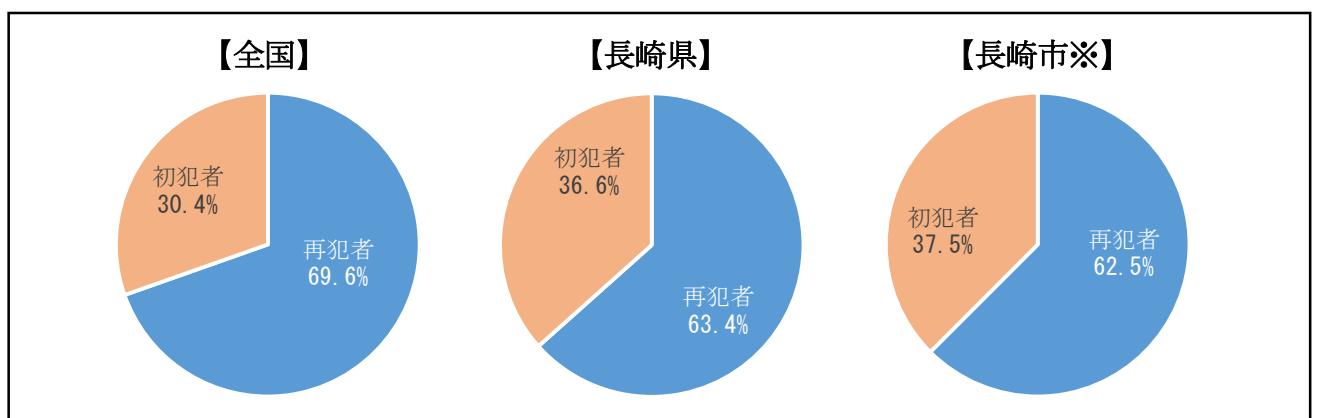
【図1：刑法犯検挙者のうち無職者の割合】



【図2：刑法犯検挙者のうち65歳以上の割合】



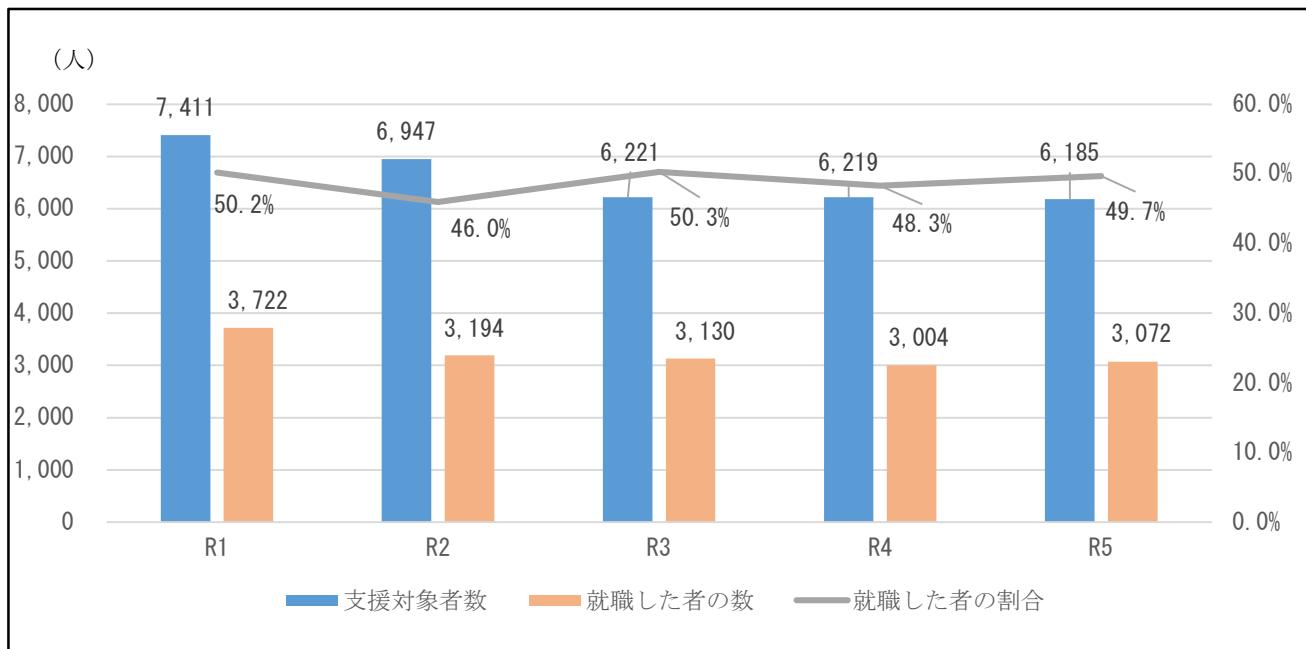
【図3：薬物事犯検挙者の再犯者率】



#### 4 刑務所出所者等総合的就労支援対策により就職した人数及びその割合

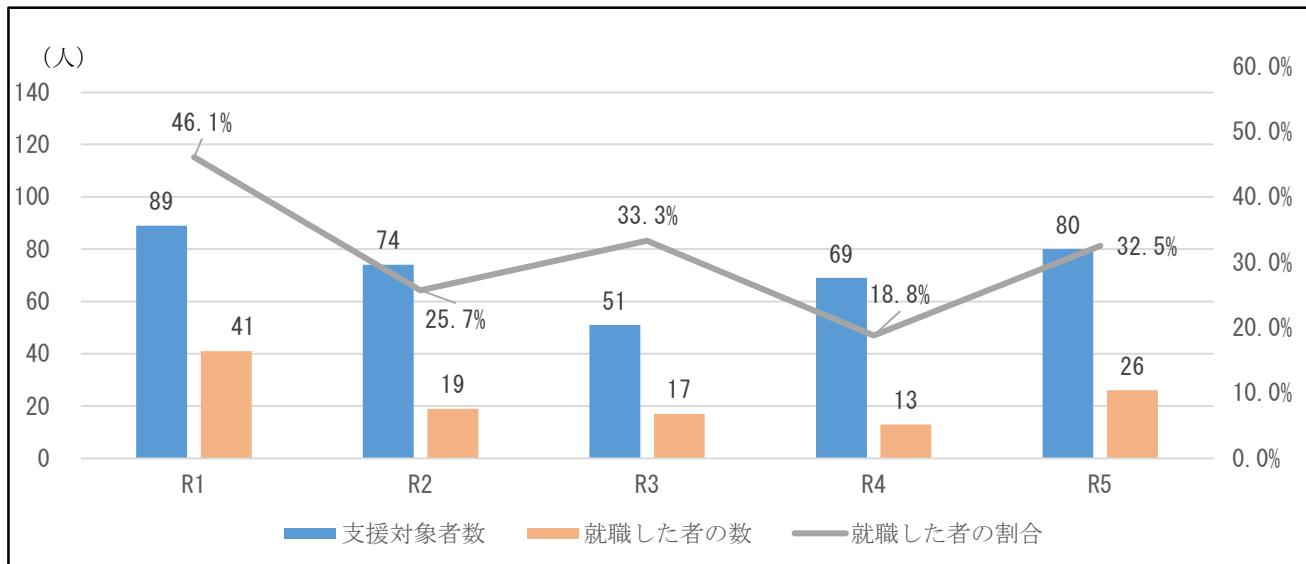
刑務所出所者等に対して、法務省（矯正施設<sup>※9</sup>、保護観察所<sup>※10</sup>）及び厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所等）が連携し、本人の希望や適性に応じた計画的な就労支援を実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策<sup>※11</sup>」によって就職した人の割合は、令和5年は全国で49.7%、長崎県で32.5%となっています。長崎県では80人に対して就労支援対策を実施し、26人が就職しています。

【表5：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表6：長崎県】

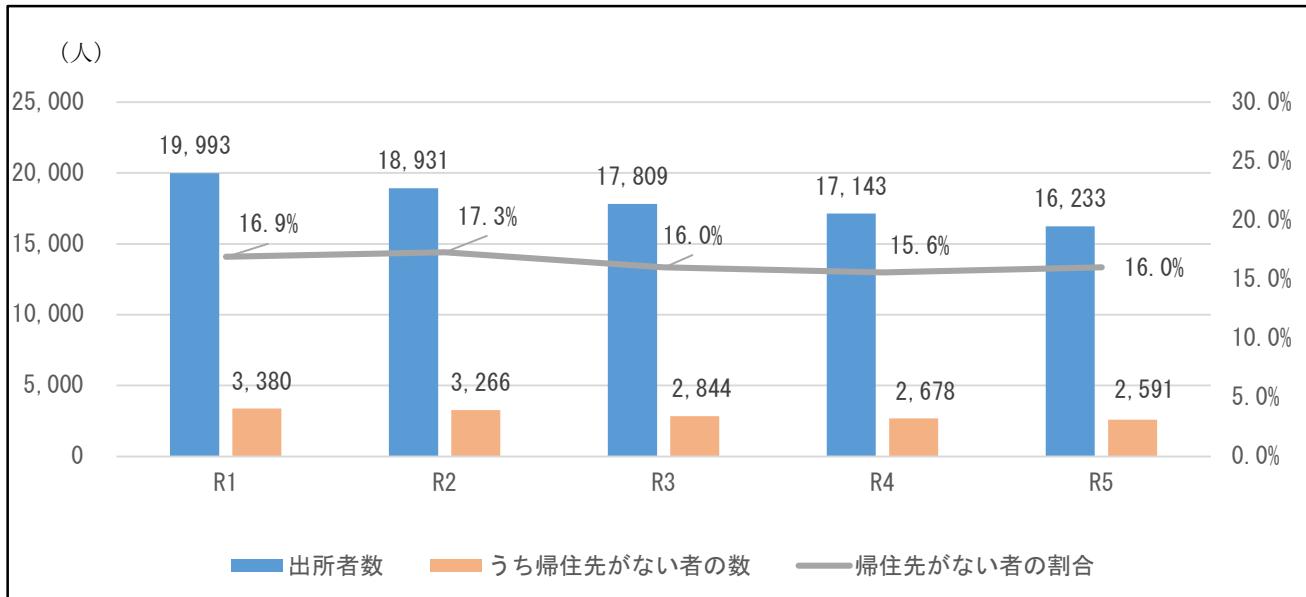


法務省提供データを基に長崎市が作成

## 5 出所時に帰住先がない人の状況

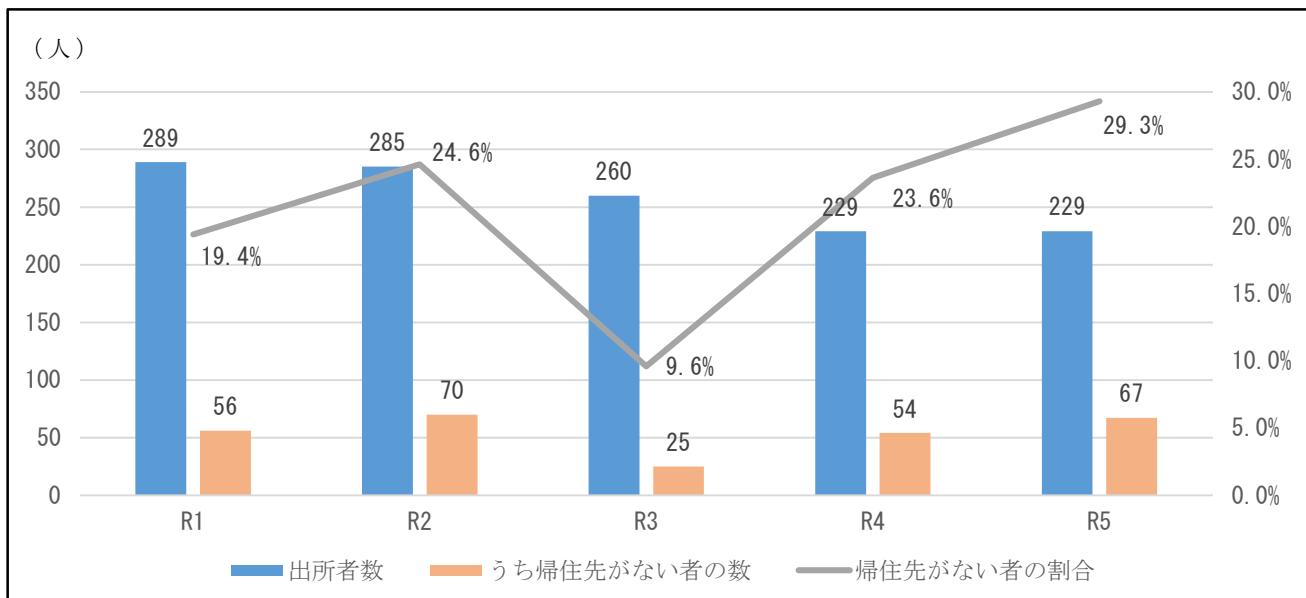
長崎刑務所出所時に、適切な帰住先がない人の割合は、全国と比較してやや高い傾向にあります。令和5年は全国の 16.0%に対して、長崎県は 29.3%となっています。

【表7：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表8：長崎県】

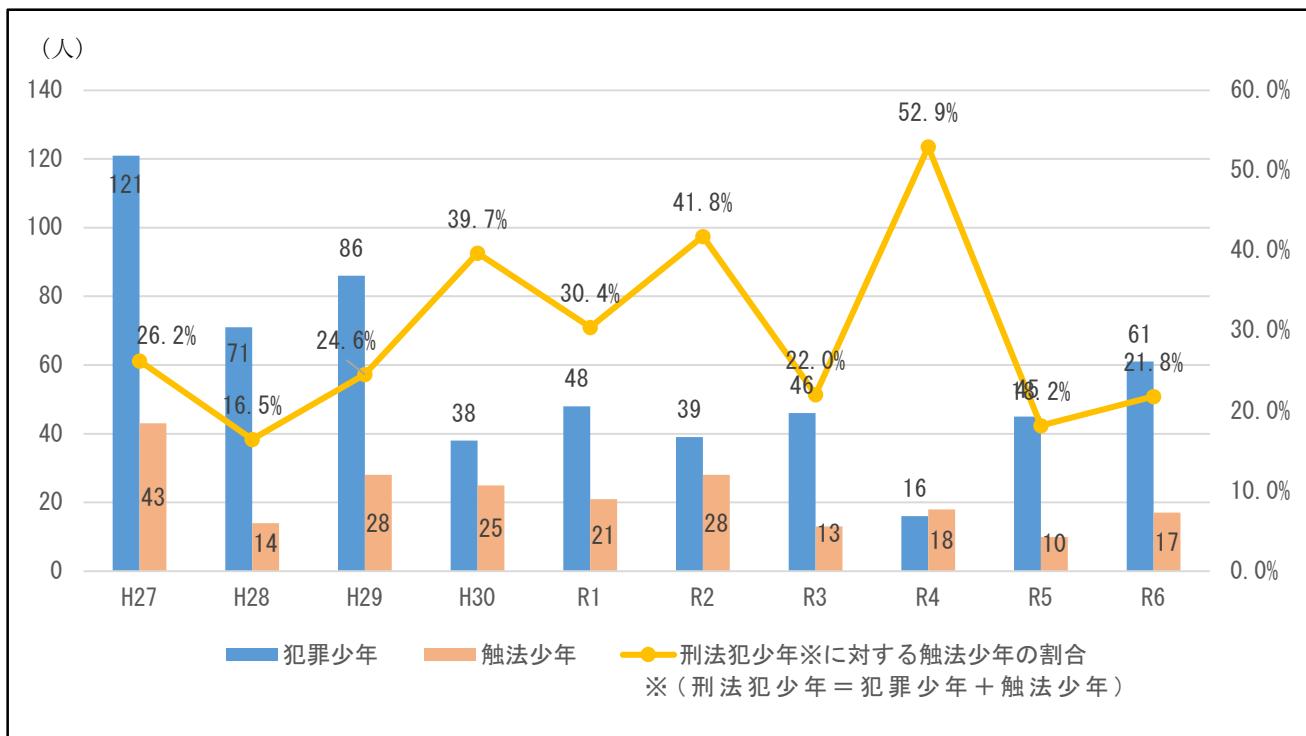


法務省提供データを基に長崎市が作成

## 6 犯罪少年、触法少年の状況

長崎市における犯罪少年<sup>※12</sup>は年によって波があるものの、触法少年<sup>※13</sup>は概ね横ばいで推移しています。

【表9：長崎市】



長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

## 7 罪種別刑法犯少年の状況

少年の検挙者数は減少傾向にあります。罪種別の検挙者数では、窃盗犯が最も多くなっていますが、その割合は減少傾向にあります。また、過去10年間において、凶悪犯は平成27年を除いて毎年数人を検挙しています。

【表10：長崎県】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
凶悪犯	0	1	4	2	3	2	1	1	4	14
粗暴犯	62	30	46	31	41	21	26	16	35	30
窃盗犯	322	174	193	129	124	90	81	75	109	124
その他	57	43	50	35	26	28	35	35	43	58
合計	441	248	293	197	194	141	143	127	191	226

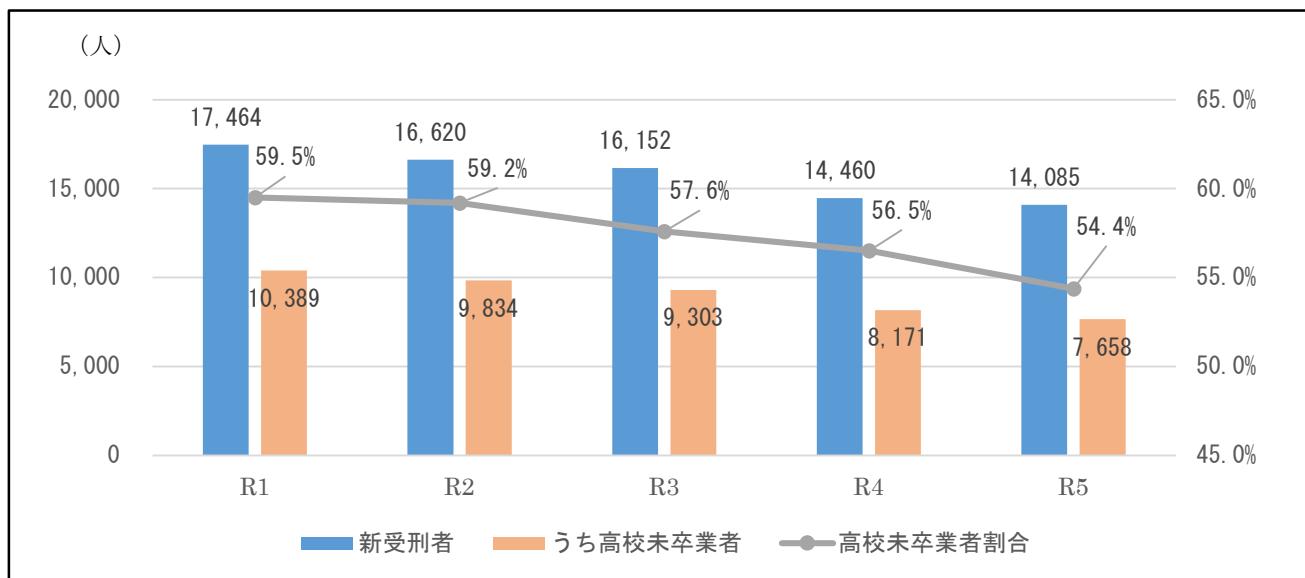
※その他は「知能犯」「風俗犯」「その他の犯罪」の合計

長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

## 8 新受刑者に占める高校未卒業者の割合

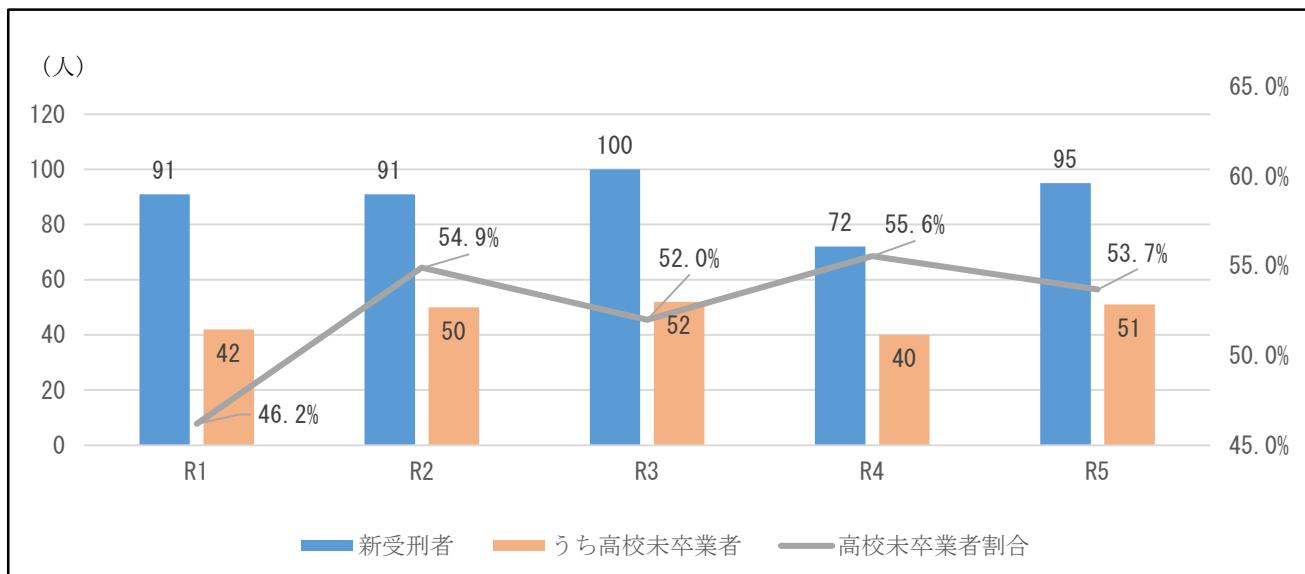
長崎県に居住していた新受刑者に占める高校未卒業者の割合は、全国と比較して低いものの、ここ数年 50%台で推移しており、令和 5 年は、全国の 54.4%に対して、長崎県は 53.7% となっています。

【表 11：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表 12：長崎県】



法務省提供データを基に長崎市が作成

## 第3章 課題と取組内容

国の第二次再犯防止推進計画、長崎県の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、次のとおり、課題を整理し、再犯防止の推進に取り組みます。

### 第1節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

#### 〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いとされており、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が、保健医療や福祉サービス等についての十分な情報を持っていないことで支援が行き届かず、罪を繰り返すケースもあると言われています。

また、令和5年における長崎市※の薬物事犯の検挙者数は20人を切っている状況ではありますが、再犯者率は刑法犯のどの罪種よりも高くなっています。

これら犯罪をした人等の円滑な社会復帰に向けて、適切な医療や福祉サービスが受けられるよう支援する必要があります。

#### 〈取組方針〉

犯罪をした人等の社会復帰を促進するため、高齢や障害等により医療や福祉の支援を必要とする場合であっても、支援につながっていない事例も多いと考えられることから、矯正施設や保護観察所等との連携を強化し、出所者等が出所後速やかに必要な保健医療・福祉サービスへ確実につながるよう、相談窓口の周知、情報提供、関係機関との連絡調整を行い、円滑にサービスを利用できるよう支援します。また、伴走的支援体制を構築することで、社会復帰と地域生活の安定を図ります。

(自治振興課、障害福祉課、こども健康課、地域保健課、国民健康保険課、後期高齢者医療室、生活福祉1・2課、各総合事務所地域福祉課、高齢者すこやか支援課、地域包括ケアシステム推進室、住民情報課)

## 第2節 住居の確保

### 〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があると言われており、これらの人々は帰住先が確保されている人と比較して、再犯に至るまでの期間が短いとされています。

県内の刑務所出所者のうち、刑務所出所時に帰住先がない人の割合は全国よりもやや高い傾向にあり、適当な帰住先がないまま釈放された人の多くが不安定な生活環境に置かれることを踏まえると、犯罪をした人等の出所後の住居を確保するための支援に取り組んでいく必要があります。

### 〈取組方針〉

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、多段階的な住居確保の支援を展開します。高齢者や障害者を含む対象者のニーズに応じた住宅確保を支援するとともに、矯正施設出所後の困難な状況にある者に対しては関係機関と連携して受け入れ場所の確保に協力します。

(建築総務課、住宅政策室、障害福祉課、生活福祉2課、東・南・北総合事務所地域福祉課)

## 第3節 就労の確保

### 〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍と高いことから、不安定な就労状況が再犯のリスク要因とされています。

長崎県内においても法務省と厚生労働省との連携による「刑務所出所者等就労支援事業」や「就労準備指導」により就労支援が行われているところですが、令和5年の長崎市※における刑法犯検挙者のうち無職である者の割合は全国や県よりも高いことから、この取組と併せて犯罪をした人等の就労の確保をそれぞれの状況に応じ支援することによって、再犯のリスク要因を排除していく必要があります。

### 〈取組方針〉

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、生活困窮者への自立相談支援や就労支援事業の実施、障害者就労支援相談所での相談支援体制の充実を通じて、就労を希望する人に対し、知識・経験のある職員による相談や情報提供を行います。同時に、ハローワークや地域若者サポートステーション、障害者職業センターなど関係機関との連携を強化し、就労移行支援や就労定着支援などのサービス提供体制を整備することで、就労後の定着までを包括的に支援します。

(生活福祉2課、障害福祉課、産業雇用政策課)

## 第4節 非行の防止と修学支援

### 〈課題〉

長崎市においては、子どもの人口が減少傾向にあるなか、触法少年の補導人員は横ばいで推移しています。非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、複雑な家庭環境、貧困等、児童生徒を取り巻く様々な問題が絡み合っており、さらには少年がこれらの問題を一人で抱え込むことによって、追い込まれて非行に走ることもあると考えられます。少年が非行に走らないよう地域における見守りや家庭や学校の指導による規範意識の向上等に取り組んでいく必要があります。

また、国の再犯防止推進計画によると、社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあるとされていることから、継続した学びや進学・復学するための支援に取り組んでいく必要があります。

### 〈取組方針〉

将来を担う児童・生徒等の健全育成を図り、学校や関係機関・団体と連携して、環境浄化活動や補導・相談活動、薬物乱用防止教室等を実施するとともに、心の教育充実によるいじめ防止や問題行動への対応を推進し、非行の未然防止及び早期対応に取り組みます。

あわせて、犯罪をした人等の円滑な復学支援、生活困窮家庭の中高生への学習支援、引きこもりや不登校への対応など、生活環境に課題を抱える子どもたちへの継続した支援に取り組み、社会への自立と包摂を促進します。

(こどもみらい課、生涯学習企画課、学校教育課、生活福祉2課、自治振興課、生活衛生課)

## 第5節 広報・啓発活動の推進

### 〈課題〉

昭和26年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない地域社会を築くことを目的とした“社会を明るくする運動”が実施されており、街頭広報活動など様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法によって7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯防止に関する取り組みは、市民にとって必ずしも身近なものであるとは言えないことや、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となるためには、犯罪の責任等を自覚することを促すことと併せて、社会において孤立することがないよう、市民の理解を得ることが重要です。

### 〈取組方針〉

犯罪をした人等が社会で孤立することのないよう、市民の再犯防止に対する理解と関心を深める活動を推進します。保護司会や更生保護女性会等の活動を周知するとともに、「社会を明るくする運動」など関係団体と連携した様々な広報媒体を活用した啓発に取り組みます。また、講習会やセミナーを開催し、人権尊重と規範意識の向上を図ることで、再犯防止に関する市民の理解を深めます。

(自治振興課、秘書課、地域保健課、人権男女共同参画室)

## 第6節 地域による包摂の推進

### 〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした人等の中には安定した仕事や住居がない、高齢者や障害のある人、疾病や薬物依存のある人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をしていく上での様々な課題を抱えている人が多く存在し、中には複雑化・複合化して課題を抱えている人がいるとされています。

刑事司法手続を離れた後、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく安定した生活を送るためには、関係機関、団体と連携し、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことができるよう、息の長い途切れることのない支援に取り組んでいく必要があります。

### 〈取組方針〉

矯正施設出所者等が社会に円滑に復帰し、地域の一員として自立した生活を営むためには、出所後の初期段階から継続的で包括的な支援が必要となることから、保護司、保護観察所、福祉・医療・雇用等の関係機関・団体との連携を強化し、途切れることのない支援体制を整備します。また、市民の意識啓発を通じた保護司等の活動の理解促進及び活動基盤を確保することで、地域における更生保護活動の促進に取り組みます。さらに、障害者や就労困難者に対する就労支援の充実を図り、社会全体で出所者等を包摂する環境づくりを推進します。

(自治振興課、障害福祉課、地域保健課、各総合事務所地域福祉課、中央総合事務所総務課、生涯学習課、産業雇用政策課)

## 第4章 推進体制

### 第1節 推進体制の整備

再犯防止の総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

### 第2節 計画の成果指標

再犯者を減らすことが地域の安全・安心につながり、再犯者数により安全・安心なまちづくりを評価できると考えられるため、現時点で把握できている時津町、長与町を含む「長崎市※における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合」を本計画の成果指標として設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、第二次長崎県再犯防止推進計画の成果指標を踏まえ、令和12年までに再犯者率を40%以下にすることを目指します。

成 果 指 標	単位	基 準 値 (令和6年)	目 標 値 (令和12年)
長崎市※における刑法犯検挙者に占める 再犯者の割合 〔暦年〕	%	—	40.0

〔基準値〕令和6年の刑法犯検挙者中の再犯者数（—）

【法務省提供データ】

※法務省から令和6年データが提供されたら更新する

## 用語の説明

### ※<sup>1</sup> 刑法犯認知件数

警察において犯罪の発生を認知した事件数

### ※<sup>2</sup> 刑法犯

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）

### ※<sup>3</sup> 再犯者

刑法犯等により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

### ※<sup>4</sup> 長崎市を管轄する4警察署管内（長崎市※）

長崎市、時津町、長与町を管轄する警察署の管内

### ※<sup>5</sup> 凶悪犯

殺人、強盗、放火及び強制性交等

### ※<sup>6</sup> 粗暴犯

暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合

### ※<sup>7</sup> 知能犯

詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

### ※<sup>8</sup> 風俗犯

賭博及びわいせつ

### ※<sup>9</sup> 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院

### ※<sup>10</sup> 保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている

### ※<sup>11</sup> 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省（矯正施設、保護観察所）及び厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所等）が連携する仕組みを構築したうえで、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介等を実施

### ※<sup>12</sup> 犯罪少年

14歳以上で罪を犯した少年

### ※<sup>13</sup> 触法少年

14歳未満で犯罪少年に該当する行為を行った少年

